

昭和十年

E-0112

0202

E1.1.0.5-1

歐亞局  
公普通 第五號

昭和十年一月八日

在黑河

副領事

大谷 二 郎



別紙添付 二

廣  
昭和十年一月八日  
大谷 二 郎

外務大臣 廣田 弘毅 殿

昭和十年一月八日附  
普通第四號  
在滿大使宛往信寫送附ス

件名

一 武市 於十人 題題、自由販賣制度 実施  
関スル 件



普通第四號

昭和十年一月八日

在黑河

副領事 大谷二郎

在滿洲國  
特命全權大使 南次郎 殿

武市ニ於ケル麵麩ノ自由販賣制度實施ニ関スル件  
首題ノ件ニ関シ國境警察隊ノ調査報告ニ依レバ蘇聯邦ニ於テ  
客年末從來ノ麵麩等ノ傳票配給制度ヲ廢シテ本年ヨリ  
自由ニ之ヲ販賣スルコトヲ發表シ居リタルトヨロ、今回一月一日ヨリ武  
市其他ノ各地ニ於テ之ガ實施ヲ見ルニ至レリ狀況左記ノ通

報告ス

左記

- 一 武市ニ於ケル麵麩自由販賣ノ狀況
- (一) 武市ニ於テハ政府ノ商業機關ニヨリ一月一日ヨリ麵麩ヲ一般  
住民ニ自由ニ販賣セシメガ爲メ次ノ如ク四十六ヶ所ノ賣店準備セラレタリ
- (二) 比シケエトルク
- (三) 中央労働者消費組合 十六
- (四) 軍消費組合 十九
- (五) 築城第一四區支部軍用消費組合 二
- (六) 極東「ゲペウ」專屬秘密消費組合 二
- (七) 通信連絡業労働者配給部 一
- (八) 水上労働者配給部 一

(外) 其他

計

四十六

(二) 第一日即チ一月一日、販賣成績ハ諸店、準備及メリケン粉ノ不足、製麵麩工場、作業能率不振ノ為、甚ク不良ニシテ即チ午前八時ヨリ販賣ヲ開始セシモ各賣店ニ於テ八時乃至十一時ニ至リ其商品ヲ殆ド賣リ盡シ又或ル賣店ノ如キハ全ク麵麩ノ配給ヲ受ケズ他店ヨリ融通ヲ受ケシモアリ是レ全ク製麵麩能力ノ不足ヲ証明スルモノニシテ例ハ第一製麵麩工場ニ於テハ當日ハ僅カニ十二噸ノ麵麩ヲ製造セルニ過ギズ隨ツテ各賣店ニハ從前ノ如ク老若男女購求者ノ行列スルヲ見又一方竝ニ「バザール」等ニ於テ投機的轉賣ヲ為ス者ノ現出ヲ見ルノ状況ヲ呈セリ例ハ「黒麵麩」一疋ヲ三留ニ賣リ居リシ者ヲ

「バザール」ニ見受ケタルガ如キ是ナリ

(三) 公定市價左ノ如シ

(イ) 黒麵麩

一疋

一留六十哥

(ロ) 灰色麵麩

一疋

二留四十哥

(ハ) フランス麵麩

一個

三留

(四) 其後漸次各賣店ニ於テ配給モ潤澤トナリ又一般民ハ常時何時ニテモ購入シ得ルノ實証ヲ見聞セシヲ以テ三日以後ニ於テハ購買者群ノ行列ヲ見ハルニ至レリ

二、一月五日武市ニ於テハ次ノ如クメリケン粉ノ自由販賣ヲモ開始セリ

(一) 賣店數

(イ) 「ピシチエトルグ」

十二

(四) 中共労働者消費組合

(ハ) 通信連絡業労働者及水上労働者配給部 若干

(ニ) メリケン粉ノ種類及價格

一八九十六パーセント物

四留五十哥

一四八十五パーセント物

三留二十哥

(三) 但メリケン粉ノ又ニ對スル販賣量ハ一回四担ニ限定セシメ又

其販賣ハ指定日ニ行ハル即チ一月五日ニ第一回ノ販賣ヲ行ヒ

シモ第二回ハ一月二十日ニ指定シアルガ如シ

三、極東各地ニ於ケル麵麩等ノ販賣状況

(一) 哈府 新ニ三十五箇所ノ賣店ヲ開設シ合計百八十箇所

ノ麵麩販賣店ヲ設ク

(二) 才ハ 二十五箇所ノ麵麩販賣店ヲ開設ス

(三) 極東地方ニ於ケル麵麩販賣店ハ百五十箇所ノ豫定ナリシモ

二百箇所ニ、又製麵麩作業ハ毎日三十七噸ノ豫定ナリシモ

百二十噸ニ實際ハ何レモ増加セリ

(四) イワノフカ、タンボフカ、サウイタヤ、ブルハラ、ボヤルコオ等ノ

各地ニ於テハ夫々其區内ニ麵麩ノ外ニ一月二十噸宛ノ

メリケン粉ヲ販賣スト云フ

四、麵麩販賣法ノ致陷

一月三日州執行委員會、全幹部會ハ麵麩ノ配給ハ潤澤トナリ

苗田ノ如ク購買者詳カ列ヲ為シテ其番ヲ待ツノ醜態ヲ一掃

セルモ左ノ致陷ヲ認メタリ

(イ) 某賣店ニ於テハ其従業員ノ為メニ麵麩ヲストックシテ自由

販賣ノ主旨ニ違背セル者アリ

(口) 麵麩品質低下シ粗製乱造、弊ニ陥リ易シ例ハ某製  
麵麩所、麵麩中ニ鼠ノ屍混入セルモ、及石塊ノ混入セ  
ルモ、等ヲ見タルガ如シ

以上

本信寫送附先

外務大臣

在齊々哈爾濱領事

在哈爾濱領事

歐亞局

第一線

昭和拾年壹月卅壹日接受

冬子ニ社を食料に  
昭和拾年一月廿一日

公第一三號

昭和十年一月八日

在オデッサ

領事 平田

外務大臣 廣田 弘毅 殿

肉・野菜類品薄ニ關スル件

當市ノ「バザール」ノ「コルホーズ」化ニ關シテハ曩ニ及報告置キタル處之カ爲メ「バザール」販賣ノ日用食料品ノ種類少ナクナリ且價格モ幾分騰貴シ一般人民ハ不滿ノ聲ヲ洩シ居レリ抑モ當市ニ於テ販賣セラル、食料品ノ主ナルモノ即チ肉類トシテハ牛肉、鶏肉ノ二種ニシテ其以外鳥獸肉ヲ見ルコト稀ナリ次チ野菜類



在オデッサ日本領事館

E.L.L.O.S-1

トシテハ夏期比較的暑ク長キ爲メ稍々數種ヲ販賣スルモ既ニ秋期トナリテハ馬齡薯、人蔘以外新鮮ナル青物ハ絶對ニ販賣セラレヌ唯魚類ハ黒海産ノモノニ限り夏期間數種類販賣セラル、モ自國産ノ優良ナル鮭・鱒・「ステルレジ」・「アセトリーナ」等ヲ初メ「カピア」ノ如キハ時期ノ如何ヲ問ハス當市場ニ現ハレタルコトナシ前述ノ如ク當地方ハ有名ナル黒土ナルカ上ニ比較的夏期長キタメ野菜・青物ノ栽培ニハ好適ノ土地ナルニ不拘一般市場ニ販賣セラレサルハ先ス當地方産ノ各種農産品ハ莫斯科「レニングラード」ニ送ラル、ト且當地ノ鐵道、「ゲ・ベ・ウ」、警察、軍隊等多數ノ人員ヲ有スル施設ハ自己ノ菜園ヲ有スルカ或ハ「コルホズ」「ソフホズ」ヲシテ自由ニ自己希望ノモノヲ栽培セシメ居ル爲メナリトス

在オデッサ日本領事館

馬齡薯ノ如キ最モ廣ク需用セラレ、モノニムテモ本年ノ如ク降雨不足ノ爲メ收穫少ナキ時ハ目方賣ヲナサス一個賣ヲナスコト珍ラシカラス  
兎ニ角富地方ハ一般ニ食料品ノ配給他地方ニ比シ不十分ナルカ就中肉類野菜類ノ不足ハ最モ顯著ナリ  
右報告申進ス  
本信寫送付先 在蘇大使

在オデッサ日本領事館



2

機密 第一五號

昭和十年一月十日

在武市

領事代理 下村 未 郎



外務大臣 廣 田 弘 毅 殿

武市ニ於テ麵麩ノ自由販賣制度開始後ノ  
狀況報告ノ件

當地機糶紙ハ運日ニ亘リ麵麩ノ切符販賣制度廢止、自由販賣制度開始ニ關スル記事ヲ掲ケ之ヲ謳歌スルト共ニ麵麩製造所ノ能力増進、

在ブラゴウエスチエンスク領事館

之子... 昭和拾年壹月廿八日接

附屬物添付

E-1.1.0.5-1

販賣網ノ擴張、店員ノ充實、麵麩ノ質向上、販賣店ノ修理裝備ヲ強行シ以テ一月一日迄ハ潤澤ニ且ツ最寄ノ場所ニ於テ住民ニ麵麩ヲ供給シ得ル様準備スヘキ旨力説之努メ居リタル趣ハ客年十二月十二日附公第一九〇號拙信報告ノ通ナルカ其後切符販賣制度廢止直前數日間ハ麵麩ノ佛底ヲ告ケ之カ入手容易ナラサル現象ヲ呈出セルニ付自由販賣制度トモナランカ當地機糶紙ノ力説宣傳ニ相違シ麵麩ノ入手ハ却テ困難トナルニ非ラスヤト豫想セラレタルモ一月一日以降自由販賣制度開始後ノ狀況ヲ見ルニ販賣網擴張セラレタル結果最寄ノ販賣店ニ於テ入手出來得ルト共ニ量ニ於テモ制限無ク入手出來得ル便宜アリ雖ニ切符販賣制度當時ヨリモ多量ニ供給セラレ居ルモノノ如ク前述切符販賣制度廢止直前數日間ノ現象ハ麵麩ノ値上ヲ見越シタ

在ブラゴウエスチエンスク領事館

E-0112

シタル買占ニ基因スルモノノ如ク察セラル  
左ハ云ヘ未タ麵麩ノ供給ハ潤澤ナリト云フ能ハス當地機關紙モ指摘  
シ居ルカ如ク其間種々ノ欠陥ヲ臆ス即チ當地麵麩製造所ハ未タ需要  
ヲ兩タスニ足ル準備無ク殊ニ新ノ欠乏ハ一大寒心事タリ武市以外ニ  
在リテハ新欠乏ノ爲麵麩製造ニ棄テ代用シ居ル所モアリト云ヘハ以  
テ其一端ヲ知ルニ足ルヘク又麵麩ノ配給上統制無ク尤モ當初ノ事ト  
テ一販賣店ニ封スル需要高見込立タサルヘキモ或販賣店ニハ過量ニ  
或販賣店ニハ過少ニ配給セラルル爲過少ニ配給セラレタル販賣店ニ  
於テハ直ニ賣切レ五十三個所ニ擴張セラレタル販賣網モ其意義ヲ失  
スル感アリ尙又彼等ハ前述セル如ク頃リニ麵麩ノ質向上ヲ云々シ居  
ルモ依然同質ノ粗悪ナル黒麵麩タルヲ免レス而モ値段ハ一疋六〇哥

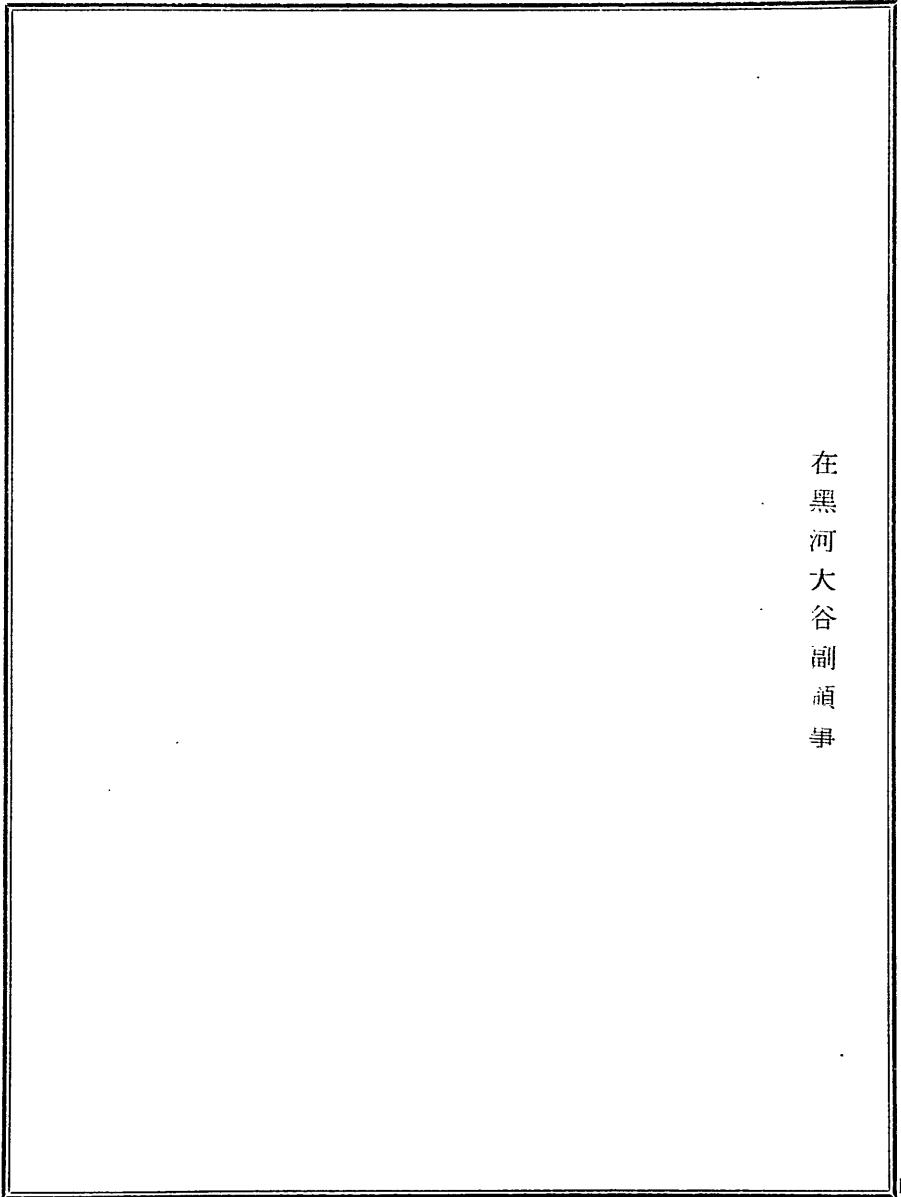
在ブラゴウエスチエンスク領事館

ヨリ一留四〇哥ニ灰色味ヲ帯ヒタルモノハ二留六〇哥ニ灰白色味ヲ  
帯ヒタルモノハ三留九〇哥ニ値ヒセラレタルニ之ニ相應シ未タ等餉  
質銀ノ値ヒセラレタルヲ聞カス一般民衆ハ従前ヨリモ多少容易ニ麵  
麩ヲ入手シ得ル事トナリタル代價トシテ倍額以上ノ支拂ヲ義務ツケ  
ラレタルモノト云フヘク尤モ洋服、靴其他日用品ハ従前ニ比シ値下  
ケラレタル感アルニ付之ニ依リ一般民衆ノ不平ハ抑止セラレ居ルモ  
ノカトモ思考セラル就テハ本報告ノ補遺トシ一月二日發刊當此機關  
紙ニ掲載セラレタル武市ニ於ケル麵麩自由販賣初日ノ狀況何等御參  
考迄別添ノ通譯報ス

本信寫送付先 在蘇臨時代理大使

在瀋大使

在ブラゴウエスチエンスク領事館



在黑河大谷副領事館

在ブラゴウエスチエンスク領事館

E-0112

武市ニ於ケル麵炮自由販賣初日ノ狀況

武市ニ於ケル初日ノ麵炮販賣狀況ハ良好ナリシト云フ能ハス即チ販賣機噐ハ販賣網ノ擴張及販賣店ノ修理ニ而已忙シミ燃料及電燈照明ニ付テハ配慮スル所無カリシ感アリ販賣店ノ燃料問題ハ中央労働者消費組合ニ於テモ食料品供給所ニ於テモ將又水運労働者物資供給支部ニ於テモ一大寒心事タリ又店員間ニ政黨的ノ大衆工作不充分ナリシ事實ハ直ニ消費者ニ對スル「サーヴィス」ニ影響セリ店員間ニ規律力如何ニ弛緩シ居リタルカハ開店ノ時刻遅延セシ事實確證ニ之ヲ物語リ居レリ例之「マスチエルスカヤ」街ト「コーペラチーフナヤ」街トノ角ニ在ル食料品供給所々屬販賣店ノ支配人「マスロフ」ノ如キハ午前七時ノ開店ナルニ二時間後レ漸ク午前九時ニ來店セリ麵

在ブラゴウエスチエンスク領事館

麵自由販賣ノ初日ニ於テ既ニ斯ノ如シ

武市ニテ製造セル麵炮ハ總量ニ於テハ市民ノ需要ヲ充分ニ充足シ得ル善ナリシニ各販賣<sup>店</sup>ヘノ配給ニ統制無カリシ爲麵炮ノ不足ヲ來セル販賣店多救續出セリ

「トラスト」第一麵炮製造所ハ一月一日ニ麵炮ヲ十二噸丈不足供給セリ依テ販賣店中ニハ標準量ヲ受領セサルモノアリ標準量ヲ受領セルモ痛ク時刻ヲ失セルモノモアリ食料品供給所々屬ノ賣店ニテハ午前十時ニ至ルニ一片ノ麵炮ヲモ所有セサルモノアリ中央労働者消費組合第二六號ニテハ午前十一時ニハ既ニ麵炮ヲ賣盡セリ此許「トラスト」ノ失態ニ依リ全然麵炮ヲ受領シ得サルモノヲ生シ管下ナル他ノ麵炮製造所ヨリ分割セシムルノ不体裁ヲ演シタリ

在ブラゴウエスチエンスク領事館

「トラスト」ノ指導者等ハ其罪ヲ「トラスト」ノ麵麩製造所ハ未タ  
需要ヲ満たスニ足ル準備無キ事「フォルシンカ」(製麵)ノ燃焼ヲ  
助ケル器具)大ニ過キ製麵罐ニ挿入シ得サル事薪ノ貯藏無カリシ事  
等ニ歸シ居ルモ不適當ナル辨明タルヲ免レス  
販賣、生産各機關ハ麵麩販賣ノ準備ヲ美事ニ遂行セル水運労働者物  
資供給支部ヲ須ラク蠶鑑トスヘシ當支部ハ課題ヲ二〇〇%遂行シ模  
範ヲ示シ以テ「トラスト」ノ失態ニ依リ生シタル麵麩ノ不足ヲ緩分  
緩和シ得タリ加之當支部所屬ノ販賣店ハ清潔ニシテ明ク店員ノ活動  
状態ト云ヒ好ク統制セラレタル點ト云ヒ以テ模範ト爲スニ足ル  
富武市ニ於テハ主力ヲ「トラスト」ノ麵麩製造所ニ任キ以テ所要量  
ノ麵麩ヲ生産シ得ル様萬全ノ措置ヲ講スヘキナリ又販賣網殊ニ中央

在ブラゴウエスチエンスク領事館

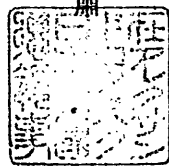
労働者消費組合、金銭労働者物資供給所及食料品販賣所ハ其所販賣  
店及販賣店ノ燃料ヲ保障スヘク考慮ヲ拂フ要アリ蓋シ麵麩ノ質ノ良  
否ハ懸ツテ使用燃料ニ在レハナリ  
殊ニ麵麩自由販賣初日ノ遺憾事ハ當日全ク投機者流ノ誤滅策講セラ  
レサリシ事ナリ「バザール」ニ於テハ麵麩一疋ヲ三留ニテ轉賣シ而モ  
何等所罰セララルル所ナカリシカ如シ  
之等ノ欠陥ハ速ニ除去スル要アリ民衆ハ暴ツテ自由販賣ノ圓滑化ニ  
努力スヘク各機關ハ賣店及販賣店ニ對スル後援ヲ擴大シ曠ク労働者  
主婦及麵麩購買者ヨリノ合理的提言ヲ容レ店員間ニハ宜シク社會主  
義的競争及突撃的精神ヲ涵養スル事肝要ナリ  
期クテ武市ニ於テ麵麩販賣ノ模範ヲ示スヘシ云々

在ブラゴウエスチエンスク領事館

本普通第八號

昭和十年一月十四日 在亞港

總領事 緒方 整 肅



外務大臣 廣田 弘毅 殿

當地方ニ於ケル麵麩、麥粉等ノ自由販賣制度

施ニ關スル件

昨年十一月ノ共產黨中央委員會總會決議及「ソ」聯邦人民委員會議  
決定ニ基キ當地方ニ於テモ本年一月一日ヨリ麵麩、麥粉類、マロロ  
ニ一、米、粒穀糧秣等ノ供給ハ從來ノ切符制度ヨリ自由販賣制度ニ

E1.1.0.15-17

Vertical handwritten notes on the right margin.

BII

移リタル處右ハ本島ノ如ク交通、運輸ノ關係上過去久シキニ其リテ  
特ニ深刻ナル食料品ノ不足不自由ヲ忍ヒ來レル邊鄙ノ地ニ於テハ正  
ニ一大事件トシテ一般住民ニ異常ノセンセーションヲ與テ迎ヘラレ  
タル模態ナリ  
右ニ關聯シ本件實施後當地方ニ於ケル二三ノ觀察ヲ述フレハ左ノニ  
シ  
一、政治的效果  
當地方ノ物資狀態ニ關シテハ客年三月卅日附本普通第二九號ヲ以テ  
報告致置タル通り當時ニ於テモ漸次好轉ノ徵看取セラレ居タリト雖  
最モ重要ナル麵麩、麥粉ノ如キハ然ラス寧ロ惡化ノ傾向ヲ示シ一昨  
年十一月本官着任直後當分ノ間ハ黑麵麩ノ外白麵麩ノ配給モ行ハレ

タルモ（尤モ白麵麩ハ病院、託兒所其他小範圍ヲ限り配給セルモノナリ）幾何モナクシテ白ハ半白トナリ次テ夫スラ全然姿ヲ消シ今回ノ新制度實施直前迄一般民ニ對スル配給ハ粗惡ナル黒麵麩アリタルノミ、從而今回ノ各種麵麩、麥粉類ノ無制限自由販賣制實施ハ之ヲ社會主義建設ノ成功ト結ヒ付ケテ謳歌之力ムル新聞紙等ノ宣傳ト俟テ地方人心ニ及ホス政治的效果頗ル大ナルモノアルヘキハ争ヒ難キ所ナリ

但シ今回ノ自由販賣制度實施ニ際シ當地方ハ最高價格ヲ設定セラレタル第八地帯（最遠隔地方）ニ屬スルヲ以テ從來ニ比シ販賣價格著シク昂騰スルコト、ナリタル處之ニ伴フ貨銀ノ増額支給ハ今尙徹底セサル爲ニ、三ノ部落ニ於テ労働者ノ怠業發生セルヤノ風説行ハレ

居レリ

### 三、販賣網ノ擴充

自由販賣實施ニ伴フ麵麩焼工場及販賣店ノ増設擴充ハ著シキ現象ナリ、亞港ノミニ就テ見ルモ從來市内ニ於ケル麵麩配給所ハ五、六箇所ニ過キサリシヲ以テ各配給所附近ニハ當ニ延々タル買出入ノ行列ヲ目タルカ新制度實施ト共ニ市内及近郊ニ於ケル麵麩、麥粉等ノ賣店ハ増設セラレテ十九箇所トナリ從テ從來ノ如キ買出行列ハ其姿ヲ没シ不便著シク緩和セラレタルヤニ觀察ゼラル因ニ現行州全体ニ亙ル麵麩焼工場及賣店數ハ次ノ通りトナレリ

麵麩焼工場

四一（内新設 三）

賣店

一九三（内新設二三）

BII

BII

(註、オハ區ヲ除ク、但シオハ市ノ賣店ハ)  
二五ト報セラル

三、食料以外ノ物資ニ對スル影響  
今回ノ自由販賣制ハ麴麩、麥粉等ノ主食品其他二三種ノ食料品及糧  
秣ノミヲ對象トスルモノナルモ之ニ伴ヒ衣服類、日用雜貨等其他ノ  
商品類モ亦漸次供給潤澤トナレル傾向ヲ示シ現ニ當市ニ於テハセフ  
スナブ、トラストニ依リテ昨年末二回ノバザ<sub>イ</sub>開カレ衣服類、臺所  
用品、諸雜貨等ノ大量賣出<sub>イ</sub>行ハレ住民殺到頗ル盛況ヲ呈シタルカ所  
ノ如キ企ハ過去ニ於テ曾テ見サリシ所ナリ、  
之ヲ要スルニ今回當國全体ニ亘ル主食品ノ自由販賣開始ハ大ナル政  
治、經濟的意義ヲ有スル事件ニシテ今後之カ國民生活ノ各方面ニ及

BII

ホスヘキ影響ハ充分刮目ニ値スルモノト思ハル、

尙ホ當處ニ於ケル日用必需品ノ充實振ヲ示サンカ爲メ本月十二日發  
刊當地機關紙ノ附録タルサハリンスナブ、トラストノ賣出廣告(販  
賣商品ト價格表)ヲ添付ス、斯ノ如キ商品ハ從來容易ニ入手シ得ラ  
レサリシモノニシテ今回初メテ普ク一般民衆ニ公開賣出サレタルモ  
ナリ

右報告申進ス

本信寫送付完

在「ソ」聯邦 酒 旬代理大使

三オハ 村 瀬分館主任

BII



尾形忠雄

本普通第八號

昭和十年一月十四日

在亞港總領事 緒方整肅

外務大臣 廣田弘毅殿

ニ關スル件

昨年十一月ノ共產黨中央委員會總會決議及「ソ」聯邦人民委員會議決定ニ基キ當地方ニ於テモ本年一月一日ヨリ麵麩、麥粉類、マカロニ、米、粒穀種稈等ノ供給ハ從來ノ切符制度ヨリ自由販賣制度ニ移リタル處右ハ本島ノ如ク交通、運輸ノ關係上過去久シキニ亘リテ特ニ深刻ナル食料品ノ不足不自由ヲ忍ヒ來レル邊鄙ノ地ニ於テハ正ニ一大事件トシテ一般住民ニ異常ノセンセイションヲ以テ迎ヘラレタル模様ナリ

右ニ關聯シ本件實施後當地方ニ於ケル二三ノ觀察ヲ述フレハ左ノ如シ

外務省

政治的效果

當地方ノ物資狀態ニ關シテハ客年三月卅日附本普通第二九號ヲ以テ報告致置タル通り當時ニ於テモ漸次好轉ノ徵看取セラレ居タリト雖最モ重要ナル麵麩、麥粉ノ如キハ然ラス寧ロ惡化ノ傾向ヲ示シ一昨年十一月本官着任直後當分ノ間ハ黑麵麩ノ外白麵麩ノ配給モ行ハレタルモ（尤モ白麵麩ハ病院、託兒所其他小範圍ヲ限り配給セルモノナリ）幾何モナクシテ白ハ半白トナリ次テ夫スラ全然委ヲ消シ今同ノ新制度實施直前迄一般民ニ對スル配給ハ粗惡ナル黑麵麩アリタルノミ、從而今回ノ各種麵麩、麥粉類ノ無制限自由販賣實施ハ之ヲ社會主義建設ノ成功ト結ヒ付ケテ謳歌之力ムル新聞紙等ノ宣傳ト相俟テ地方人心ニ及ホス政治的效果頗ル大ナルモノアルヘキハ爭ヒ難キ所ナリ

但シ今回ノ自由販賣制度實施ニ際シ當地方ハ最高價格ヲ設定セラレタル第八地帯（最遠隔地方）ニ屬スルヲ以テ從來ニ比シ販賣價格著

外務省

E-0112

シク昂騰スルコトナリタル處之ニ伴フ賃銀ノ増額支給ハ今尙徹底セサル爲ニ、三ノ部落ニ於テ勞働者ノ怠業發生セルヤノ風説行ハレ居レリ

販賣網ノ擴充

自由販賣實施ニ伴フ麵麩焼工場及販賣店ノ増設擴充ハ著シキ現象ナリ、亞港ノミニ就テ見ルモ從來市内ニ於ケル麵麩配給所ハ五、六箇所ニ過キサリシヲ以テ各配給所附近ニハ常ニ延々タル買出人ノ行列ヲ見タルカ新制度實施ト共ニ市内及近郊ニ於ケル麵麩、麥粉等ノ賣店ハ増設セラレテ十九箇所トナリ從テ從來ノ如キ買出行列ハ其妻ヲ没シ不便著シク緩和セラレタルヤニ觀察セラル因ニ現在州全体ニ亘ル麵麩焼工場及賣店數ハ次ノ通りトナレリ

麵麩焼工場

四一（内新設 三）

賣店

一九三（内新設二三）

（註、オハ區ヲ除ク、但シオハ市ノ賣店ハ二五ト報セラル）

外務省

食料以外ノ物資ニ對スル影響

今回ノ自由販賣制ハ麵麩、麥粉等ノ主食品其他二三種ノ食料品及糧秣ノミヲ對象トスルモノナルモ之ニ伴ヒ衣服類、日用雜貨等其他ノ商品類モ亦漸次供給潤澤トナレル傾向ヲ示シ現ニ當市ニ於テハサフスナブ、トラストニ依リテ昨年末二回ノバザー開カレ衣服類、臺所用品、諸雜貨等ノ大量賣出行ハレ住民殺到頗ル盛況ヲ呈シタルカ斯ノ如キ企ハ過去ニ於テ曾テ見サリシ所ナリ、

之ヲ要スルニ今回當國全体ニ亘ル主食品ノ自由販賣開始ハ大ナル政治、經濟的意義ヲ有スル事件ニシテ今後之カ國民生活ノ各方面ニ及ホスヘキ影響ハ充分刮目ニ値スルモノト思ハル、

尙ホ當地ニ於ケル日用必需品ノ充實振ヲ示サンカ爲メ本月十二日發刊當地機關紙ノ附録タルサハリンスナブ、トラストノ賣出廣告（販賣商品ト價格表）ヲ添付ス、斯ノ如キ商品ハ從來容易ニ入手シ得ラレサリシモノニシテ今回初メテ普ク一般民衆ニ公開賣出サレタルモ

外務省

ノナリ

右報告申進ス

本信寫送付先

在「ソ」聯邦

在オハ

酒 村  
句代理大使  
瀬分館主任

外務省

9.12

は(イ)

E-0112



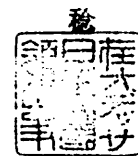
歌亞局

機密公第二三號

昭和十年一月十四日

在オデッサ

領事 平田



外務大臣 廣田 弘毅 殿

「パン」自由 販賣ト穀物輸出ニ關スル件

「パン」自由販賣ニ付テハ中央政府ニ於テ既ニ客夏頃ヨリ考量シ當  
「オデッサ」市役所ニモ其可能性如何ヲ問合セアリタルヤノ風説耳  
ニシ居タルモ客年早魁ニテ穀物作柄不良ナリシ事實ニ鑑ミ市當局モ  
之ヲ重要視セサリシ位ナリシニ意外ニモ客年末ニ至リ命令降下不得  
已萬端ノ準備ヲ急速ニ實施スルコト、ナリタル由ナリ

在オデッサ日本領事館

第一線

昭和拾年貳月六日 控

勿論中央當局トシテハ不作ナリシコトハ十分之ヲ承知シ居ルニ付從  
來ノ如ク穀物ノ輸出ヲ行ハス只管國內供給ニ主力ヲ注キタルモノト  
認メラル

當港ノ歸スル限り客年秋ヨリハ從來ノ如ク穀物輸出ノ外國傭船ハ殆  
ント來ラス埠頭ハ寂莫タル有様ナリ

尙黒海ノ穀物輸出港タル「ノウオロシイスク」ニ關スル情報ニ依ル  
ニ同港ヨリノ穀物輸出ハ昨秋來皆無ナリト

右報告ス

本信寫送付先 在蘇大使

在オデッサ日本領事館

歌  
亞  
局

機密公第二四號

昭和十年一月十四日

在オデッサ

領事 平田

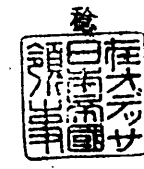
外務大臣 廣田 弘毅 殿

「パン」ノ自由販賣狀況ニ關スル件

「パン」及其他穀物ノ自由販賣實施以來約二週日ヲ經過セル處當市ニ於ケル「パン」ノ販賣狀況ハ概シテ良好ナラス

「パン」ノ配給ハ圓滑ヲ缺キ其量モ比較的少ナク購入者ハ依然列ヲナシ居レリ又「パン」ノ品質ハ從來ノ商價「パン」ニ比シ惡ク種類ハ灰色「パン」二種(一疋二留及一留十哥)黒「パン」一種(一疋

在オデッサ日本領事館



昭和拾年貳月六日 接受

E-11.0.5-1

一留)佛蘭西「パン」三種(一個一留四十哥、九十哥及八十五哥)ニシテ「パン」以外ノ穀物ノ賣出ハ殆ント無ク麥粉ハ初日ニ賣出サレタルノミニテ忽チ賣切レ其品質モ二等品ノ惡キモノナリ  
右「パン」販賣不況ハ新聞情報ニ依ルニ(一)準備期間短カカリシ爲メ「パン」製造所、商店ノ増設間ニ合ハス(二)運輸機關不足シ配給圓滑ナラサルコト等ニ基因スル由ナリ  
市當局者ノ談ニ依ルニ客夏莫斯科ヨリ「パン」切符制度廢止ニ關シ照會ヲ受ケタルカ當時ハ種々ノ事情ニ依リ切符制度ヲ廢止スルコトハ如何ニシテモ出來難キ状態ニ在リタル爲メ其旨回答シ其後何等具體的話ナク其儘取止メトナリタルコト、思ヒ居タル處客年十二月初メ突然本制度廢止ノ命令ニ接シ驚キタル次第ナリ從テ之ニ對スル下

在オデッサ日本領事館

準備ハ何等ナク又右様ノ短期間ニテハ充分ナル準備モ出來ス今日ノ如キ種々ナル支障ヲ來シタル趣ナリ  
尙當館ノ得タル情報ニ依ルニ「パン」販賣ノ支障ハ製造所、商店並ニ運輸機關ノ不足モサルコトナカラ其主要原因ハ麥粉ノ豫備手薄ニ在ル由ニテ無制限ニ、且自由ニ販賣セラルヘキ小麥粉ノ賣出カ僅カニ月二回（五日及廿日）ニ制限セラレ居ル事實ハ此間ノ消息ヲ語ルモノト認メラル

他方一般人民殊ニ近郊農ノ民ノ間ニハ無切符制度ノ永續性ニ疑ヲ抱キ「オデッサ」ニ來リ多量ノ「パン」ヲ買貯メ或ハ之ヲ高價ニ轉賣スルモノアリ又一部工場及「ソフホズ」ニ於テハ「パン」不足ノ爲メ引換券ヲ發行シ甚タシキハ從來ノ「パン」切符ヲ其儘使用シ居

在オデッサ日本領事館

ル處モアリ自由販賣制度ニ對スル人民ノ信用甚タ薄シ  
市當局ニ於テハ是等違犯者ヲ嚴重取締ルト共ニ此種違犯ハ「パン」ノ製造及配給不足ニ基因スルニ鑑ミ一月八日付決定ヲ以テ「フレブトラスト」長、「オデツストルグ」運輸部長及同穀物部長ヲ問責シ之等缺陷ノ速ナル除去ニ努ムルコト、セリ  
市中「パン」ノ自由販賣ニ伴ヒ其他食料品（腸詰、ハム、チーズ、バター、砂糖、罐詰類）モ各種商店ニ相當多量賣出サレ初メタルカ品質惡シキト高價ナル爲メ賣行キ惡シ  
前記自由販賣ノ狀況今後如何ニ改善セラレ、ヤ窺知シ難キモ不取敢今日迄ノ模様報告ス  
尙「パン」價ノ下落ニ伴フ一般物價ノ變動ハ左ノ如シ

在オデッサ日本領事館

	單位	一九三二年十一月	一九三四年十月	一九三五年一月十二日
馬	一疋			
雞	十個	七五〇	七〇〇	八〇〇
雞	一羽	二八〇〇	二四〇〇	二八〇〇
豚	同	一四〇〇	一五〇〇	一五〇〇
牛	同	八〇〇	一三〇〇	一三〇〇
ハム	同	一	一	二〇〇
腸詰	同	一	一	二〇〇
バター	同	三八〇〇	二五〇〇	三〇〇〇
砂糖	同	一三〇〇	一三〇〇	一七〇〇
小麦粉	同	一〇〇〇	二六〇〇	一六〇〇
黒パン	一疋	八〇〇	(商價) 二〇〇	一〇〇

在オデッサ日本領事館

植物油	一疋	三〇〇〇	二八〇〇	×	三七〇〇
(備考)	一九三二年及三四年ハ孰レモ「バザール」ノ値段、				
	一九三五年ハ×印「バザール」ノ値段				
右ノ如ク商店賣出ノ「パン」、麥粉及砂糖ハ低落シ商店ニナク「バザール」ノミニアル品ハ漸騰ノ傾向ヲ示セリ					
「パン」麥粉等ノ價格漸落ニ依リ從來「パン」切符及其他配給上ノ特典ヲ有セサリシ工場勞働者以外ノ一般人ハ生活幾分樂ニナリ満足ナル様ナレト労働者ノ生活ハ増俸(重工業部所管企業労働者ノ「パン」切符廢止ニ伴フ増俸ハ大約月額七留一四十五留ナリ)アリタルモ配給上ノ特典ノ消滅ニ依リ却テ苦シクナリ不平アル様子ナリ(從來彼等ハ一疋五十哥ノ配給「パン」ヲ受ケ居タルカ今次改制ノ結果一疋一留ノ「パン」ヲ買フコト、ナリ一日一疋ヲ常用スルトシ					

在オデッサ日本領事館

テモ一月ニハ從來ニ比シ約十五留ノ支出増トナリ加フルニ其他食料  
品モ一般人同様商價ニ依ルコト、ナリタル爲メ増俸額以上ニ支出額  
増加スルコト、ナレリ

本信寫送付先 在蘇大使、在波蘭公使

在オデッサ日本領事館



郵政局

外務部 第六號

昭和十年一月十四日

福井縣知事

近藤 駿



内務大臣 後藤 文夫 殿  
外務大臣 廣田 弘毅 殿  
指定應存縣長官殿  
在哈内務事務官殿

パン、切符制度廢止ニ關スルモロトフ、報告  
演説ニ關スル件

E.I.I. 0.5-1

一九二四年十一月三十日附イヌベスチヤ紙「同年十一月二十五日莫斯科ニ於テ開催サレタル全聯邦共產黨中央委員會議ニ於テモロトフ、ハセルパン、切符制度廢止ニ關スル報告演説ヲ掲載シ居レルノ譯文凡記、如クニ有之  
石及申(通)御俟也  
記

一九二四年十一月三十日附イヌベスチヤ紙「

世界、視聽ヲ集メタル該部先演説、概要ニ及テ五ヶ年計画ノ實施ニ伴フ非常手段トシテ採用シタル食糧増産ノ切實別なモ一ヶ年五ヶ年計画、或ハ何れも達成ノ影響ニ及ビ、刀ノ充實ニ穀物、他農産物、増産收穫、食糧増産ノ潤沢或ハ餘裕ヲ得ルニ至リタメ該別なノ炊糶ヲ避ケ且民大衆ニ食糧増産ヲ解放セントスルモテアルト云フニ在リ 蓋シ該別なノ廢止ハソウエート史上ニ新紀元ヲ劃スルキ一大転換トモ云ヘク該別な廢止後ニ於テソウエート情勢ニ多大ナル關心ヲ持タレル

「パンニ對スル切符制度ノ廢止ハ成巧ノ証明者ナリ

同志諸君！

パンニ對スル切符制度ノ廢止ニ關スル問題ハ現在上程ナレ  
タコトハ偶然デハナイ。コノ問題ハ熟成シテキタ。供給ニ對ス  
ル合理化（切符制度）ノ實施ニ關スル黨ノ決議ハ一九二八  
年末及ビ一九二九年ノ當初ニ於テ發表サレテキル。パンニ  
續イテソノ他ノ若干ノ生産物ニ對スル切符制度ハ莫斯科  
科。レーニングラード及ビスベテノ消費地帯ニ於テ實施セラレ  
ソノ後間モナクソウエート聯邦ノ全般ニ亘ッテ實施セラレニ至  
ワタ。斯クシテパンノ切符制度ノ存在ハ、六ヶ年間續イテ  
セル。

吾々がパンニ對スル切符制度ヲ實施シタル當時ニ於ケル吾々が  
ニ於ケルコルホズ及ビソノホズハ少數デアリ農村ニ於テハ貧弱ナル技  
術ノ低率ナル收穫ヲ持ッ個人ノ小経営ハ正倒シテキタ  
ソノ當時ノ細分ノ農業経営ノ工業ノ發展及ビ一切ノ社  
會主義的建設ヨリノ若シキ後進ハ吾々がシテ凡ユル不便ヲ

押切ッテ供給ニ對スル切符制度ノ實施ヲ餘儀ナクセンメタ

現在農業経営ハ根本的ニ改革セラレタ。現在農村ニ於テ  
ハ數千台ノ自動機械、トラクター、コンバイン及ビソノ他ノ複雑ナ  
ル農業機械ニヨッテ武装サレタ。コルホズノ機構ガ支配シテキル  
コノ六年間ニ於テ且後サレタルコルホズハ若シク強化シ且確立シテ  
セル。農業ノ迅速ナル發展ニ對スル一切ノ根本的提案ハ創  
設サレタ。コルホズハソノホズト共ニ農業及ビ一切ノ國民經濟ノ  
發展ニ於テ現在偉大ナル勢力ヲ示シテキル。

コノ農村改革ヲナサンガタメニ六乃至七年ガ必要トセラレタ  
即コノ六乃至七年間ニ於テ換言スレバ個人経営ヨリコルホズ  
經營へ及ビ小規模経営ヨリ強カナル機械的設備ヲ具備ス  
ル大規模経営へ、コノ農業改組期間ニ於テ即集約化事業  
ヲ強化センガタメニ必要デアッタ。コノ期間ニ於テ吾々はパン供給  
ニ對スル切符制度ガ必要デアッタ。即吾々が現在パン、パン粉  
及ビ挽割ニ對スル切符制度ノ廢止ヲ問題トシテキルコトガ偶  
然デイト同柿ニ一九二八年ニ於テ黨並ニ政府ガコノ切符制  
度ヲ廢止スルコトニ決定シタル狀況モ亦偶然デハナイ。

吾々が何故ニ六年前切符制度ヲ実施シテカ  
 何トナレバ吾々が吾必ノ急速ナル工業化政策ノ実施ヲ保証セント  
 レタラデアル 即党ニヨツテ採決サレタル工業化テンポヲ保証シタカ  
 ラデアリ 即ソノ勞時ノ吾農業ノ極端ナル後進ヲ押切ツテ保  
 証セントシタカラデアル 内部的及ビ國際的ノ一切ノ政治的情勢  
 が吾マニコレヲ要求シタ コレハ農業ソノモ、利害關係ニ於テモ農  
 業ノ技術的再武装ノ速進ノ利害關係ニ於テモ必要デアツタ  
 吾々が切符制度ヲ実施シタトキハ必ス民経済ノ凋落期デハナラ  
 否ソノ勞時ニ於テモ工業ノ偉大ナル發展ガアツタ 然レ個人  
 小農業ノ後進ガコノ發展ヲ脅威シテキタ 農業ノ後進ガ工  
 業ノ發展ヲ阻止セザル能ハズ 吾々ハ勞働者ニ對スルパンノ供給  
 都市及ビ輕工業ニ原料ヲ供給スル農業地域ニ對スルパンノ  
 供給ニ關シテ特ニ考慮セネバナラナカツタ  
 切符制度ノ実施ハ空場ナラザル事業デアツタ 然レ事實ガ  
 証明シテキル如ク吾々が欲スル所ノモノヲ得タ 吾々ハ六乃至  
 七年間ニ於テ吾工業ノ間斷ナキ發展ヲ保証シ得タ 吾々ハ工  
 業テンポヲ回守シタ 第一次五年計 更ニ我勝的ニ遂行  
 シタル吾々ハ今更ニ二次五年計 更ニ任務ヲ成巧裡ニ遂行  
 シヤカ 工業ノタメニ工業中心地及ビ限定的農業地域ニ  
 對スルパン供給ノ所定計 更ニ保証セバナラナイ 即コノ工業  
 化ガ吾々家ノ計 更ニ適応シ且黨ノ方針ニ適合シテ逐年  
 發展サルベキ吾々ノ希求ハ達成サレタ 工業ガ自己發  
 展ノ歩ミニ於テ年ト共ニ益々強固ナル大規模社会主義農  
 業ノ技術的基礎ヲ創設セントスル吾々ノ希望ハ達成  
 ラレタ 結果ソノモ、ガ物語ツテキル  
 パン供給ノ適勞ナル租後即切符制度ナクシテハ恐ラクコレハ不可  
 能デアツタデアラウ  
 吾々ハパンニ對スル合理化（切符制度）ヲ廢止スル 工業ガ  
 着々ト發展シテキル 許リデナノ農業ガ既ニ急速ナル發展  
 道ニ立テタルトキニ於テ吾々ハコレヲ行フ  
 切符制度ノ廢止及ビパン並ニソノ他ノ生産品ニ對スル店租的  
 取引ノ全般の拡大ニヨリ現情勢ニ於テ吾々ハ急民経済ノ一  
 層的發展及ビ吾必ニ於テ社会主義ノ新シキ且尚一層  
 進歩的ニ力ヲ保証セントシテキル

パンニ對スル切符制度、存在ト關聯スル（一九二八—一九三四年）  
ノ期間ハ吾々が全穀稼ニ亘ッテ展開サレル資本主義的要素ニ對スル攻撃政策ヲ實施シタル時期アリ、政策ハ  
社会主義建設ニ關スル党ノ一切ノ方策ト共ニ農林ニ於テ  
コルホズ機構ノ勝利ヲ吾々ニ保証シタル時期アリ、現在  
ソウエート聯邦、集約化事業ハ根本的ニ完成サレタ  
現在吾々農業ハソノ決定的部門ニ於テ既ニ社会主義的  
ニ改組セラレ、現在の發展ノ域ニ入り且過去ニ於テハ如ク  
テハナクパンノ供給ヲ保証シ得ル、コレハ近年ノ経験ヨリ  
特ニ本年ニ於テハ穀物買付ノ経験ヨリ明白アリ  
切符制度が實施セラレ、六乃至七年ノ期間ニ於テハパン供給  
於事業が如何ナル情勢ニアツタカ  
吾々ノ前ニハ都市ニ對スル供給及工業ニ原料ヲ供給スル農  
業地域ニ對スル供給ヲ保証スル任務ガアツタ、更ニ吾々、  
前ニハ主要ナル工業中心地ニ對スル特權的供給及労働  
階級ノ限定のケルノ第一ニ攻撃者ニ對スル優先  
的供給ヲ保証スルニ任務即市場價格が著シク高  
價ニアツタ時期ニ對シ、商家ノ固定價格ニヨルコト、供給ヲ  
保証スルニ任務ガアツタ、然レテ説明セラル、時期が都市、  
大發展ノ時期アリ且農林ニ於テハ架空原料栽培、一切、  
發展の準備、時期ニアツタモ不拘ニ吾々ハ公定の水  
準ニ於テ労働中心地ニ對スル供給ヲ保持シ且工業、原料ヲ供  
給スル加工の原料栽培地域ニ對スルパンノ供給ヲ保証スル  
コトヲ得タ  
吾々ハ農林、コルホズ的改組ニ對スル斗争道ニ於テ富農  
ニ對スル進展的攻撃道ニ於テ穀物買付政策ニ於テハ  
不斷ノ斗争道ニ於テコレヲ達成シタ  
吾々が切符制度ヲ實施シタルトキ（一九二八年）收穫ヨリ吾  
穀物買付量ハ総計六億五千万ポンドニアツタ、然レテ  
斯ク、如キ穀物數量ヲ持ッ吾々ハ穀物市場ヲ占有シ得  
ズ且穀物ノ殺機ヲ絶滅シ得ナカッタ  
尔来情勢ハ根本的ニ変化シタ  
本年ニ於テハ穀物買付及穀物配給ニ關シテハ特ニ吾々が  
高率ノ價格ニヨッテ行ヒタル穀物購買ノ成功ヨリ吾々ハ十五

億ポンド、穀物ヲ凶家ニ於テ管理スルコトが出来ル 夜ワ  
現在吾々ハ一九二八年迄ノ二倍有餘ヲ凌駕スル穀物ノ富  
源ヲ管理シテ中ル

食糧品栽培ニ關シテハコニ吾々ハ尚一層表現的ナ統計ヲ  
有シテキニ 一九二八年ニ於テハ吾々ハ食糧栽培品四億一  
千六百方ポンドヲ買付ケタニ對シ現在ニ於テハ約十億ポンド  
ニ達スルアラウ 斯クシテ本年ニ於テハ吾々ハ一九二八年ニ於  
ケルヨリモ約二倍以上ノ食糧栽培品ヲ有スルアラウ コノ教  
字ソノモトカ物語ワテキニ

コノ認正的數字が變化的變化ト如何ニ關係ヲ有スルカハ次  
ノ事實ニヨツテ明白アリ 農民ノコルホズヘ、轉換カ既ニ決定  
セラレタニ一九二九年ニ於テハ買付ケラレタニ穀物ノ八六パーセント個人經營  
者有、モノテアリ 僅カ一四パーセントカコルホズ及ソノホズモテ個人經營  
理在我々ハ反對的場面ヲ有シテキニ 本年ニ於テハ個人經營  
者カラ凶家ニ讓渡シタル穀物ハ僅カ一八パーセント 残り九二  
パーセントコルホズ及ソノホズカラテアラウ  
コレニヨツテ見テモ集約化ニヨツテノハ吾々ハ現在小規模個人經營

が農村ノ到ル処ニ於テ優勢ヲアツタ數年前ヨリ比較スベカラザ  
ル若シキ程ニ於テ穀物ニヨツテ保證セラレテキニコトカ明白アリ  
ルコルホズ機構ノ自己ノ地位ノ強化ノ方法ニ依リソノホズ  
ト相協力シテ近年ニ於テハ都市及加工原料品栽培地方  
ニ對スル穀物供給ノ増大的要求ノ満足ヲ保證スル條件ヲ創  
設シテ 兎カ凡スル精カヲ以テ農村ニ於テハコルホズ機構ニ對ス  
ル斗争ヲ展開シ且純然タル工業化事業ノ保證ニ對スル  
斗争ヲ實施シタルコトニヨツテノハ吾々ハ穀物買付事業ニ於テ  
且供給事業ニ於テ成功ヲ收メテ 現在吾々ハヨリ一層堅實  
ナル歩調ヲ以テ進ムコトが出来ル  
切符制否ノ實施ソウエートト政權没落ノ不可避ト云フ吾  
仇敵ノ豫言ニヨツテ迎ヘラレタ 然シ生活ガコノ豫言者ヲ笑草  
ニシタ

パンニ對スル切符制否ノ實施ハ兎ニ於ケル右翼及「巨艦」分子  
ノ動搖ヲ秘端ニ強化シタル情勢ノ一ツデアツタ  
農村ニ於テハ集約化ノ常ノ頑強ナル進路ニ對シ且資本主  
義ノ没落ニ對スル展開的攻撃ノ全政策ニ對スル右翼及

「E翼」日和見主義者、恐怖ト呪咀、即切符制度、実施ト閣聯ニテ秘名ニ膨脹シタ。党ハ自己ノ政策ヲ固守シ成功ヲ望ミコシテ實施シ且ツパンノ切符制度廢止ニ於テハ現在ニ於テ吾々ハ党ノ新シキ勝利即社会主義經濟ノ一層大ナル發展ニ於テ且勤学者ニ對スル供給ノヨリ以上ノ改善ニ於テ反映サレネハナラヌ勝利ヲ見ルコトが出来ル

切符制度及該制度廢止ノ準備ハ閣下ニテキハ時期ノ政治的綜合評價ヲ有スル事業ハ斯ノ如ク情勢ニアル

ニ、切符制度及該制度ノ廢止準備

パンノ切符制度が如何ナル役割ヲ勤メタカコ、切符制度が實施年間中如何ニ發展シタカ又該制度ノ廢止が如何ニ實踐的ニ準備サレタカ

都市ヨリ説明シヤウ吾々ハ第一任務ハ都市ノ住民ニ對スル供給ノ担務ニ在リ

現在中央集中化の供給下ニ在ル者ハ家族ヲモ包含シテ四〇三〇万デアル 御承知ノ如ク供給ノ種別ニハ數種類アル 即特別級切符ニ屬スルモノ一〇〇〇万名 一等級ニ屬スルモノ一八〇万名 二等級ニ屬スルモノ九六〇万名 三等級ニ屬スル者八六〇万名アル 特別級及一等級切符ニ屬スルモノハ供給ノ特典加アル 次ノ統計表ニ於テハ供給人員ノ増加ヲ物語ツベキ

一九三〇年	二六 百万人
一九二一年	三三、二〇〇
一九二二	四〇、三〇〇
一九二三	三九、〇〇〇
一九二四	四〇、三〇〇

中央集中化の秩序下ニ於テ供給サレタル人員が如何ニ増加シタカハコ、統計表ニヨリテ明白アル 一九二〇年ニ於テハ中央集中化供給人員ノ減少ハ昨年ニ於テ〇Pノ機關ト閣連シテ労働者ニ對スル供給が直接工場ノ手ニ讓渡セラレ且コレガ企業ニ關係ヲ有ス且不正ニ切符ヲ所持スル幾多ノ分子ヨリ労働者及勤務者ノ切符手帳ヲ清浄ニスルコトが出来タト云フコトニヨリテ説明セラレ

若シ地方的資金ヨリ、供給ヲモ包含シテ、家の資源ヨリ供給  
ナレタル、総教ヲ計上スルテ、現在ニ於ケル供給、全人員ハ、若シ  
ヨクナルデアラフ、労働者、勤務者、学生、於費者及ソノ他  
ノグループが加ハルデアラウコノ人員ハ、二五〇、〇〇〇人デアル、家族ニ  
四〇〇、〇〇〇人及ビ手工業者、一〇〇、〇〇〇人ガコレニ附加サレバ、ラマ  
ヲ、結果中央集中化的及ビ地方的資金ヨリ供給サル、総人員ハ  
現在五〇〇、〇〇〇人乃至ソレ以上デアル

都市ノ住民ニ對スル供給ニ關スルコノ合理化制ヲ実施、タ  
ニ相勞ナル経費ヲ要スル、大ナル機關ヲ創設セネバ、ナラナカ  
ラ、機關ニ對スル経費ノ概略、一人勞リ、一年ノ経費ガハル  
ル以上、デアルコトヲ示シテ、コレ切符ノ中央集中化的下附  
受クル全人員ニ對スル経費ガ三〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、  
ル以上、コトヲ意味スル

切符下附ノタメニ創設サレタ、機關ガ広範圍ニ迄達シ、且大  
ル官僚主義的過剰ニ苦惱シテ、コトヲ示シ、コトヲ証明スルモ、  
何モナイ、コレニ拘ラス、都市ニ於ケル労働者及ビ勤務者ニ供給  
スル切符制ガ、凡ソル缺陷ヲ持テ、コトヲ自己ノ主要ナル目的ヲ達

成シテ、都市ニ於ケルパン及ビ食糧ニ對スル市場價格ガ若  
シク高率デアツタニモ拘ラス、該切符制ガ低率價格ニ於テ  
労働者及ビ勤務者ハ、供給ヲ保証シテ

若シニ、任務ハ加工原料栽培地方ニ於ケル農民ニ對スル  
供給、孤兒ニ在ツタ、コレハ工常用農作物ノ供給者、即棉花裁  
培者、更麻栽培者、煙草栽培者等ニ對スル穀物ト、  
所謂「商見交換取引」ノ形式ニ於テ、実施セラレタ、コノ商見交換  
取引ハ、吾等付機關ニ對スル農作物讓渡、刺戟(奨励)ニ必  
要デアツタ、ノナラス、商品交換取引、材木買付、毛皮買付、  
漁獲及ソノ他若干ノ場合ニ於テ、適用サレタ

スベテコレハ、家ニ對シテ莫大ナル穀物富源ヲ要求シ、棉花裁  
培者ハ、供給ガテニ對シテ吾々例、(一九三二年ニ於テハ約一〇  
〇、〇〇、〇〇ト支出セネバ、ナラナカツ  
タ、本年ニ於テハ既ニ一〇、〇〇、〇〇ト以上ヲ支出シテ、  
及ビ大麻、買付ニ際シテ、一九三〇年ニ於テハ、吾々ニ對シテ、  
一、〇〇、〇〇ト穀物ガ要ホセラレタ、本年ニ於テハ、  
一、〇〇、〇〇ト穀物ガ要ホセラレタ、種々ノ物見、買付ニ際  
スル、吾等交換

取引ニ對スル支出ハ毎年増加シタコトナリテハコト發展ヲ保証  
スルコトハ不可能ナリコト買付ノ考慮ハ如何トナシテハ  
カリ或ハ其ノ事案ニモソテモ所由ナリ即一八二八年より一八三〇  
年迄ノ期間ニ於テ棉花ノ買付ハ六五% 亚麻織機七〇%  
我亦一三% 毛皮一三% 漁獲四一% 増加シタ。他ノ  
問題アリモ遙カニコト問題ニ通シテハ同志クレイネルハ加工  
原料栽培地方ニ於テハ買付ノ為ニ交換取引ノ結果吾々  
ハ約二四〇〇万人ニ對シテ國家的資金ヨリ部介ハ穀物ヲ供  
於スルト思フシテハ

コレ等ノ農業地方ノ供給ニ要スル穀物ノ買付ハ其ノ支出ニ  
對シテハ其ノ承取ノ如クナリ吾々ハ其ノ工業ニ對シテ原料ノ保  
証センカホメニ低率價格ニ於テ國家的穀物ヲ買付ルコトノ  
供給ヲ保証セバハナラナク  
市場ニ於テハ穀物價格ハ着房高率ニ在リテ地方ニ於テ吾々  
ハ低率ニ國家的價格ニヨリテ穀物ヲ供給シテ現任ノ情勢ニ  
於テ斯ノ如ク供給ノ秩序ハ幾多多教ノ採用者官僚主  
義的歪曲者ト包含サレテ居ルコトハ確カナリ斯ノ如ク秩

序ノ廢止及ハ穀物ノ店取引ノ設定ニ關シテハ國家ミ  
該地方ノ農民ニ利害關係ナラレシ。党及ハ政府ハパン及  
ヒシノ他ノ生産品ノ供給租稅改善ニ對シテ間断ナキ手  
續ヲ行フ切符制ヲ實施期向中コレニ對シテ少カラ  
ナル努力ヲ加拂フシテ。コレナラス労働者ニ對シテ供給改善  
ノタメニ他ノ方策モ講ビラレシ  
コレガ亦ハ中央集約的買付ハ店取引ノ展開ニ展開セシメ  
該買付ノ労働者ニ對シテ供給生産物ノ追加量ヲ附与  
サレシ。依ツテ中央集約的秩序ニ於テ實施サレシ供給  
ヲ補足シシ。工場ノ特別「食糧基礎」ヲ創設スルコト  
共ニ労働者ニ對シテ供給ノ改善ヲモ動成センカクノ一サ  
カラナル努力ヲ加拂フシテ。アル地方ニ於テハ労働者  
個人的蔬菜栽培及ハ同格「手取」指而セハ  
ナラヌ。党及ハ政府ハ取引改善ノタメニ實施シタ。方  
策ハ特別「意義」ヲ有シ  
コレハ亦ハ切符制ハ意義ヲ持シテ中央委  
員會及人民委員會議ハ物資ノ流通ノ促進及取引



役割、増大ニ對シテ異常ナル注意ヲ向ケタシ、然レ之ガ切符別名慶止、準備ニ於テ偉大ナル意義ヲ持ツタ、近年ニ於テ取引券、展、タメニ何かナレタカ、公學及コマーシャルニテ取引、券、展ニ於テハ主要ナル問題、ハコ、ニPW吾々、コ、部門ニ於テモ少ナカラザル成果ヲ有レテ中々、公學及コマーシャルニテ取引、店鋪、数が一ニ二〇〇〇ニ達シタル一九二八年以來ソノ教、現在迄ニ二八〇〇〇マテニ増加シタ、斯クシテ公學コマーシャルニテ取引額ハ二倍以上ニ増加シタ、コ、ニ於テ個人的取引ガ急速ニ清算道ニ進シタ、若シモ一九二八年ニ於テ最モ少サキ店鋪ヲ包含シテ二一五〇〇〇、個人的店鋪（全取引額、六〇%）ハ亦、存存ニシタトスレバ、現在ニ於テハ個人取引、零ニ近イ然レドコト關連シテ、公學コマーシャルニテ取引、現在の發展ガ都市及農村消費者、必要ニ與ニ満足セシメンガ為ニハ、コ、ノ不充分ヲPPT云フコトヲ理解スニ苦シマナシ、現在全取引額、二六%ヲ把握シテ中々、公學取引ガ最近持、急速ニ發展シタ

公學店鋪ハ労働コマーシャルニテ店鋪了、堅實ナルPPT云フコトヲコ、ニ忘レテリナラナシ、消費券取引ガ如何ニ膨脹シタカハ、次、事實ヲ、水白PPT、即一九二八年ニ於テハ一五五億ルルニ達シタ、一九二九年ニ於テハ概定計算ニテ、一〇〇億ルルニ達シタ、一九二八年ニ於テハ個人取引、部門ガ二二、五%ヲ占メ、對シ、現在ニ於テハ既ニ上述シタルガ如ク、殆ド零ナルPPTヲ想起スル

近年中央委員会及人民委員會議、取引上、影響スル食糧生産物及、為、公定の供給、膨脹ニ對シ、傾向ヲ制限センガ、お、寸門の諸對策ヲ一再ナラズ、深シ且一定、為、及、生産物クル、普通取引ヲ強化センガ、タメニ之等、為、是クル、公定の供給ニ向ケ、コトヲ禁、寸門の諸對策ヲ一再ナラズ、深シタ、コ、目的ヲ以テ、為、公學機關ニ對シ、中央集中化的供給資金、制限ガ、実施セラレタ、コレニシテ、公學コマーシャルニテ、店鋪ニ向ケ、タル、為、資金の増加シタ

商取引、農産物の切符制を廃止、準備は於て特別の意  
 義を有して中々問題に對して大なる注意が向テラレタ  
 コト結果最近の四半に於て小麦の取引は於て商業  
 取引の比重は著しく上昇シテ

之の率に於てハ統計

- 一九二一年 三%
- 一九二二年 一・二%
- 一九二三年 一・五%
- 一九二四年(予定通り) 二・二%

若し一般の取引は於て商業取引が現在既に四分の一  
 以上を占ムトスル工業取引(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)に對  
 して商業取引の既二一分の一に達シテ中々商業取引の  
 既=公定の供給=對シテ既=有力に補足トナラヌ  
 商業取引の價格の切符制は公定の供給に於ては是  
 價格より著しく高價に拘ラズ商業取引の急速に  
 發達スル且商業取引の一層の發展に對スル要求の由亦  
 全地方に於て發起シテ中々

パン、切符制を廢止準備、是地(一)にて公定の切符取引  
 ト商業取引トの間ニ於てハパンの價格の差違が近時著  
 シク減シタ事事實ヲ指シセバハトニ又  
 即パン、切符制を廢止、準備ヲ適當トシテ第一トリトシタ  
 最後ニコルル取引ニ就テ述マラコ、取引も亦近時急  
 速ニ發達シタ  
 國民經濟中央統計局の統計ニ依ルニ一九二四年に於てハ、  
 大都市ニ於てハ農産物の對スル市場の輸入は、前年比  
 較シテ約五割増加シタコレヨリ亦取引發展の急  
 速ヲ物語ルコト也  
 是の市場に於て投機的な高騰サレタ價格ニ對スル斗争が  
 ソノ主要目的の一トシテ、商家商業取引發展の結果  
 本年に於てハパン及小麦の他、食糧生産物の市場價格の  
 著しく低下サレテ中々  
 小麦、粟、新米、例に於てモ昨日の昨年の比、價格トシテ  
 比較シテハ、粟、新米は於てハ市場價格、裸麥、パンに於てハ  
 小麦、粉、五割、小麦、パン、五割、小麦、粉、五割、及

穀物及小麦の低下サレテ中

勞働料及小麦の他、都市ニ於テハ市場ノ膨脹價格ヲ著シク低下シ得タ。コレハ商業取引ノ發展ナクシテ、恐クハ不可能デアッタアラウ。

當及ビ政府ハ、此等ノコトヲチヤチヤ商業ヲ發展セシメ、商業取引ノ發展ヲ念カシメ、支持シ、コレヲモ援助シ、取引ノ必要の調節事業ヲ緩和サレタルノミナラズ、必然的ニ高クニ上ルカモ、コレヲ云フコトヲ考慮シ、コレト関連シテ、本年ノ夏、スターリンノ、麥意ニヨリ、国内商業人民委員会が創設セラレ、該委員会ニ對シテ、切符制を廢止ニ關連スル大ナル任務が課セラレテキル。

現在個人の取引、存在シテ中、キーコトニ確カデア。然レ、此等及ビ、コレヲチヤチヤ店、鋪、獨ニ急速ニ發展シ、都市及ビ農業、於テハ、コレハ市場モ亦、發展シテキル。然レ、コレヲ、發展ノ方向が、國家ノ利害關係ニ於テ、又住民ノ増大の注文ニ對スル奉仕ノ改善ノ利害關係ニ於テ、進マナハ、國家ノ過去ニ於テ、コレヨリモ、市場ヲ占有シ、且都市及ビ農業ニ

於テハ、消費者ノ需要ヲ滿タスニ足ル商品取引ノ急速ナル發展ノ可能性ヲ、現在把握シテキル。切符制を、持ニパン、粉、及ビ、税割ニ關スル限、自己ノ役割ヲ、完ラシク、現在ニ於テハ、吾々ノ可能性及ビ、任務、他ニ在ル。

吾々ノ工業ノ大發展及ビ農業ニ於テハ、社會主義的政理ヲ保証セシメ、切符制を、實施シテ

穀物ノ如キ、重要ナル生産物ニ對スル、國家的資源ハ、今ヤ未曾有の範圍ニマデ、増大シタ。ソレガタメ、パン及ビ、ソノ他ノ生産物ニ對スル、切符制を、廢止スベキ時期が、到来シタ。コノ重荷ヨリ、解放セラレ、新シキ、時期が、到来シタ。

三、パンノ切符制度廢止實施ノ方策ニ關シテ

現在吾々ハ、一九二五年一月ヨリ、パンノ切符制を廢止ニ關スル問題ヲ、置ク、不能性ヲ、有シテキル。何トハ、レハ、國家が大量ノ穀物ヲ、充分ニ管理シテ、キルカラ、パン、コレガ、ソノ、全部市及ビ、農業、也、ハ、新シキ、時期ニ、於テ、パン及ビ、粉ノ取引が、組織カレ、ハ、

ナラヌ

切符制なる既ニ存在セラル末年、穀物資源、情勢ハドウ  
 ナルアラウカ、コレニ對スル根底的集定、既ニ吾々ニ存在シテキ  
 一九二五年ニ於テハ、例ハ本年ノ一三〇〇〇ポンドヲ  
 多量ニ穀物資金ヲ管理シ得ト云フコトヲ、集定  
 カシテキニ、吾々ニ新收穫期ニ於テアル一九二五年ノ全期  
 間中其条件ニパンニシテ保認セラルル  
 パンノ餘リニ低トシテ價格ヲ持テ切符制を廢止後コノ低  
 下ニ價格が實際ニ於テ穀物資源ノ投資ヲ喚起シタル  
 後多ク地方ニ於テハ多量ノパンヲ要求シテ去コトヲ疑  
 フコトハ出スルアリ、然レ都市及コ加工原料栽培地地方  
 ニ於テハパンニ對シテ需要ノ著ク増大ノ如キ實現、持弱  
 ナル可能性ヲサヘ保認セラルル如キ方法ニヨリテ本年  
 對ニパンノ貯蓄集定ヲナシ  
 吾々ハ本年ニ於テハパンニ對スル市場ノ需要増大ノ如キ  
 完全ニ保認スルアラウ  
 斯クシテ吾々ハ切符制を廢止ニ際シテモパンニヨリテ完全ニ且

無條件ニ保認セラルル 穀物買付計畫、遂ニ於テハ達成  
 的成功及以後進スル所及ニ地方ニ於テハ一層頑強ナル事業  
 ニヨリテ強化サレバナラナイ穀物購買ノ成功ニ依存シテ各々  
 ハパンノ切符ヲ廢止シ且供給事業ノ改善ニ向テ堅實ナル  
 歩ミヲ踏ミ出スコトハ出スル  
 閣下閣下ニテ、余ハ中央國家收穫委員會ヨリ得タル一九  
 二四年ノ粒穀物ノ作柄ニ關スル統計ヲ茲ニ報告セバナラ  
 ヌト思フコト、統計ノ豫想的意味ニ於テ吟味セバナラヌ  
 共ニ兎ニ角ナル注意ヲ要スルモ、ナル 國家委員會ノ  
 計算ニヨリバ收穫時、本年ニ於テハ粒穀物ノ作柄、昨  
 年ノ水準ニ在リシ、然レ收穫粗粒、若干的改善ノ  
 結果本年ニ於テハ住民、ト有スル穀物、昨年ニ比較シテ二五〇〇  
 乃至三〇〇〇ポンド多ク量アラウ、斯クシテ收穫時ニ於テハ  
 損失ト、非爭改善ニ於テハ吾々、最中、成巧ニ既ニ顯著  
 ナル結果ヲ收メ且本年ノウライノ南部地方ニ於テハ  
 作物ノ損害ヲ凡シクシテ、於テ價格ラテ中心ニ本個體ラスタリ  
 シ、穀物ノ貯蓄可能ナル中、中央委員會、確認ニ上提シ

パン、切符制度廢止が如何ニ實施サレネバナラザル。  
勿論切符制度廢止ハ労働者ニ對スル供給ガ恣化サレザルノミナラ  
バ寧ロ改善セラシ且將來ニ對スル該事業改善ノタメノ前提ガ創設  
セラルマウナ方法ヲ以テ實施サレネバナラヌ。更ニ原料品買付ノ高  
昂交換取引ノ廢止ガ加工原料品栽培生産ニ從事スル農民ノ  
利害關係ヲ減少セザルノミナラズ寧ロ増大スルマウニセネバナラヌ。  
切符制度及ビ買付、商品交換取引ノ廢止ニ際スル實際的  
規定ハ斯クアラネバナラヌ。

切符制度廢止ハ該方策實施準備ノタメニ數週間ヲ要シ  
一九三五年一月一日ヨリ實施セラル、皆デアリ。一月一日ヨリ一切ノ種類ノパ  
ン、パン粉及ビ挽割ノ切符制度ガ廢止サレネバナラヌ。一切ノ生  
産物及ビ商品ニ對スル切符制度廢止ノ端緒ガコノ次議ニヨリテ  
置カレルデアラウ。

該方策ノ實施ハ一切ノ小賣的國家ノコオペラー4マ取引ニ於ケル  
パン、パン粉及ビ挽割ノ單一的國家價格ノ各州(共和國)ニ  
於ケル設定ヲ基礎トシテ可能デアリ且合法デアリ。パンニ對スルコノ單  
一的賣値段ハ實際的高率商業値段ト明ラカニ低率ナル公  
定値段トノ平均水準ニ於テ設定セザル。

發展高率商業値段ト低率公定値段タルパンニ對スル相  
異ナルニ個ノ値段ノ存在ト不可避的ニ衝突シタルパンノ投  
機ガ單一値段ノ設定ニヨリテ除去セラシル。農村ヨリ移入サレタル  
穀物ニ對スル投機ハ困難デアリ。何トナシバ市場ニ於ケル需要ハ  
現在ノ商業價格ニ對シテ著シク低率ナル價格ニヨリ。パンノ國家  
コオペラー4マ取引ニヨリテ保証セラル、デアラウ。切符ニヨリ低率ナル  
公定價格ヲ以テパンヲ過剩ニ入手シテ都市ニ於ケル若干分  
子ガナシタルパンニ對スル投機ニ根絶セラル。各州(共和國)ニ於ケル  
單一國家價格ノ設定ガ第一義的經濟的意義ノ方策デアリ。

各地方ニ於テ新シク設定セラルハ價格ハ不同デアラウ。各地方  
ニ於ケル穀物ノ賣行ノ實際的條件ヲ考慮セズ且國家ノ各地  
方ニ於ケル穀物ノ運輸及ビ販賣ノ實際的費用ヲ考慮セザリシ切符  
制度實在當時ニ於ケルガ如キ秩序ヲ保持シテハナラナイ。

現在ノ計畫ヨリ全ソウエート聯邦ハ穀物ノ價格ニヨリテハワ、地帯  
ニ区分セラシル。過去ニ於ケルガ如ク著シク低廉ナル價格ハ吾工業ニ必  
要ナル棉危生産奨励ノタメニ重要ナル中部亞細亞地方ニ殘存セ

ラレル。該地方ニ於ケル裸麦パンノ價格ハ一斗ニ付八〇哥九六割、ハ  
麦穂割パンハ一斗ニ付九〇哥ニ規定セラレル相對價格ガ一〇哥ガケ  
高イトコロ、第三地帯ニ屬ズル地方ハウクライナノ大部分ト北高加索  
デアル、莫斯科及ビソウエト聯邦ノ中心地域ハ第三地帯ニ屬シ、該  
地方ニ於ケル裸麦パンノ價格ハ一斗ニ付一〇〇一斗ニ付一〇〇一斗ニ付  
一〇哥ニ規定セラレル

最々高率ナル價格ハ第七及ビ第八地帯ニ設定セラレル極東地方  
ノ最々人口稠密ナル地方ヲ包含スル第七地帯ニ於テハ裸麦パンノ  
價格ハ一斗ニ付一〇〇一斗ニ付一〇〇一斗ニ付一〇〇一斗ニ付一〇〇一斗ニ付  
最後ニ運輸費ガ特ニ大ナルカハヤツカ、サハリン、極北ノ如キ特ニ僻  
遠ナル地方ニ付テハ、裸麦パンノ價格ハ一斗ニ付一〇〇一斗ニ付一〇〇一斗ニ付  
パンハ一斗ニ付一〇〇一斗ニ付一〇〇一斗ニ付一〇〇一斗ニ付一〇〇一斗ニ付  
パンノミナラズパン粉、広汎的販賣ガ規定セラル、限リ兩者間ノ價格  
ニ於ケル正當ナル相對關係ノ規定ガ大ナル意義ヲ有スルコト、テ  
コレニ関シテ詳細ハ說明スルニ要ハナイ、パン粉ノ價格ガパンノ  
價格ニ適應シテ地帯ニヨリテ設定セラレル、然レソノ價格ガ粉ノ  
購買ヨリス、パンノ購買ヨリ以上刺戟メントスルモノデアルトニ付コトダ

ケヲ指橋シテ置キタイ、コレト同聯シテ國家ハコオベライチヤパン製造  
ノ發達ニ関スル問題ガ從來ヨリスヨリ以上尖鋭ニ立ツテキルコト問題  
ニ関シテ後進セル諸地方ハ勞働者ニ付スル供給改善ニ最々必要  
ナル、パン製造發達ニ付スル緊急対策ヲ講ゼネバナラヌ、  
穀類ヨリ製成ニ付スル價格ノ改革ハ一般の食料品ノ價格ニ及  
びセラレル、コレハ特ニ挽割麦ニ關係シテキル、挽割麦ニ付スル現在ノ  
公定價格ハ挽割麦資金ノ濫費ヲ助成シタコトヲ認識セザルヲ得  
ナイ、コレハ次ノ事實ニヨリテ明白デアラル、公定配給ニ於ケル一斗ノ橋碎  
小麦ハ現在ニセ哥デアリ挽割小麦ニ付スル商業價格ハ一斗ニ付一〇〇一斗  
留デアル、公定價格ト商業價格間ニ於ケル斯クノ如キ正當ナラザル懸隔  
ヲ残スコトハ投機者ヲ刺戟シ且大衆的供給ノ最々高價ナル生産品ノ一斗ニ付  
割費ヲ濫費スルコトヲ意味シテキル、他方馬鈴薯ニ付スル正當ナラ  
ザル關係ガ全ク複雑ニナリ、他、諸國ニ於テハ重要ナル食料品デアラル  
馬鈴薯ハ吾國ニ於テハ第二案ニ押シマラシ且常ニ非經濟的ニ  
市場ニ販賣サレテ、殊ルニ本年特ニ豊作デアリ、馬鈴薯ハ幾多ノ場  
合ニ於テ成功裡ニ挽割麦ヲ補償シ得ル、コノ方面ニ於テ吾々ハ緊急對  
策ヲ講ゼネバナラヌ、スベテコレハ都市ニ於ケル配給制度ガ改組サレ

ネバナライ方向ヲ指示シテキル

切符廢止ト共ニパンノ價格ガ多少高騰スル以上、コレト同時ニ労働者及ビ勤務者ノ賃金ノ相当ナル引上ヲナス必要ガアル。任賃金ノ向上ガ低賃金ノ労働者及ビ勤務者ノ関シテノミ論及サレテキル人民委員会識及ビ中央委員会、五月ノ決議ヲ遵守シテ現在労働者及ビ勤務者ノ全等級ニ對スル賃金ノ引上ヲ實施シテキルコト引上ハパンノ地帯的價格ニ適應シテ地帯ニヨリテ異ナルデアラウ。賃金ノ異常ナル引上ハパンノ配給ガ全然切符ニヨリテ實施サレタル地方ニ於テ實施サレテキル賃金ノ微温的引上ハ第二及ビ第三配給切符ヲ有レクニ団体ニ對シテ實施サレテキル

切符制度ノ廢止ニ伴フ賃金ノ一切ノ引上ハ四三〇〇〇万圓ヲ豫算セズベナラヌ。コレハ本年度ノ賃金資金ニ對シテ一〇%以上ノ補足ヲ與ヘテキル。然レ商業店舗ニ於ケルパンノ購買ガ都市住民ノ大部ハストウテ現在既ニ大ナル意義ヲ有シテキルコトハ周知ノ事實デアアル。現在の商業價格ト比較對照シテ平均三〇%及至三五%ノ割ケ著リク低下サレタルパンノ價格ガ設定セラレソレガタメ市場價格ノ低下ヲ招来スル限リ、都市住民ノ大部ハ賃金ノ向上ニ関

シテハ既ニ論外トシテコトノ一事ニ関シテ既ニ著リク切符制度ノ廢止ニ對シテ勝利シテキル。

吾々が現在解決セバナライ重要ナル問題ノ一ハパンニヨル買付ノ商賣化廢止ト關聯シテ現在引上セラレネバナライ棉花亞麻麻苧煙草及ビソノ他、工業原料農産物ニ對スル價格問題デアアル。コト問題ノ詳細ニ関シテハ説明ヲ荒控ヘ余ハ吾々ガコト問題ノ解決ニ對シテ進ミタル方向ヲ指示シヤウ。コト商賣化ヲ廢止スルト共ニ吾々ニハ加工原料品栽培ヲナス農民及ビコルズノ利害關係ヲ弱化セザルノミナラズ寧ロコト利害關係ヲ強化シ且吾國ニ於ケル加工原料品栽培ノ發達ヲ蓋メ助成スベキ任務ガアル。斯リシテ棉花栽培者、亞麻栽培者、煙草栽培者及ビソノ他、農民ハパンニヨル商賣化ノ廢止ニ對シテ敗負シテキナイノミナラズ寧ロ勝利シテキル。工業原料農産物ニ對シテ現在行ハレントスル價格引上ノ意義ハコトニ存スル。パンニヨル買付ノ削減(獎勵)ガ適用セラレタル毛皮供給者、漁業者、木材採者等ニ對スル價格モ亦適宜ニ引上ゲラレル。工業原料農産物ニ對スル價格ノ引上ハ國家側ヨリスレバ莫大ナル補償支出ヲ必要トスルコトハ当然デアアル。然レテ國家ノ補償支出額ハ約數十億圓デアアル。然レパンニ對スル販賣價格ノ引

上ト関係シテテヲ費用ハ回収サレバナラナイガ又生産價格ノ上ニ及映サシ  
テハナラナイ。賃金ノ引上ニ関シ且工業用原料農産物ニ対スル價格ノ引上  
ニ関スル論述ヨリ補償収入ト共ニ国家ニハ莫大ナル補償支出ガマルト云  
フコトガ明白デアル。支出ガ収入ヲ越スルマウナ切実ナル解決ヲナスコト  
ニ吾々ノ任務ハ存在シテ平ル。吾々豫定額ハ収入ト支出トヨリ切実  
ナル改造ヲナレ得ルト云フコトヲ示シテ平ル。切実ナル方策ノ実施ニヨリ  
国家ガ何等カノ補償収入ヲ得ントスルガ如キ目的ヲ吾々保持タナイ  
切符制度ノ廢止ハ住民ニ対スルパンノ配給改善ニ関スル緩急ノ新  
々實踐的任務ヲ帯ビテ平ル。取引網ノ發展ヲ必要トスルコトハ無條  
件デアル。切符ノ廢止ハ切符制度ガ多クノ場合ニ於テソノ基本的  
標準ヲ以テシテハナレ得ナカワタトコロノ住民個々ノ需要ニ対スル満足  
ヲ改善セントスルモデアル。パン製造ヲ著シク發達スルコトニ必要デアル  
吾々ニハ国家リコソベラー4ヤバシ製造ノ發達ガ木ダ著シク微々タル大  
工業地例ヘバイワノフ州及ビウラルガアル。ウラル大冶金工場ガ存  
在スルカバコフスリ(舊ナジエジネウ)ノ如キ都市ニ於テハ労働者ヘ対スル  
配給ハ九〇%ダケパン粉ヲ燒カレタルパンデハナイ。コレガパン製造  
ヘ於ケル許容スベカラザル後進ノ明ラカナル一例デアル。パン製造ノ後  
進セル斯リノ如キ全地方ニ於テハ優良パンノ充分ナル量ヲ供給シ得  
バキパン燒酎ノ設備ニ対シテ緊急対策ヲ講ゼンベナラズ燒カレタル  
パンノ質ニ対シテ最モ慎重ナル注意ヲ拂ハネバラズ又特ニソノ理由  
トストコロハ切符制度ガコレニ対シテ義務的注意ヲ拂ハザルコトヲ多クノ  
人ニ教ヘタノデアル。現在消費者ハパンニ対シテヨリ高ク要求ヲ提出シ  
テ平ル更ニパンノ貯藏庫改善ヲ必要トスル。全地方ヲパンノ貯藏ニヨツ  
テ保証シ且パンノ質及ビ種類ニ対スル住民ノ要求ノ向上ヲ考慮セネバ  
ナラズ。スベテコノ事案カラ切符制度ノ廢止ガ大ナル實踐的事業  
ヲ要求セネバラナイ即現在ノ煩雜ナ不細工ナ配給制度ノ急速  
ナル改組ヲ要求セネバラナイト云フコトガ明白デアル。有力ナル中央諸  
機関及ビ一切ノ地方機関ニ対シテコノ方策ノ正鵠的迅速の實施ヲ大ナル  
責任ヲ課セラルルコノ事業ニ於テモ自派ニ委スルコトハ許サレナイ  
切符制度ニ多クニ附随シタル無統制及ビ官僚主義ハ配給改組  
ノ實施ニ対シテ義務的指導ト統制トグ存在セザルトコロニ於テ自  
己ヲ力強く感ゼシメ得ル。更ニウラト分ハ書記及ビ文書の命令愛  
護者ノ手ニ改組ヲ委ネントシカキ直接指導ノ任ニ當ルソウエト  
フ。此等機関ノ確固タル手ニ於テナラザルトコロニ於テハ彼等分ナク共同



ラス谷原因ニ因シテ邪喜スルデアラウ労働者地方ニ於テハ從來取引  
網特ニパン製造ノ發達ニ因シテ留意シテカッタ者ガコレニ因シテ特ニ  
考慮セバナラヌ加工原料 品栽培地方ニ於テハソノ決議ガ  
棉花栽培 亜麻栽培 煙草栽培ノ広汎大衆ニ對シ且勤勞  
農民及ビコルホズニ對シテ向ケラレル國家ニ對スル信用ヲ破壞セ  
ントスル計畫ニハ打撃ヲ加ヘバナラヌ

四、パン切符制度廢止ノ意義ニ因シテ

パン切符制度廢止ノ意味ハ都市及農村地方ニ對スル配給ノ一層  
的改善即住民ノ需要ニ對スル充分ナル満足ニ在ル 切符制度ト  
取引トノ交替ハソウエート聯邦勢力發展ノ最良ヲ証明シ、一デアリ  
即農業ニ於ケル転換ノ証明デアリ即吾國ニ於ケル社会主義ノ新シキ  
成功ノ証明デアル吾々ハ強カニソウエート切符制度ヲ廢止スル  
吾々ガ切符制度ヲ廢止セントスル所以ハ住民ニ對スル配給改善ニ  
向ッテ新シク踏ミ出サントスルカラデアレ 現在 コノ決議ハ全國民經  
済ニトッテ偉大ナル意義ヲ有スルデアラウソノ意義ハ独リ配給改  
善ノミニ止ラナイソノ意義ハ更ニ更ニ大ナルモノガアル 切符制度廢  
止ノ意義ハ國家ノ全經濟生活ニ於テ又國家ノ一層的政治的強

化ニ存スル現在言ハネバナラナイ主要ナル向頭ハソウエート取引ノ  
發展ニ因シテデアリ吾 留<sup>ル</sup>強<sup>化</sup>ニ因シテアル

第十七回老會議ハ第二次五年計畫ニ因スル指令中ニ次ノ如ク述ベリ

商品流通ノ發達ヲ基礎トシテ労働者及ビ農村勤勞  
者ニ對スル工業商品及農産物供給ノ一層急速ナル改善ヲ  
保証シ得ル然シテコノ供給改善ノ第一ハ先ヅ必要ナル技  
術的改造ノ實施ヲ伴フ店舗網及ビ全取引網ノ全力的  
拡大ヲ必要トスルコノ基礎ニ於テソノ商品供給公定ノ廢  
止ヲ準備シ且中央集中化ノ分配制度ヲ拡大ナラタル

ソウエート取引ト交替スルコトが出来ル

パン切符制度廢止ニ因スル吾々ハ決議ハ吾々が成功裡ニ第二次五年  
計畫ノ重要ナル任務ヲ遂行スルコトヲ意味スルデアラウ商品供給ノ公  
定化ノ廢止ヲ準備シ且中央集中化ノ分配制度ヲ拡大ナラタルコト  
ト取引ト交替スルコトヲ認メザルヲ得ナイ。パン切符制度ノ廢止ハ  
此ヲチカラズナシタムコトヲ指令ノ實施デアリ。コレニヨッテ吾々ハ中央集中化ノ分配制度ノ  
廢止ニ對シ即チソウエート取引ノ広汎的發展ニ對シテ新シキ決定的

一歩ヲ踏ミ出サントシテキル。尙ハ帝ニ商品價格引下政策ヲ取引  
發展ノ基礎ナリト思考シタ。現在コノ政策實施ノタメニ好條件ガ  
創設サレキル價格ノ低下ニ因リテコノニ庶ブルコトハ以前ニ市場ヨ  
リ絶縁セラレタル公定價格ニ因リテハナリ。高率商業價格ト  
著シク低率ナル新國家價格トノ交替ハ市場價格ノ低下ヲ  
速マカニ招来スル。パンノ價格ノミナラスソノ他ノ生産物ニ對スル價格  
之亦低下サレリ。他方パンノ單一國家價格ノ實施後不可避  
アラウトコロパンノ市場價格ノ著シク低下ガソノ他ノ生産品ノ  
市場價格ノ著シク低下ナクシテハ濟マサレナイト云フコトハ保シ難  
現在設定セラルルパン粉及ビ稅割ニ對スル價格ソノ一層の  
低下ノ可能性ヲ各々保持フコトニ於テモ亦疑ヲ押ハコトハ出来ナイ。  
價格引下政策ガ既ニ近キ將來ニ對シテ實踐的存在ヲ得テキルト  
云フコトガコノ事實カラ明白デアリ。工業商品ニ對スル價格ハドウデ  
アルカ、コレニ因リテハ向題ガ商業及ビ市場價格ニ肉スル限リ價  
格ハ無條件ニ低下スルデアラウ上速ニ如キ賃金ノ引上ハ工業商品ニ  
對スル價格ノ引上ヲ誘致スルコトハ出来ナイ。コノ賃金ノ引上ハ從來  
切符ニヨリテ供給サレタルパンノ價格引上カラノ收入ニヨリテ國家

ハ於テ補償セラレシ。現在吾々ニハ食糧商品ト同様ニ工業商品ニ  
對スル價格ノ低下ノタメニ確固タル草案ガ依ラレキル。パン粉  
及ビ稅割ニ對スル單一國家價格ノ設定ハ價格引下ノ指針ヲ  
示シテキル。物價ノ引下ガ都市及ビ農村ノ勤勞者即全國ノ住民ノ  
福祉増進ノ重要條件デアルト云フコトモ亦明白デアリソウエート  
留ルモ亦強ヒマラシム。若シモ物價ノ現在ノ二倍ガ留ル意義ヲ弱  
シタトスレバパンノ單一價格ハ留ヲ強化スルデアラウ。物價引下政策  
ノ實踐的實施ハソウエート留ノ強化ニ於テ遺憾ナリ及映セラルル。  
期クノ如キソウエート留ノ強化ハ勤勞者ノ利害關係下ニ存スル。コノ強  
化ハ吾々ノ諸計畫ヲ益ニ不勤ノネイトナスデアラウ。コノ強化ハ國家機關ノ  
健全ヲ誘致スルデアラウ。コノ強化ハ勞働者ト農民トノ提携ヲ強化  
シ吾國ニ於ケル國民經濟ノ一層的發展及ビ社會主義ノ發展  
ヲ容易ナラシムデアラウ。留ノ強化ハ工業ニ於ケル賃金ノ意義ヲ向上  
スルデアラウ。企業ニ於テモ建設ニ於テ賃金ノ諸問題ハ自ら起リナル  
注意ヲ要求シテキル。尙及ビ政府ノ特別の要求ニ違反シテ吾々ニハ  
コレ等ノ諸問題ニ對スル輕視的態度ガ從來實踐ニ於テ存在シ  
キタ貨幣賃金ガ第一義デハナリ切符制度ノ存在ニ際シテ不可避

ダツク労働者ニ対スル勤勞ノ支拂ニ於ケル一要素デアワリ同ハ生産  
ハ於ケル又建設ニ於ケル留<sup>ル</sup>後割<sup>ク</sup>之亦着<sup>ク</sup>リ減殺セラレタ。今マ賃金  
ハ根本的支配者ト變リ賃金ノ向キ労働者及ビ勤勞者ニトツテハ  
決定的刺戟ト化シタ。コレハ生産ニ於ケル又建設ニ於ケル賃金ノ分配  
ノ大強化ヲ誘致セネバナラザイ。バンニ對スル地帯的價格ノ設定ハ  
賃金ニ對スル割増ニ惹違ラ生ズルコノ惹違ハ必然的デアリ且賃  
金尙題ニ對スル平等性ノ不可許ヲ指摘シテキル。然ルニ賃金ノ  
分野ヨリハブルジョアの平等性ノ驅逐ハ從未尙避<sup>ク</sup>タルモノデア  
ルコトナリシテハ優秀労働者ノ利害關係ノミナラズプロレタリア回家ノ  
利害關係ハ於テ必要ナル労働ノ優秀ナル優良労働者ニ對スル  
物質的刺戟ノ正シキ組織<sup>ス</sup>ニアリ得<sup>ナ</sup>イ。スベテコトカラ生産ニ於  
テ全工業ニ於ケル又運輸ニ於ケル農業ニ於ケル賃金ノ諸問題ガ  
現在ノ條件ニ於テ第一義的意義ヲ把握シテキルト云フコトが生ズ  
ル貨幣ニ對スル輕々シキ態度カ何<sup>レ</sup>ノ事<sup>ニ</sup>到達シタカハ次ノ事實ヨリ明  
白デア<sup>ル</sup>即<sup>チ</sup>コレコレダケノ貨幣ヲ所有シタト云フ新シキ表現ガ吾若  
干ノ建設者ニヨツテ使用サハセラル、ニ至<sup>リ</sup>タ。所有シタト云フコトノ  
コトハ即全部費消シタコトヲ意味スル貨幣ヲ全部費消セザ

ルコトガ違<sup>ハ</sup>ズデア<sup>ル</sup>コトハ誰<sup>ニ</sup>モ理解セラレル建設ノ成功ニ肉  
シテハ建設ニ於テ所有サレタル額<sup>ノ</sup>デハナク費消額ヲ惹引キタル  
實際的<sup>ニ</sup>結果<sup>ニ</sup>ヨツテ判断セネバナラズ、國家ニヨツテ支拂ハシ  
タル資金ヲ全部所有シカ<sup>ク</sup>計<sup>画</sup>ニヨツテ指定サレタル建設ノ  
半分ダケヲコレニ對シテ犯罪ヲ犯シタルコトヲ意味スル。全建設者ガ  
貨幣ヲ慎重ニ計算スルコトヲ學ブ<sup>ル</sup>ニセネバナラズ、吾々ハ取引ヲ  
發展シ且吾留ヲ強化スベ<sup>ク</sup>任<sup>務</sup>ノ前<sup>ニ</sup>ニ至<sup>リ</sup>テキル。吾<sup>々</sup>ハ社会主義國  
家發展ノ重要ナル條件ハ現在ニ存スル。結局<sup>ニ</sup>商品流通  
ノ拡大ガ主要ナルモノデア<sup>ル</sup>。コレニ當面シテバンノ切符制度廢止ニ  
處スル決議ガナサレ<sup>ル</sup>。拡大的取引ノミガ今日ハバン明日ハソノ他  
ノ商品ニ對スル切符制度ヲ交替スルコトガ出來ル如何ナル條件ニ  
於テコレガ發生シテオリ且如何ナル取引ニ處シテ現在ニ云<sup>フ</sup>爲<sup>サ</sup>レテ  
キルカト云フコトヲ理解セネバナラズ、現在一切ノ工業ガ國家ノ手  
ニ在<sup>ル</sup>バカリデハナ<sup>イ</sup>。現在農業モ亦社会主義的改組ヲ既<sup>ニ</sup>根本的  
ニ完成シタ。農業ニ於ケル一切ノ根幹ハ現在コルホズ及ビソノホズ  
ニ在<sup>ル</sup>都市ト同様ニ農村ニ於ケル商品流通モ亦國家ノ手ニ又國家  
ト不可<sup>ク</sup>ハ<sup>ル</sup>肉<sup>体</sup>係<sup>ハ</sup>在<sup>ル</sup>コトナラ<sup>ズ</sup>組織<sup>下</sup>ニ在<sup>ル</sup>。吾<sup>々</sup>ガ取引ノ癸

展ヲ論じてキル現在吾々ハ社會主義都市トコルホズ農村向ニ於  
ケル商品流通ニ関シテ論ズル資本主義ノ致澤ハホダ存在シテキル  
農民ノ一部ハホダ個人經營ヲ固守シテキル然レ農業ニ於ケル  
一切ノ決定的地位ハ既ニコルホズ及ビソブホズニヨリテ占  
有サレタメソウキト留ト同様ニ取引ノ地位ト後割トハ全然十年  
前ノソレノ如クデハナイ現在ノ條件ニ於テ松大サタル取引ガ新  
シキ勢力ヲ社會主義都市ニコルホズ農村ニ注入スルソウキト  
取引ノ發展ハ社會主義經濟發展ノ重要條件即勝利的社會  
主義前進ノ重要條件トナツタ如何ナル取引ニ関シテ論ズルカハ  
昨年ノ中央委員会一月總會ニ於ケルスターリンノ言葉ニヨリテ最モ  
良ク言ハレテキル

「コルホズ取引ヲ包含スルソウキト取引ト第一段階タルニエ  
ソフノ取引トノ間ニハ根本的差違ガ存在シテキル  
ニエソフノ第一段階ニ於テ吾々ハ資本主義ノ復活ヲ許シタ  
即個人ノ商品流通ヲ許シタ即個人商人資本家ノ機  
械者ノ活動ヲ許シタコレハ免スル用國爲奉調整的役割ノ  
ニ制限セラル自由取引デアリタソノ當時國家ノ商品流通

ニ於ケル個人ノ資本主義部門ハ可成大ナル地位ヲ占メタ  
スターリンハ更ニ最近年ノ情勢ガ如何ニ変化シタカニ就テ言及シタ即  
若シスニエソフノ第一段階ニ於ケル取引ガ資本主義ノ復活  
及ビ商品流通ニ於ケル個人ノ資本主義部門ノ機械  
化ヲ許シタトスレバソウキト取引ハソレ等ノモ、否定カ  
出發シテキル斯リノ如キソウキト取引ハ何デアルカソウキト取引ト  
ハ大ニ資本主義者ナレノ取引即大ニ機械者ナレノ取引デア  
ルコレハ從來ノ歴史ニ見ザル且ソウキト發展ノ條件ニ於テ最  
モ即ボリシエウキノミガ実践スル特種ノ取引デア  
現在個人ノ資本家ナキ機械者ナキ取引ノ發展ニ関シテ論ズル  
即ソウキト取引ノ發展ニ関シテ論ズルソウキト取引ノ本質的差  
違ハ全吾經濟的發展及ビ労働者農民提携強化ノ決定的条件ノ  
一トナツタ取引ニ於テ個人ノ資本主義者ガ偏見ニ於テソウキト年  
デナヘ取引ヲ通ジテノ吾工業ト農業ト提携及ビ機械ノ供養ハ農村  
ノ社會主義的改組ノ準備ト実リトラ吾々ニ保証シタソノトキ取引ノ發  
展ガ吾國ニ於ケル社會主義勢力發展ノ第一段階的意義ヲ有シテ  
キソウキト取引ノ發展ニ関シテ即資本主義者ナキ取引ニ関シテ

論セントスル現在ノ條件ハ於テ都市ト農村同ニ於ケル商品流通ノ拡大ハ國家ノ將來的社會主義的發展ニトツテ少クナラザル意義ヲ有スルデアラウ。吾々ハ先ヅバンノ切符制度ノ廢止ニ着手シ且コレニヨツテソウエーノ取引發展ノタメニ坦々タル道ヲ打開シヤウ。新ニキ條件ニ於ケル新シキ取引ト貨幣トハ天產主義ノ事業ニ奉仕セネバナラヌ。吾々ハ取引ト貨幣トガ吾々ニ更ニ大ナル奉仕ヲ捧グルト云フコトヲ疑フコトハ出来ナイ。取引ト貨幣ヲシテコノ事業ニ善處セシメン。吾々ハ自信ヲ以テ可進シヤウ然レバ吾々政策ノ正鵠性ガコレニ反映サレハ。

以上

歐亞局

外 秘 第三九號

昭和十年一月十七日

福井縣知事 近藤 駿



昭和十年一月十八日接受

内務大臣 後藤 文夫 殿  
外務大臣 廣田 弘毅 殿  
指定廳府縣長官 殿  
在哈内務事務官 殿

パン、切符制度廢止、意義ニ關スル  
露字紙、社説ニ關スル件

一九三四年十二月八日附イヌベスチヤ紙、農一行ハレタル  
全聯邦共產党中央委員會議ニ於テ決定セラレタルパン  
切符制度廢止ニ對スル意義ヲ、社説ニ於テ説明シ居レ  
ルガソ、諒文允記、如クニ有之  
右及申(通)報候也  
記

◎パン、切符制度廢止ニ對スル意義

日常必需品目ニ對スル切符、廢止ハ、公道の配給制ナリ  
リ發展のソウエト取非制ナヘ、平均的ニ秤定セラレタル商  
費者ニ對スル共通の標準ヨリ相異ナル需要、研究及ビ該  
需要ニ相當スヘキ充足ハ、教員、價格制ナヨリ單一  
な家地帯の價格制ナヘキ物價蹂躪、不可避的同  
伴者タル特種的投機、絶滅ハ、轉換ヲ意味シテキ  
切符制度、廢止ハ物價低下政策ニ對スル鞏固ナル基  
礎、設定ヲモ意味シテキル即チルアル相場、高騰一切  
ノ貨幣流通ノ強化及ビ經濟勘定ノ確實ナル実施ニ對  
スル適當ナル條件、創設ヲ意味シテキ該方策ガ當、  
偉大ナル勝利、結果ニテリ、社会主義的發展、一層の迅  
速ノ槓杆トナルコトハ了解ニ苦シマナイ、切符制ナハ全然  
偶然的挿話デハナク、即切符制ナハ工業、急速ナル  
發展ニ對スル小小有春の個人的農業經營ノ後進  
ノ新ナキ集産化及ビ該集産化ヲ

トスル階級トシテ、富農清算  
 租税的経済的強化 ソウエイト取引、租税コレヲ基礎ト  
 シ社会主義工業側カラ、可及的技術的援助ニヨルコルホズ  
 他、富裕、増進が生産物、増加 必家ニ對スル供給、  
 凡スル形態、其限的大租税性コルホズ、生活水準及ヒ社  
 会主義的覚醒、向上ヲ誘致シタ 取引獨、抗大商  
 業價格ニ於テ取引、實施 商業價格、引下 固定價  
 格、引上 及ヒパン工場ニ於ケル燒租税ニ伴フ價格、  
 暮シテ接近ガ切待制な、實施ニ對スル補足的租税的前  
 提ヲ創設シタ 急速ナル經濟的発達、條件ニ於テ切  
 待制なハ、發展、形態ヨリ現至發展、鎖 即ソウエイト  
 取引、一層の抗、極格トナフソル、強化 正鵠トシテ  
 濟勘定、調整 都市ト農村間ニ於テ、商流流通、発達  
 が現至切待制な、増進ニ對テ、切待制な、自己ノ役  
 割ヲ果シ現段階ニ於テ、自己ノ流、通即發展のソウエイト  
 該制が、廢止、正當ナル商流流通 仲買商人ノ投機者トシ  
 取引即個人的仲介者トシ、仲買商人ノ投機者トシ  
 取引ヲ基礎トスル持束的運動ヲ意味シテキル

週三  
副送付  
久

歐亞局

機密公第三三號

昭和十年一月二十二日

在武市

領事代理 下村 未 郎



外務大臣 廣 田 弘 毅 殿

武市ニ於ケル麵麩ノ自由販賣狀況續報ノ件

武市ニ於ケル麵麩ノ自由販賣制度開始當時ノ狀況ニ關シテハ本年十一月十日附機密公第一五號拙信ヲ以テ販賣網擴張セラレタル結果最奇ノ販賣店ニ於テ入手出來得ルト共ニ量ニ於テモ制限無ク入手出來得ルトハ云々未タ圓滑ナリト云フ能ハス尙其間種々ノ欠陥アリ殊ニ品

在ブラゴウエスチエンスク領事館

質ニ於テハ何等改善ノ跡無ク價額ハ倍額以上ニ値上ケサレタルモ依然トシテ從來同様租悪ナル黑麵麩ヲ支給シ居ルニ拘ハラズ一救民衆ヨリ不平ノ聲起ラサルハ寧ロ奇トスルニ足ル趣報告シ置キタルカ其後「アムール」州執行委員會幹部會ニテハ右ニ鑑ミル所アリ良質ノ麵麩ニ對スル住民ノ需要ヲ完全ニ充足シ得ル様種々具体的決議ヲ公布シ當該機關ノ督勵ニ之努メタルモ事實ハ之ヲ裏書セス依然トシテ麵麩ノ品質向上セラレサルハ勿論住民ノ需要ヲ滿スニ足ル丈ノ麵麩製造セラレサル爲販賣店ニ對スル麵麩ノ送附越不圓滑トナリ販賣店中ニハ販賣高ヲ一人當リ一疋以下ニ制限スルモノアリ一時販賣ヲ中絶スルモノアリ内ニハ黑麵麩ノミヲ時ニハ白麵麩而已ヲ販賣スルモノアリ或ハ定刻ニ開店セス早目ニ開店スルモノアリ斯クテ販賣店前

在ブラゴウエスチエンスク領事館



ニハ從來同様行列ヲ出現スルニ至リ彼等ノ謳歌稱讚スル麵麩ノ自由販賣制度モ畢竟掛聲而已ニ終リ實質的ニハ住民ノ麵麩代ヲ過重セシメツツアリ斯クテハ如何ニ「ゲベウ」ノ脅威ニ畏縮シ從順ナル蘇聯人間ニモ不滿ノ聲起ラサルヲ得サルハ理ノ當然ナリ宜ナル哉最近當地高級食料品店ニ於テ尤モ制限アリトハ云ヘ從來一個三留ノ純白麵麩ヲ一留六〇哥ニ「コンフェクト」類ヲ全部半額ニ減額シ賣出シタルカ如キ之皆麵麩ノ自由販賣制度ニ對スル住民ノ不平緩和策ノ一表現ナルヘク思考セラル他而共產黨州委員會政治部ハ共產黨市委員會及市「ソヴェエト」ノ麵麩ノ製造、配給販賣、品質向ヒニ對スル取締ヲ手緩シトシ本月二十一日附決定ヲ以テ責任者ヲ指摘シ必要量ノ麵麩製造、品質向ヒ、販賣店ニ對スル麵麩ノ配給ヲ保障セシメ監

在ブラゴウエスチエンスク領事館

督不行届或ハ職務怠慢者ハ嚴罰ニ附シ或ハ嚴罰ニ附スヘキ旨布告シ以テ麵麩ノ品質向ヒ販賣ノ順調化ニ茲許大童ノ形ナルカ麵麩販賣ノ不圓滑ハ彼等ノ思惟スルカ如ク人的欠陥而已ニ基因セス他ニ大ナル欠陥アルニ非ラスヤ國內商業市支部長ノ如キハ麥粉ノ在庫品ヲ出シ繼リタリトテ黨籍ヲ除名セラレ解職ノ上裁判ニ附セラレタルカ如キ蘇聯邦ナラテハ見ルヲ得サル圖面ナルカ果シテ麵麩製造用麥粉ノ如キ其在庫品ハ豊富ナルモノナルヤ否ヤ疑無キ能ハス麵麩販賣ノ不圓滑ハ寧口前者ヨリ後者ニ基因スル所多カルヘキニ付根本的ノ欠陥ヲ除去セサル限り如何ニ彼等カ責任者ヲ處罰スルトモ麵麩自由販賣ノ前途ニハ種々ノ困難事推積シ居リ容易ニ樂觀ヲ許ササルモノアル如ク思考セラル就テハ多少重復ノ嫌アルモ本月二十一日發刊當地

在ブラゴウエスチエンスク領事館

「アムールスカヤ・ブラウダ」紙ニ掲載セラレタル武市ニ於ケル麵  
麩販賣狀況並ニ之ニ關聯スル一九三五年一月二十一日附共產黨「  
アムール」州委員會政治部ノ決定何等御參考迄別添ノ通譯報ス

本信寫送附先

在蘇臨時代理大使

在滿大使

在黑河大谷副領事

在ブラゴウエスチエンスク領事館

武市ニ於ケル麵麩販賣狀況並ニ之ニ關聯スル一九三五年  
一月二十一日附共產黨「アムール」州委員會政治部ノ決  
定

麥粉ノ在庫品充分現存スルニ拘ハラズ國內商業市支部長「インゴワ  
トフ」カ勝手ニ麵麩製造用麥粉ノ庫出ヲ制限セル爲最近五日間ニ  
ハ市内ニ於テ麵麩販賣ノ中絶及行列ヲ出現セリ  
他而麵麩販賣機關モ麵麩販賣ニ關スル黨及政府ノ決議ニ違反シ居レ  
リ即チ販賣店ハ漸ク午前九時ニ閉店シ早目ニ閉店シツツアリ又多數  
ノ販賣店ニ對スル麵麩ノ送附越モ適時ニ行ハレ居ラサル而已ナラス  
麵麩ノ品種別配分モ當ヲ得居ラス或販賣店ニハ白麵麩而已ヲ或販賣  
店ニハ黒麵麩而已ヲ配分シ居レリ依テ多數ノ販賣店ニ麵麩皆無ノ事

在ブラゴウエスチエンスク領事館

ハ敢テ珍ラシカラス時ニハ粗悪ノ麵麩ヲ販賣シ居ル事アリ  
共產黨市委員會及市「ソヴァイエト」カ麵麩販賣ニ對スル日々ノ指導  
及監督ヲ怠リ非常ニ遲延シ漸ク一月二十日乃至二十一日ニ至リ麵麩  
製造量ノ増加及質ノ向上手段ヲ講シタルハ許シ難キ事ナリ  
共產黨市委員會及市「ソヴァイエト」ニ對シ將又個人的ニハ「ニキ  
チン」ニ對シ麵麩ノ製造及販賣ニ對スル指導監督ヲ怠リタルハ許シ  
難キ旨指摘スヘキモノトス  
麵麩販賣ヲ中絶セシメタル若干人ニ對シ共產黨市委員會ノ採リタル  
處置ハ全ク手緩キモノトシ共產黨州委員會ハ左ノ通決定ス  
第一條 共產黨市委員會「チエルヌイシエフ」市「ソヴァイエト」  
ノ「ニキチン」ハ一晝夜ノ期間内ニ住民ノ麵麩需要ヲ充分ニ

在ブラゴウエスチエンスク領事館

兩シ得ル丈ノ麵麩製造ニ保障ヲ與ヘ同時ニ販賣店ニ對スル麵麩ノ  
配給ハ適時ニ行ハレ居ルヤヲ日々嚴重監督スヘシ

第二條 國內商業市支部長「インゴワートフ」ハ麥粉ノ在庫品充分  
現存スルニ拘ハラズ勝手ニ麵麩製造用麥粉ノ庫出標準量ヲ引下ケ  
麵麩販賣ノ中絶及行列ヲ出現セル兼ニ依リ黨籍ヲ除名シ解職ノ上  
裁判ニ附ス

國內商業州支部長代理「イリイン」ハ麵麩販賣ニ對スル監督不行  
届ノ兼ニ依リ譴責處分ニ附ス

中央勞働者消費組合長「エウドキーモフ」ハ麵麩ノ販賣及麵麩  
ノ送附ニ對スル個人的指導不行届並ニ法律ニ違反シ適時ニ販賣  
店ヲ閉閉セサリシ兼ニ依リ同様譴責處分ニ附ス

在ブラゴウエスチエンスク領事館

食料品供給所ノ「ジュラフコフ」及水運勞働者供給所支部ノ「ワ  
シーリエフ」ニ對シテハ若シモ一販賣店タリトモ定期ニ閉店セサ  
ルモノアリ或ハ適時ニ麵麩送附越サレサル爲麵麩販賣ニ中絶ヲ來  
スカ如キ事アラハ峻嚴ナル黨ノ懲戒處分ニ附セラルヘキ旨警告ス

第三條 共產黨市委員會ハ麵麩製造「トラスト」社長「ブールチク  
」ヲ譴責處分ニ附シタリ且ツ品質不良ノ麵麩ヲ製造セル者ハ裁判  
ニ附セラルヘシト云フ「チエルヌイーシエフ」ノ報告ヲ公告スヘ  
シ

州消費組合ノ「デロウエツ」ヲ十日間第一號麵麩製造工場ニ足  
止メシ速ニ良質ノ麵麩製造ヲ委任スヘシ

第四條 共產黨市委員會ニ提議シ共產黨州委員會カ麵麩ノ品質ヲ向

在ブラゴウエスチエンスク領事館

上シ同時ニ廻連ノ販賣ヲ順調ナラシメンカ爲執リタル手段ヲ勞働  
者及従業員大會ニ於テ説明セシムヘシ  
第五條 本決定ハ之ヲ新聞ニ公表ス

共產黨「アムール」州委員會書記長代理「ロガリスキー」

在ブラゴウエスチエンスク領事館

多分、各局

歐亞局

普通第一二編

昭和十年一月二十日

花ノオカシビルスク

領事小柳清生

外務大臣廣田弘毅殿

当地ニ於ケルパン自由販賣状況ニ因リ

報告ノ件

パンノ切符制度販賣廃止後、賣現ニ因リテハ、若月中旬  
該制度廃止ニ因ル中央、決定発表後、各方面夫最ニ大  
ナル関心ヲ以テ謝絶セラレタルガ、今日迄、所ニテハ、当地方延  
民大多數ノ予想ニ居リタル通例賣現セラレタル所認ラレズ

E.1.1.0.5-1

各パン販賣所ハ早朝ヨリ多数ノ民衆押シ寄セ表紙ヲツクリ  
居リ、パン若切、高望シテ引込メセ、多数アルヲ幸トシ、故然ト  
シテ団体ヲ故メタル状況ニテリ。  
右原田ニ付テハ

一、兎作ノ為ニ一級ノ券物種ノテ新ク高トイヌセリ。

二、券物ハイルム、パン製造所ノ設備悪シク高パン販賣ニ因リ  
ク未ダ期シ婚セトイヌセリ。

三、ソノ解邦ノ統制若消去義ニ基キ一足量ノパンノ販賣ヲイン  
居ルニ地方田居ヨリ来ル者多数、パン販賣所ニ押寄ル為ニ全  
枚切ニパンヲ行テ獲テス、パンニ職體ヲ續ケ居ルモノナリトイヌセ

等ナリテ、其ノ真相抑辺ニイルマテ明イルガ、要スルニ券物ノ在庫  
重量ヲラナルハ明白ニシテ右ヨリ来ル諸君現今、パンニ執給

E-0112



本學房送付先

左ノ臨時代理大臣

右ノ臨時新選 右府各親領事

左ノ下カツテ願事

E-0112



歐亞局

機密第二六一號

昭和十年一月二十八日

在浦潮斯德

總領事 渡邊理恵



外務大臣 廣田弘毅 殿

「パン」及穀物ノ自由販賣ト浦潮方面ニ於ケル其ノ實施  
振リニ關シ報告書進達ノ件

糞ニ本年初頭以降實施方布告セラレ爾來大ニ内外ノ感興ト注意ヲ惹  
起シ來レル本件「パン」類配給制度ノ廢止ト其實施振リニ關シ今般  
當館廣岡書記生ヨリ別紙ノ通り報告書提出シタル處其引用材料相當  
根據アリ所說亦正謫ヲ得居ルモノト被認ニ付御參考迄右及進達ニ付  
御閱覽相成度

キ  
分類

在浦潮日本總領事館

名件

昭和拾年貳月 四日接受

本信寫送付先 在「ソウイェト」聯邦代理大使  
在「ハ・ロフスク」總領事

在浦潮日本總領事館

「パン」及穀物ノ自由販賣ト浦潮方面ニ於ケル其ノ實施  
振リニ關スル考察 廣岡書記生

(一) 客年十一月革命紀念祭ニ於ケル莫斯科「ソヴィエト」ノ席上蘇聯  
邦中央執行委員會々議長「カリニン」ハ蘇聯邦最近ノ情勢ニ言及  
シ近キ將來ニ於テ過去七ケ年ニ亘リテ實施セラレ來レル「パン」ノ  
配給制度ヲ廢止スヘキ時期到來セリト爲セルカ同月下旬開催セラレ  
タル共產黨中央委員會通常總會ハ聯邦人民委員會議長「モロトフ  
」ノ報告ニ基キ配給制度ヲ廢止シ一九三五年一月一日ヨリ「パン」  
及穀物ノ自由販賣ヲ開始シ之ニ附隨シテ「パン」小賣價格ノ單一性  
、俸給、賃金ノ引上及穀物、工業用農作物ノ買付値段ノ制定ヲ決議  
シタリ、次テ蘇聯邦人民委員會議ハ十二月七日附ヲ以テ(一)「パン」  
及穀物ニ對スル單一國家小賣價格ノ實施(二)賃金引上(三)國家ニ納入ス  
ル原料農產品ニ對スル穀物支給制度ノ廢止並農業原料品ノ價格引上  
(工業原料農產物、毛皮、魚類等ニ對スル買付値段ノ確定)(四)「パ

在浦潮日本總領事館

ン」製造所及「パン」小賣機關ノ擴張及(五)馬糧ノ配給停止ニ依ツテ  
「コルホーズ」若クハ個人運搬夫ノ負擔スル追加支拂ニ對スル報償  
方ノ五項ニ關スル決定ヲ公布セリ  
(二)、「パン」ノ配給制度カ實施セララルニ至レル事情ニ付テハ前  
共產黨中央委員會ノ決議ニ依レハ工業化政策ニ依ル都市並新工業  
地帯ノ急激ナル膨張並一般勞農民衆ノ福祉増大ノ結果「パン」ノ需  
要増大セル一方工業化ニ伴ヒ工業用原料農作物ノ作付増加シ從而農  
民ノ一部カ需要家化スル等ノ事情ノ爲メ穀物ノ需要増加シタルニ不  
拘農業ハ尙細小經濟ニシテ生産能力低キ爲メ前記ノ需要ニ應シ得サ  
ルニ鑑ミ「パン」ノ配給制度ニ依而一國家ヲシテ限ラレタル穀物  
ヲ以テ一般勤勞民衆ノ給養ニ間然スルナカラシメントシタルニ基  
ケリ、右ハ取リモ直サス第一次五年計畫ノ強行ヲ其ノ根本的原因ト  
スルモノナルトコロ抑モ第一次五年計畫ナルモノハ、大戦ト之ニ續  
ケル内亂戰ノ爲メ疲弊シ盡シタルノミナラス元々幼稚ナル農業國ニ  
過キサル蘇聯邦ヲシテ短期間ニ一躍近代の工業國タラシメントシ、

在浦潮日本總領事館

所謂「追ヒ付ケ、追ヒ越セ」ナル「モットー」ノ下ニ歐米ノ先進工業國ヲモ凌駕スヘキ意氣ヲ以テ國學工業化ノ基礎タル重工業建設ニ邁進シ一面不安ナル國際關係ニ鑑ミ一朝有事ノ際必要ナル軍事工業ノ發達ヲ期シタルモノナルカ從而右計畫遂行ノ過度ニ於テ商工業ニ於ケル個人資本ノ徹底的壓迫カ實施セララルト共ニ他方農村ニ於ケル農業經營集約化ノ方法トシテ集團的農業カ提唱セラレ此ノ政策ハ一九三〇年一月五日ノ集團化強行政策ニ依リ積極的ニ農民ニ働キカクルニ至リ、其結果、「コルホズ」ノ量的増加ヲ見タルモ元來農業經營ノ集團化ナルモノハ農民ノ個人的利害關係カ全然度外視セラル、傾向ヲ有スルカ故ニ農民ノ關心ヲ著シク減退セシメタルニ止マラス農村ノ中堅分子タル中農ニ迄所謂富裕階級撲滅運動カ波及シ寧ろ農民ノ政府ニ對スル信賴ヲ失墜セシメ其ノ當然ノ結果トシテ家畜ノ減少ヲ來シ又ハ收穫ノ蔽匿カ行ハレ外國貿易上ノ逆調ヲ補順スヘク外國市場ヘ穀物ヲ輸出セントスル政府ノ努力モ市場出廻リ高ノ減少ノ爲往々ニシテ失敗ニ歸シタリ、如斯狀態ニ於テ遂ニ主要都市ニ施

在浦潮日本總領事館

行セラレタル「パン」ノ配給制度ヲ全國ニ及ホスノ已ムナキニ至レル次第ナルカ工業原料生産農業ノ躍進（一九三一年總耕作面積一億〇五百萬「ヘクタール」中穀物九千四百四十萬「ヘクタール」、技術的作物壹千六十萬「ヘクタール」ナリシモノ一九二八年穀物九千二百二十萬「ヘクタール」技術的作物二千八十萬「ヘクタール」、一九三〇年穀物一億〇百八十萬「ヘクタール」技術的作物二千五百四十萬「ヘクタール」一九三一年穀物一億〇四百四十萬「ヘクタール」、技術的作物三千百九十萬「ヘクタール」一九三二年穀物九千九百七十萬「ヘクタール」技術的作物三千四百七十萬「ヘクタール」ト漸増シ居レリ）ニ伴フ非穀物産地ニ對スル供給モ加ハリ穀物ノ需給ハ一層困難ヲ加ヘ一九三〇年乃至一九三二年頃ニ於テハ浦潮地方ハ穀物ノ缺乏極端ニ達シタリ、

(三)、絛上ノ如キ工業化ヲ強行ト「コルホズ」化ノ實施トハ國民ノ生活ニ對シ多大ノ犠牲ト忍耐トヲ要求シタリト雖モ國家全體トシテ見ルトキハ略其ノ所期ノ目的ヲ達シ得タルモノト云フヘク純然タル

在浦潮日本總領事館

農業國タリシ經濟的機構ハ工業國トシテノ大體ノ輪劃ヲ劃出シ來レリ、今之ヲ一九三四年度版「蘇聯邦ニ於ケル社會主義的建設事業」中ノ各種統計ニ付テ見ルニ左ノ如シ

(イ)、工業ト農業ノ關係(%)

總生産高	一九一四	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
工業	四〇六	五五五	六二六	六八七	七〇七	七〇七
農業	五九四	四四五	三八四	三二三	二九三	二九六

備考 本表中工業ノ部ニハ林業及漁業生産品ヲ含マス、農業ノ部ニ右二種ヲ合計ス

(ロ)、重工業ト輕工業ノ關係

工業總計	一九一三	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
生産工具	一九五	二五五	三九二	四五五	七五五	一〇八一	一二三七	一五五三	一九四四	二四七〇	三二四七	三九八四	四九一九
生産工業	二〇九	二六〇	四〇九	五〇三	八〇二	一一六四	一五三七	二一六四	二九四四	三〇五五	三六〇六	四四〇一	五五八四
消費工業	一八六	二三八	三三二	四一九	七一〇	一〇六一	一二五五	一四七五	一七五五	二一三五	二四六四	二七八二	三二〇六

在浦潮日本總領事館

(イ)、農家ノ集團化狀況

年次	農家戸數別		耕地面積別
	「ソフホズ」	「コルホズ」	
一九二七年	〇八	〇六	〇四
一九二八年	一七	一七	一七
一九二九年	三九	三九	三九
一九三〇年	二六	二六	二六
一九三一年	五七	五七	五七
一九三二年	六一	六一	六一
一九三三年	六四	六四	六四

(二)、穀物生産高ニ對スル「ソフホズ」「コルホズ」及個人農ノ割合

年次	「ソフホズ」	「コルホズ」	個人農
一九二七年	一〇一	〇六	九八
一九二八年	一一	一	九七
一九二九年	一一	一	九七
一九三〇年	一八	二	九八

在浦潮日本總領事館

一九三一年 七十七  
一九三二年 九十三  
一九三三年 一〇七

五八五  
六九三  
七三八

三三八  
二一四  
一四五

而シテ第一次五年計畫末期ニ於ケル蘇聯邦經濟機構ノ變化ニ關シテハ之ヲ最モ鮮明ニ其ノ外國貿易ニ認メ得ヘシ革命後ノ蘇聯邦外國貿易ハ概ネ逆調ヲ呈シ居ルトコロ外國貿易ヲ獨占シ輸入高ニ依ツテ其ノ輸出ヲ調節シ居ル國柄トシテ殊ニハ貿易外支拂勘定ノ相當額ニ上ルヘキ事態ニ於テ(例ヘハ工業機械ノ大量注文ニ從ヒ之カ組立、運轉乃至指導ノ爲ニ多數ノ外國技術者ヲ傭聘セサルヲ得サリシカ如シ)ニ工業化ノ強行カ如何ナル影響ヲ其貿易上ニ及シタルヤヲ認メ得ヘキト共ニ、帝制露西亞時代ヨリ輸出貿易ノ大宗カ農産物タリシモノカ漸次其地位ヲ工業品ニ譲リ居ルカ如キハ注目ニ値スヘキトコロニシテ之ヲ表示スレハ左ノ如シ(單位百萬留)

在浦潮日本總領事館

一、輸出入總計

年	輸出(單位百萬留)	輸入	輸出入合計	「バランス」
一九一三年	一五〇〇	一三二七	二八二七	(+) 一四九
一九一〇年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九一一年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九一二年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九一三年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九二二年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九二三年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九二四年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九二五年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九二六年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九二七年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九二八年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九二九年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九三〇年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇
一九三一年	一四〇〇	一三二七	二七二七	(+) 一八〇

在浦潮日本總領事館

在浦潮日本總領事館

年	總計	穀類	中畜產品	漁撈及 蠶絲	總計	木材及 木製品	食料品	礦業品	石油	其他	合計
一九二三年	八二六	五九六	三六八	一六九	六一	二六	七	一	一〇	六	一四
%	六二七	四四五	二九〇	一三六	四六	一六	七	一	八	〇	一〇〇
一九二四年	三三三	一六八	一〇〇	六八	一七	三	三	〇	一	一	一〇〇
%	四七〇	二四八	一四九	九六	一三	二	二	〇	一	一	一〇〇
一九二五年	一一九	五二	二九	三	一	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇
%	二二七	一〇七	五九	一	〇	一	一	一	一	一	一〇〇
一九二六年	四〇八	二六六	一五九	九六	八	一	一	一	一	一	一〇〇
%	四四八	三〇七	一九九	一三〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇〇
一九二七年	四四六	二四〇	一四〇	九六	三	一	一	一	一	一	一〇〇
%	五五三	二九八	一七九	一三〇	四	一	一	一	一	一	一〇〇
一九二八年	三九九	八六	三六	一七	四	一	一	一	一	一	一〇〇
%	四四五	一〇〇	一五	一七	五	一	一	一	一	一	一〇〇
一九二九年	三四六	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇
%	三九五	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇
一九三〇年	三三三	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇

在浦潮日本總領事館

年	總計	穀類	中畜產品	漁撈及 蠶絲	總計	木材及 木製品	食料品	礦業品	石油	其他	合計
一九一三年	一〇一九	七〇八	三三三	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇〇
%	六七一	四六七	二九三	一四	一〇	一	一	一	一	一	一〇〇
一九二〇年	〇八	〇八	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇
%	五七二	五七	一五	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇
一九二一年	一三五	二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇
%	六八	二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇
一九二二年	三六	一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇
%	四八	二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇

此ノ輸出入品目別ハ輸出ニ於テ(單位百萬留)

一九三二年 五六三九 六九八七 一三六二六 (一)一三四八

一九三三年 四九六六 三四八二 八四三八 (十)一四七四

(「ソ」聯邦ニ於ケル社會主義的建設事業「一九三四年版ニ依ル)

年次	工業施設	原料半製品及補助品	農業用品	交通用具	上四項合計	食料品	個人消費品	合計	其他	總計
一九二六年	八四三	四二五	五四四	二三四	五九〇	七〇七	七〇〇	一四〇七	二七	一四三四
%	五九	三〇	三九	一六	四一	五〇	四九	一〇〇	二	一〇〇
一九二七年	一三六二	四二八	五九三	一三九	七〇七	六四二	一三七	一四七〇	二〇	一四九〇
%	九一	三〇	四三	一〇	四九	四三	九	一〇〇	一	一〇〇
一九二八年	二一六〇	五〇九	四四九	二七	八〇二	一〇六	五八	一四二〇	二	一四二二
%	一五〇	三七	三二	二	五七	七	四	一〇〇	〇	一〇〇
一九二九年	一七四五	四四八	四七	三六	七二六	七五	一一	一四一〇	一	一四一〇
%	一二四	三一	三	二	五一	五	〇	一〇〇	〇	一〇〇
一九三〇年	三八四七	五八〇	四一	五九	九二八	一〇七	五二	一四三二	一	一四三三
%	二七〇	四二	三	五	六四	七	三	一〇〇	〇	一〇〇
一九三一年	四九八八	三三九	一三	六九	一〇二	一〇	一一	一四六〇	一	一四六一
%	三三六	二四	一	五	七二	七	八	一〇〇	〇	一〇〇
一九三二年	三八九四	一九八	一〇	三七	六二八	六	一七	一四二〇	一	一四二一
%	二六四	一四	〇	二	四四	〇	一	一〇〇	〇	一〇〇

在浦潮日本總領事館

年次	工業施設	原料半製品及補助品	農業用品	交通用具	上四項合計	食料品	個人消費品	合計	其他	總計
一九二五年	五〇七	四九四	五八	二九	六九〇	二八	三三	七二〇	三	七二三
%	四〇	三九	四	二	五〇	二	三	一〇〇	〇	一〇〇
一九二四年	一七〇	三〇九	一七	二九	三六六	四	一	三七七	二	三七九
%	四九	八四	五	八	九九	一	〇	一〇〇	〇	一〇〇
一九一三年	一三二	六六一	二八	三〇	二五〇	三	一	二五三	一	二五四
%	五二	二五	一一	一二	九八	一	〇	一〇〇	〇	一〇〇
一九三一年	三五四	三〇	三	六	三九三	八	一	四〇二	一	四〇三
%	九三	七	〇	二	九八	二	〇	一〇〇	〇	一〇〇
一九三二年	三二八	一六	一	七	三五二	一	一	三五四	一	三五五
%	九二	四	〇	二	九七	〇	〇	一〇〇	〇	一〇〇

在浦潮日本總領事館

輸入ニ於テハ(單位百萬留)

(四) 如斯第一次五年計畫ノ末期ヨリ第二次五年計畫ノ初期即チ一九三〇年ヨリ一九三四年ニ至ル期間ニ於テ蘇聯邦ノ輪割力大體工業化シタルハ否定シ難キトコロナルカ他面農業方面ニ於テハ前述ノ如ク農家ノ六割強耕地ノ八割以上(一九三三年)ハ「コルホズ」化セラレ之ニ配セラレタル機械「トラクター」、ステーションノ數モ増加シ(一九三〇年一五八、一九三一年一、二二八、一九三二年二、一五、一九三三年二、六六〇、)「コルホズ」、「ソフホズ」等ニ於フル農耕方法ノ近代化モ相當程度ニ達シ(「トラクター」數ハ一九二七/二八年三、三三四、一九二八/二九年九、四六六、一九二九/三〇年三三、〇六七一九三一年五九、一三〇、一九三二年四六、〇八六、一九三三年七〇、五〇〇)臺ニ達シ又「コルホズ」ニ於ケル投資額中一九二八年ノ三二、五%、一九二九年度ノ二九、四%、一九三〇年度ノ二八、四%、一九三一年度ノ一五、三%、一九三二年度ノ一九、一%ハ農具ナリ)其ノ耕地面積數ノ如キハ戰前ノ一億〇五百萬「ヘクター」ニ對シ一九三三年度二三、五%方増加一億二

在浦潮日本總領事館

千九百七十萬「ヘクター」トナリ收穫高モ穀物ノ一「ヘクター」當リ平均收穫ハ一九二八年七、九、一九二九年七、五、一九三〇年八、五、一九三一年六、七、一九三二年七、〇、一九三三年八、八、ツェントネルト漸増シ來レリ、(尤モ右收穫高ハ未タ戰前ノ夫ニ及ハサルハ事實ナリ)斯クテ(イ)農業ノ集團化力大體ニ於テ成功シタルコト(ロ)耕作面積ノ増加及(ハ)收穫高ノ増加(素ヨリ蘇聯邦ノ如ク豊沃ノ土壤ト氣候的條件ニ恵マレ殊ニハ最近ノ如ク機械力ヲ用ユル大農式經營方法ニ依ル場合ニ於テ戰前ノ平均一「ヘクター」收穫五十布度(十「ツェントネル」)ヲ遙ニ凌駕シ少クトモ一「ヘクター」ニ付百布度即チ二十「ツェントネル」ノ收穫ヲ得ルコト決シテ困難ニ非ルヘキハ多クノ論者ノ認ムルコロナルカ故ニ、大體論トシテモ蘇聯邦農業ヲ如斯見地ヨリ成功セリト稱シ得サルハ勿論ナリ)ニ依リ概シテ良好トナレルノミナラス戰前總收穫高ノ約一割二分(滿鐵調査部譯「ソ」聯邦ノ輸出入貿易)ニ依ル)カ外國ニ輸出セラレ帝制露西亞ノ主要輸出品目ヲ爲セル穀類カ近年ニ至リ世界市場

在浦潮日本總領事館



ニ於ケル値下リ乃至國內輸送機關ノ不整備等ノ爲一九三一年度輸出額カ九%（總收穫高五千七百九十萬噸中輸出高五百二十一萬噸）ニ達セルヲ最高トシ多クハ三%内外ニ減少シ居レ<sup>ル</sup>等ノ事情ト相俟テ國內穀物保有量相當量ニ達セルモノト思考セラル、一方輕工業製品ノ製造モ漸ク増大シ市場ニ對スル日常用品相當潤澤トナリ來レルニ當リ都市ニ於テ四千萬人以上（地方機關ニ於テ配給ヲ爲スモノヲ合算スレハ五千萬ヲ越ユヘント稱セラル）ノ人口ニ對シ穀物ノ配給ヲ爲スカ爲ニハ國家トシテ膨大ナル機關ト經費（一年一人當リ約八留ト稱セラル）トヲ要スルノミナラス右ニ附帶シテ各種輕工業製品及食料品ノ配給力行ハレ右カ商業機關ノ正常ナル活動ト發達トヲ阻害シ延テ農村ニ對スル商品ノ普及ヲ妨害スル狀況ナルハ當然ノ次第ト云フヘク分配制度ノ存在カ商業機關ト兩立シ得ヘカラスシテ輕工業ノ順當ナル發達ヲ阻害ス~~ル~~ヘキコト亦察スルニ難カラス、共產黨中央委員會カ其議決中ニ於テ「如斯事態ニ於テ「パン」ノ供給制度ノ存在ハ供給事業ニ對シ大ナル支障ヲ致スモノナルカ故ニ宜シク之

在浦潮日本總領事館

ハ廢止セサルヘカラス」トシタル宣ナリト云フヘシ、  
 (五) 敍上ノ事態ニ基キ「パン」ノ配給制度ハ愈々本年一月一日ヨリ廢止セラレタルカ將來「パン」並穀物カ潤澤ニ故障ナク供給セラルヘキヤ否ヤハ重ニ「コルホズ」農業ノ發達ニアルモノト云フヲ得ヘシ  
 內國商業機關網ノ伸張並交通機關ノ整備モ鮮カラサル關係ヲ有スヘシ  
 推フニ第一次五年計畫當時ニ於ケル蘇聯邦政府ノ「コルホズ」化政策ニハ、多分ニ工業化政策遂行ノ必然ノ結果トシテノ無理ヲ認識シテ強行セラレタル形跡アリ、農民ニ對シ意識的ニ異常ノ犠牲ガ要求セラレタル次第ナルモ將來機械「トラクターステーション」ノ配置完備シ「コルホズ」ノ組織充實セラル、ト共ニ、「コルホズ」員ノ權利義務關係カヨリ明白トナリ個人的關心カ高メラルル場合ニハ新タナル産業形式トシテ強チ發達ノ餘地乏シキ次第ニハ非ルヘク、  
 況ンヤ農産品ノ買上價格カ引上ケラレ穀物ノ自由處分量カ寬大トナリ農民ノ需要スル商品カ潤澤ニ農村ニ送致セラレ留ノ購買力カ向上

在浦潮日本總領事館

スルニ於テハ農民ノ間ニ蘇聯邦政府ニ對シ失ハレタル信頼ヲ回復シ得サルニ非ルヘク、農民カ安住信頼ノ途ヲ發見シ得ハ大體ニ於テ穀物ノ需給ニ大ナル支障ヲ來ササルヘク饑饉其他ノ天災ニ依ル減收ノ場合ニアリテモ蘇聯邦今日ノ貿易推移上ヨリ推セハ外國ヨリ輸入スルモ左迄大ナル支障ヲ來ササルニ非ルカ  
要之「ハン」ノ配給制度ノ實施セラレタル時代ニ在リテハ一般農民ハ政府ノ強制集團化ト穀物ノ強制的買上制ノ爲ニ最モ大ナル負擔ヲ負ヒ政府ノ措置ニ對シ殆ント信頼ノ念ヲ失ヒ來レル次第ナルモ「ハン」及穀物ノ自由販賣制度カ實施セラル、ト共ニ買上値段ハ多少トモ増加セラレ穀物ノ納入義務數量ヲ納入シ翌年度種子ノ準備ヲ終ハレハ爾餘ノ分ニ對シテハ完全ナル處分權カ認めラル、コト、ナレハ「コルホズ」自體ノ直接利害關係増大ニ依リ、農民ノ地位モ現狀以上ニ惡化スルコトハ先ツ無之カルヘク第二次五年計畫ノ目標タル輕工業ノ發達ニモ鑑ミ最大ノ買客タル農民ノ購買力ヲ培養スルノ必要ナルヤ云フ迄モナカルヘシ、

在浦潮日本總領事館

蘇聯邦政府カ今次「ハン」ノ配給制度ヲ廢止スルト共ニ商業網ノ擴張ヲ期セントスル底意ハ蓋シ茲ニ存スヘキハ先ツ疑ヒナキトコロニシテ農産物ノ價格ヲ引上ケ一般商品ヲ一〇乃至五〇%方値下シタルカヤ  
雖事實ニ於テハ從來配給制度ノ下ニ於テ市價ノ十分ノ一乃至十分ノ一ニテ購入シ來レル都市在住勤務階級ノ負擔増加タルハ明カニシテ右ハ一ニ都市勤務階級ノ負擔ニ於テ農民ヲ潤シ其力ヲ培養セントスルモノナルヤ疑ヒナキトコロトスヘシ  
内 蘇而極東地方ハ第一次及第二次五年計畫ノ強行ニ依リ其面貌ヲ著シク變化シ、地方内部ニ新ナル鐵道カ起サレ新ナル工業中心地カ勃興シ新ナル都市カ増加スル等其ノ發達ハ帝制時代ノ夫ニ比シ著明ナルモノアル次第ニシテ一九三四年度ニ於テハ聯邦中「モスクワ」、「ウクライナ」ニ次キ第三位ノ投資額ヲ見タル有様ナリ、而シテ農業ニ付テハ、第二次五年計畫ノ末期ニハ可耕地面積三百五十萬「ヘクタール」播種面積三百萬「ヘクタール」(内穀物一、八一三)

在浦潮日本總領事館

千)「ヘクター」の技術的農作物(八八千)「ヘクター」茶園作物二七九、五(千)「ヘクター」播種草類二六五、五(千)「ヘクター」新作物三〇三、千(千)「ヘクター」に到達セラルヘキ豫定ナルトヨリ一九三七年乃至一九三三年に於ケル播種面積、「ヘクター」當り收穫量及總收穫量は示スニ左ノ如シ

(1)、播種面積(千ヘクター)

年次種別	晚時種		早時種		稗		玉蜀黍豆類		其他	
	黑麥	小麥	黑麥	小麥	大麥	燕麥	蕎麥	稗	玉蜀黍	豆類
一九二七年	七、七	〇	一、九〇八	四、五三六	二、三九	三、六五	九、六九	五、四二	八、二	三、九
一九二八年	五、九〇	一	一、四八八	五、七四八	二、三九	四、〇一七	七、六〇	三、八三	八、三	三、六
一九二九年	四、三一	二	一、二四二	四、五八六	二、八〇	三、六三	八、二	三、八五	一、二	一、九
一九三〇年	三、六三	一	四、七	三、〇八九	一、五九	二、八〇	五、〇	九、一	六、八	一、三
一九三一年	三、四〇	一	一、八三	三、三六九	二、七	三、三	七、〇	一、七	六、九	一、四
一九三二年	五、一〇	一	二、八〇	三、九八九	二、三	四、〇	一、〇	一、〇	七、一	一、四
一九三三年	二、六九	一	五、九	三、七	一、六	三、〇	一、一	一、〇	七、一	一、四

在浦潮日本總領事館

米 九七  
其他 九六  
合計 九〇七

即チ基本穀類黑麥、小麥、大麥ノ合計高ハ三〇、六〇(千)「ツェントネル」ニシテ

噸ニ換算シ二十五萬五千噸トナル、今假リニ極東地方ノ人口ヲ二百萬ト假定シ(人口數ニ關シテハ最近ノ統計ヲ缺クモ「第二次五年計畫資料」ニ依レハ一九三二年末ノ人口百九十七萬八千トアリ、之ヲ基礎トシ新設工業ニ對スル労働者、漁場移民「アコ」社長「アダモ」ウキチ「ノ州」ソヴイエト「ニ於ケル演説ニ依レハ堪察加ニ於ケル越年漁場労働者七千ナリト云フ」極東地方ニ對スル強制移民等ヲ加ヘ極東ヨリ他地方ニ轉出セルモノヲ考慮セハ現在ニ於テ二百萬ト推定スルハ寧ろ過少ナルヘキモ姑ク此ノ數字ヲ採ルコト、ス)其ノ一人一日ノ所要穀量ヲ平均五百瓦(「パン」配給制度ノ下ニ於テ所謂労働員、同家族、労働者ノ家族ハ一日三百瓦ヲ定景トシ労働者

在浦潮日本總領事館

ハ勞働ノ種類ニ依リ八百瓦乃至千二百瓦ヲ配給セラレ居リタリトシテ計算セハ實際一日ノ總需要高壹千噸一年三十六萬五千噸ニ達スヘク之ニ極東地方ニ駐屯スル軍隊二十萬ニ對スル所要額三萬六千噸ヲ加算セハ約一ケ年四十萬ニ達シ一ケ年ノ不足額少クトモ十五萬噸ニ及フヘシ若シ之ニ對シ極東地方就中其奧地ニ存在スル各都邑ニ對シテハ交通氣候ノ關係アリ常ニ相當數ノ「ストック」ヲ必要トスルコトヲ考慮セハ此額ハ更ニ増大スヘク此等ハ總而奧地ヨリノ輸送ニ俟タサルヘカラサル現狀ナリ、而シテ極東地方ハ其大規模ノ建設事業ノ進展ト共ニ輸送物件輻輳シ居ル點ヲ考慮セハ之カ間斷ナキ供給ハ技術的ニ困難ヲ有スヘシ、況ンヤ穀物ノ自由販賣ト共ニ、住民ノ「パン」ニ對スル需要増大スヘキヤ勿論ノ次第ナルニ於テ「ヤ」(浦潮附近ニ於テハ肉類、野菜類等入手頗ル困難ニシテ從而從前配給時代ニ於テモ住民ハ定量以外ヲ高價ナル金ヲ支拂ヒテ購入シ居リタル次第ナルニ付自由販賣ト共ニ其需要増加スヘキハ寧ろ當然トスヘシ)從而極東地方ニ關スル限り穀物「パン」ノ自由販賣ハ多少ノ困難

在浦潮日本總領事館

ヲ隨伴スルモノト見テ差支ナク現ニ發令以來當局側カ極力各機關ヲ鞭撻激勵シ來レルニ關ラス「パン」製造所ノ作業不圓滑ト相俟ツテ「パン」ノ配給圓滑ナラス、或ル店舗ニ於テハ「オ」待順列「エ」レ「デ」イ「ヲ」生シ、或ル販賣店ハ全然販賣スヘキ品物ヲ有セサルカ如キ新聞紙上ニ散見スルトコロナリ、  
(七)、一方極東地方ハ、蘇聯邦ノ各種中心地ヨリ相去ルコト遠ク各種文化施設ノ未タ整備セサルモノアルニ加ヘテ、近年日蘇關係ノ險惡化ト共ニ、精神的不安増大シ物質的ニモ極メテ惠マレサル事情アルカ故ニ、政府當局ハ曩ニ極東在住民ニ對シ物質的特典ヲ附與シテ之ヲ優遇スルト共ニ、歐露方面ヨリノ移民ヲ誘致シテ地方産業開發ニ資セントセリ、從而極東各産業當局ハ上ハ専門技術家ヨリ下ハ平勞働者ニ至ル迄能フ限りノ優遇法ヲ構シテ此等人員ノ定着ヲ計リ來レル次第ナルモ住宅ノ缺乏、氣候風土ノ變化等ニ依リ相當流動性ニ富ミ居レルトコロ、物資配給ノ範圍ヲ擴メ彼等ヲシテ多少トモ他ノ地方ニ比シ有利ナルヲ感得セシメント期シ配給物資ノ如キ一般市場ニ

在浦潮日本總領事館

ハ現ハレサルモノニモ及ヒタリ、而シテ其價格ハ獨リ市價ノ十分ノ一以下ナルノミナラス數量ニ於テ充分以上ナリシ模様ニテ、俸給額ノ多少ヨリ寧ロ配給品ノ多少ヲ標準トスル慣習ヲ生シタル次第ナルカ「パン」配給制度ノ廢止ト共ニ當然此等物資ノ配給モ停止セラレヘク「パン」ノ値上リ（從來「パン」一「キロ」三十哥乃至六十哥ナリシモノ今日ニ於テハ「キロ」一留三十哥乃至二留六十哥トナリ）但シ右價格ハ從來市價二留乃至三留五十哥ヨリ低廉ナル次第ナリ。工場又ハ各機關附屬食堂ニ於ケル定價亦晝食平均二留五十哥カ三留五十乃至四留、夜食一留五十哥カ二留乃至二留三、四十哥トナリ結局此等ノ勞働者及技術家ノ直接負擔増加シタルカ加フルニ、從來定價ノ十分ノ一程度ニテ買受ケ居リタル物資モ近ク一般ニ半值程度ニ値下セラル、トスルモ尙且高價ナルカ故ニ一割程度ノ賃金増増ヲ以テハ到底歩ニ合ハサルヘキヤ勿論ナリ）等ノ爲ニ彼等ノ受クル直接ノ不利益ハ個人家計ニトリテハ相當深甚ナルモノアルヘク、彼等ノ動向ニ付テハ興味ナシトセサルヘシ

在浦潮日本總領事館

(八) 要之「パン」ノ配給制度廢止ニ伴フ今後ノ事態ハ主トシテ「コルホズ」ノ發達乃至製「パン」及其配給機關ノ完成如何ニアルヘク將來蘇聯邦政府當局カ政策上農民ニ苛酷ナル負擔ヲ負ハシムルカ如キ轉向ヲ爲ササル限リ集團農業ノ組織的完備ト農民ノ購買力増大トハ輕工業ノ發達ト相俟テ國民福祉ノ發達ニ貢獻スルモノアルヘシト考ヘラレ極東地方ノ如キ特種ノ事情下ニアルモノニアリテモ其ノ農業ノ發達（但シ人口ノ増加率ト並行シテ發達スル迄ニハ尙相當ノ時日ヲ要スヘシ）ト交通機關ノ整備トニ依リ重大ナル支障ヲ生スル程度ノ困難ハ先ツナキモノト認メ得ヘシ、

右大體ノ觀察トシテ報告申進ス

在浦潮日本總領事館

歌田局

公第三七號

昭和十年二月十五日

在武市

領事代理 下村 未 郎



外務大臣 廣 田 弘 毅 殿

麵麩ノ切符制度廢止ニ伴フ賃銀引上  
ニ關スル件

客年十一月二十六日聯邦共產黨中央委員會ハ本年一月一日ヨリ麵麩  
其他食料品ノ切符制度廢止ト共ニ勞働者、勤務員ノ賃銀、恩給、學  
生ノ給費ヲ引上クル旨決議セルモ當地方限リニ於テハ麵麩ノ切符制

在ブラゴウエスチエンスク領事館

E1.1.0.5-1

度ハ決議通一月一日ヨリ實施セラレ爲ニ麵麩ノ拂底ヲ示シ配給上一  
大澁滞ヲ示シ居ル趣ハ屢報ノ通ナルカ麵麩ノ切符制度廢止ト共ニ實  
施セラルヘキ筈ナル前述賃銀、恩給、給費ノ引上ハ未タ一般的ニハ  
實施セラレ居ラサルモノノ如シ當地「アムールスカヤ・ブラウダ」  
紙ハ未タ引上ニ關スル具体的ノ決定ヲ公表セサルニ付引上額其範圍  
等知ルニ由ナキモ二月八日發知多「ザバイカルスキー・ラボーチ」  
紙ニ掲載セラレタル賃銀引上ニ關スル東部西伯利亞地方執行委員會  
ノ決定ニ付觀ルモ賃銀引上ハ未タ一般的ニハ實施セラレス單ニ地方  
豫算ニ依リ成立スル諸指導機關ノ勤務員ニ限リ九留乃至十七留引上  
ケラレタルモノノ如シ  
就テハ同記事何等御參考迄別添ノ通譯報ス

在ブラゴウエスチエンスク領事館

本信寫送付先 在蘇臨時代理大使

在滿大使

在黑河大谷副領事

在ブラゴウエスチエンスク領事館

E-0112

賃金引上ケニ關スル件地方執行委員會決定

麵麩、麥粉及穀物ノ切符制度廢止ニ關聯シ地方執行委員會ハ政府ノ決議ニ準應シ一九三五年一月一日ヨリ地方豫算ニ依リ成立スル諸指導機關同勤務員ノ賃金引上ケヲ決定ス

賃金ノ引上ケハ地方各區及各都市ニ遍ク施行セララルモ其額ハ區々タリ即チ元ノ知多州及「ヴィチモ・オレクミンスク」管區ノ各區ニ於テハ名簿ニ依リ一級労働者ノ食券ヲ受領セル者ノ賃金ハ月二十七留、二級労働者ハ十四留、二級其他ハ十二留丈引上ケラレ其他ノ各區及各都市ニ於テハ名簿ニ依ル一級労働者ノ賃金ハ月二十三留、二級労働者ハ十一留、二級其他ハ九留丈引上ケラルモノトス  
此ノ賃金引上ケハ村「ツグヴェト」ノ労働者ニハ及ハサルモノトス

在ブラゴウエスチエンスク領事館



機密公第五七號

昭和十年二月十八日

在オデッサ

領事 平田

外務大臣 廣田 弘毅 殿

當市ノ「パン」及「バター」販賣狀況ニ關スル件

其後當市ニ於ケル「パン」ノ販賣狀況ハ商店ノ増設ナク輸送機關依然不備ノ爲メ漸次悪化シ店頭購入者ノ長列各所ニ在リ市民間ニモ不滿ノ噂アル處當館ノ得タル情報ニ依レハ切符制度廢止ハ全然對外「プロバガンダ」ノ對面問題ニ出テタル由ニテ茲ニ滑稽ナルハ當市駐在外國領事館附近ノ「パン」商店ニ限り模範的設備ヲナシ多量ノ「

在オデッサ日本領事館

昭和拾年參月拾六日接受



E1.1.0.5-1

パン」ヲ供給シ無制限ニ販賣スルモ其他場所ニ在ル商店ニ於テハ品切頻發シ一人當賣渡量ヲ制限シ居レリ

昨年ノ不作ニ依リ「ウクライナ」南部地方ニハ穀物少ナク中央ノ命令ニ依リ無理矢理ニ「パン」ノ自由販賣ヲ始メタルカ既ニ麥粉ノ貯藏盡キ他地方ヨリ移入シ辛フシテ供給ヲ續ケ居ル由ナリ

尙最近「トルグシ」及其他ノ商店ニテモ「バター」ハ一回半疋ヲ最大限トシ領事館ニ對シテモ一時ニ夫以上ヲ販賣セサルコト、ナリタリ「バター」ハ品質比較的良好ナルモノ多キモ斯ノ如ク制限ヲ加フルニ至リタルハ品薄ノ爲メナルヘシト推セラル

要スルニ「パン」自由販賣ト稱スルモ當地方ニ於テハ單ニ名目ノミニ過キス切符制度當時ト大差ナク加之多數労働者ハ僅少ノ増給ニ對

在オデッサ日本領事館

シ高價ナル「パン」ヲ買ハサル可ラサルコト、ナリ少ナカラス不平  
ヲ洩シ居ル由ナリ

右報告ス

本信寫送附先 在蘇大使、在波蘭公使

在オデッサ日本領事館

E-0112

歌亞局

機密公第六四號

昭和十年二月二十一日

昭和拾年拾月拾九日接受

在オデッサ

領事 平田

外務大臣 廣田 弘毅 殿

當地方ノ黒「パン」ニ關スル件

元來露國ハ黒「パン」ヲ常用スル國トシテ知ラレ革命後今日ニ至ル  
モ一般大衆ノ主要食料ハ黒「パン」ナリ切符制度廢止後ト雖モ當地  
方ニハ白「パン」少ナク殊ニ新聞記載ノ小形「パン」ハ未タ少シモ  
販賣セラレス

本官着任後當地ノ黒「パン」ヲ見ルニ品質如何ニモ下等ニシテ黒

在オデッサ日本領事館



パン」獨特ノ風味ナキヲ以テ特ニ「トルグシン」ニ黒「パン」ノ今  
少シク品質上等ナルモノヲ依頼セル處「トルグシン」支配人ハ聲ヲ  
潛メテ實ハ當地方販賣ノ黒「パン」ハ真正ノ「ライ」麥ノミヨリ作  
リタルモノニ非ス多クハ人工的ニ着色セルモノカ又ハ「ライ」麥ノ  
最惡品一部ヲ混シテ作りタルモノ故註文ニ應シ難シトノコトナリ然  
ラハ黒「パン」用粉ヲ買ハントセル處市場ニハ一切「ライ」麥粉ナ  
シトノコトナリ  
茲ニ於テ不得已當港ト交通ノ便最モ良好ナル伊太利ニ「ライ」麥粉  
ヲ註文セリ右「ライ」麥粉ハ如何ニシテモ完全ニ「パン」トナラス  
多分黒「パン」ニハ特殊ノ大形籠ヲ必要トスル爲メナラント右輸入  
粉ヲ「トルグシン」ニテ焼カシメタルモ之亦成功セス更ニ第二回目

在オデッサ日本領事館

ニ伊太利ヨリ輸入セル「ライ」麥粉ヲ以テ各所ニテ試ミタルモ第一  
回ト同シク無「パン」出來上ラス  
右ハ多分伊太利粉ノ不良ノ爲メナラント考ヘ波蘭ニ註文シタル「ラ  
イ」麥粉ヲ使用セル處自宅ニテモ完全ニ無「パン」ヲ得タリ  
種々取調ヘタル處伊太利ハ「ライ」麥粉ヲ蘇聯邦ヨリ購入シ居ルコ  
ト（當地伊總領事モ麥粉ハ蘇聯邦ヨリ購入シ居ルコトヲ本官ニ談話  
セリ）並ニ目下伊國市場ニ在ルモノハ一九三三年ノ蘇聯邦豐作當時  
ノ粉ニテ蘇聯邦ニテ貯藏ノ方法不良ナリシ爲メ發芽セルヲ以テ之ヲ  
粉トナシタルモノナルコト判明セリ  
何レニモセヨ蘇當局ハ國民大多數ノ絕對必需品タル無「パン」粉ヲ  
外國ニ賣リ「トルグシン」支配人ノ言ノ如ク自國民ニハ不良不純ナ

在オデッサ日本領事館

ル且健康ニ害アル代用品ヲ供給シ居ルコトヲ知り得タリ  
右報告ス  
本信寫送附先 在蘇大使、在伊大使

在オデッサ日本領事館

歐亞局

第一課

昭和拾年四月四日

送付

三原 改訂 老金 整理 研究

普通第二八号

昭和十年三月七日

在ノウオシロスク

領事 小柳雪生



外務大臣廣田弘毅殿

調査部

最近ニ於ケル当地ハパン販賣状況報告ノ件

当地方ニ於ケルパン一切符制販賣度止後、パン販賣  
状況ニ関シテハ一月二十五日附普通第一二二号拙信ヲ以テ  
報告申進置キタル其後ノ實況左通

一、パンノ配給状況

二月三ノパンノ配給ハ著シク改善セラレ特ニ白パン販賣

E1.1.0.5-1

所ニハ順番ニ立ツ者ニテナカク迄ナリ又半黒或ハ黒パン販賣  
所モ朝タラ除キ差シタル順番ヲ待タズパンヲ入手シ得ル程ニ  
ナレリ然ルニ同月中旬以後ニ至リ又稍悪化シ市中目抜ノ  
場所ヲ除キ順番ニ立ツヲ常トスルニ至リ往々品切スルヲアリ此  
ノ状況ハ今日迄善化ナラズ續キ居リ

二、麥粉ノ販賣状況

月二回一人先四キロヲ限リ販賣シ居ルモ店舗数極テテ  
少キト一定量ヲ販賣スル為テ希望者ノ一部ノミ入手シ得  
ル程ナリ早朝ヨリ順番ニ立ツ者ノ大部分ハ品切れノ為  
空シク引込スヲ常トス

三、パンノ品質

品質ハ依然トシテ改善セラズ右ニ対スル非難ハ時々新聞  
紙上ニモ散見セラル

四、住民ノパン入手状況  
 パン自由販賣ト公稱シ居ルモ實ハ一回ニテト限定セラレ  
 販賣シ居ル為大家族ヲ擁シ者ハ勢カニ數回往復シテ所  
 要量ヲ入手サセルハトラス麥粉ノ如キハ幸運ナル一部分ノ者ノ  
 ミ配給ヲ受テ居ル實況ナレテ住民ノ不滿ハ依然タル  
 モアリ從前切符制カニヨリ入手シ得タル者ハ二月ニ入り漸ク  
 増俸セラレタルカ(一人平均約一ヶ月五―八省程カ)パン値  
 上リノ為又入手困難ノ為大不滿ヲ抱キ居レリ  
 五、田舎ヨリパン入手ノ為来ル者ノ實況  
 引續キ百露里ヲ遠シトセス田舎ヨリパンヲ求テ来ル者  
 絶ハス当局ハ一時ニ多量ノパン購入者ヲ投機者ト看  
 做シ取締居ルモ効果ナシ  
 六、当方觀察

パン及麥粉販賣前記ノ如クハ要スル穀類豊富ナリシカ  
 以テ当局ハ規制至濟ニ基キ一定量ヲ限リ配給シ居ルナリ  
 ト認ラル確實ナル情報ニ依リハ、今冬シムルニテ市一日ノ配給  
 パンハ二百十五噸ナリトナレカ人口三十五萬人トシテ一人亦百  
 五十余グラムナレニ他方面ヨリ来ル多數者ヲ加算スレハ不  
 足ア生スルモ当然ナリト認テシサレテ得ス  
 斯ノ如ク觀察スレハ当地方ニ於ケルパン配給ハ今秋收穫  
 時迄此ノ儘善化ナク行ハルモト思考セシ  
 右報告ス  
 本信寫送付先  
 在、山形縣臨時代理大使  
 在、哈府、浦汐各派領事  
 在、オランダ領事



E1.1.0.5-1

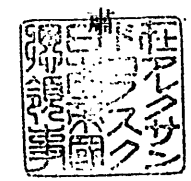
歌臣局

本普通第二九號

昭和十年三月十五日 在亞港

總領事 緒方 整

外務大臣 廣田 弘毅 殿



薩哈連州ニ於ケル麴麩、麥粉等ノ販賣價格

引下ニ關スル件

本年一月一日ヨリ當國全般ニ亘リテ實施セラレタル麴麩、麥粉等特  
定物資ノ切符配給制度廢止ニ伴ヒ當薩哈連州ハ勘察加州其他ト共ニ  
國內各地方中最高價格ヲ配屬セラレタル第八地帯ニ編入セラレタル

昭和拾年三月廿八日接受

Handwritten notes in Japanese ink, including the name '緒方 整' and other illegible characters.

BII

次第ハ本年一月十四日附本普通第八號ヲ以テ報告致置タル處三月十  
四日發刊當地機關紙ノ報道ニ依レハ今般<sup>般</sup>中央ノ決定ニ依リ薩哈連及  
勘察加州ハ右第八地帯ヨリ第三地帯ニ編入セララル、コト、ナリ從  
テ右特定物資ノ價格ハ著シク引下ケラル、(例ニハ白麴麩及黒麴麩  
ハ一疋ニ付夫々八十哥及五十哥ノ引下ケトナル)コト、ナレル趣ナ  
リ。  
右ニ關シ機關紙ハ特ニ論說ヲ揭ケテ從來當地方住民ニ對シテ附與セ  
ラレタル屢次ノ特典ト共ニ今回ノ右決定モ偏ニ政府及黨ノ邊境地方  
ニ對スル同情的措置ニ外ナラストシ住民ハ今後一時社會主義建設ノ  
計畫遂行ニ邁進シ以テ之ニ酬ユル所アラサルヘカラサル旨ヲ強調シ  
居レリ。

E-0112



右ニ關聯シテ州執行委員會ハ今回大体左ノ如キ要領ノ決定ヲ公布シ  
右政府決定ノ實施方法ヲ規定セリ。

記

一、薩哈連州ノ第三地帯編入ニ伴ヒ三月十六日ヨリ改正價格ニ依ル販  
賣ヲ實施ス。

二、州商業部ヲシテ改正價格ヲ機關紙上ニ公示セシメ同時ニ各商業機  
關ヲシテ其ノ賣店ノ見易キ場所ニ右價格表ヲ掲示セシム。

三、各供給及商業機關ヲシテ三月十五日現在ニ於ケル特定物資在庫高  
ノ店卸ヲ行ハシメ之ニ新價格ヲ附セシム。

四、右店卸ノ爲販賣ニ聊カノ停滯支障ヲモ來サシメサルコトヲ供給及  
商業機關ニ提議ス。云々

BII

惟フニ今回ノ政府決定ハ新聞紙ノ云フカ如ク邊境地方ニ對スル中央  
ノ同情的措置ナリトスルモ、事實ハ前決定（切符制度廢止決定）實  
施ト共ニ突如急劇ノ値上ニ遭ヒ、密カニ怨嗟ノ聲ヲ漏ラス者各所ニ  
於テ生セル結果ニアラサルナキヤトノ疑ナキヲ得ス右ハ餘リニ急速ノ  
變更ニシテ輕卒且ツ朝令暮改ノ觀ナキニアラサルヘキモ、誤ヲ改ム  
ルニ憚ル所ナキ當國當局ノ措置トシテ是迄往々觀取セラレタル所ナ  
レハ敢テ怪シムニ足ラス、右ハ何レニスルモ結局當地住民ノ生活  
負擔ヲ著シク輕減スル點ニ於テ一般ニ歡迎セラルハキハ疑ヲ容レサ  
ル所ナリ。

右報告ス。

本信寫送付先

BII

在「ソ」聯邦  
酒 樽  
在オハ村瀬  
分館主任  
代理大使

BII

E-0112

公第一〇〇號

昭和十年四月二日

在オデッサ

領事 平田

外務大臣 廣田 弘毅 殿

三月中「パン」配給状況ニ關スル件

三月中ノ本市「パン」配給状態ハ大體二月ト大差ナク依然改善セラ  
レス殊ニ三月中旬數日間ハ「パン」配給最モ悪シク市内目抜ノ場所  
ニ於テスラ早朝僅ニ數時間開~~閉~~後「パン」賣切ニテ其後終日閉店セ  
ル有様ナリ

「トルグシン」ニ於テハ大體「パン」ヲ無制限ニ販賣スルヲ以テ投  
機師連ハ一時ニ多量ノ「パン」ヲ購入シ之ヲ直チニ「バザール」ニ  
於テ數倍高ノ價格ニテ轉賣シ居レリ  
市内ノ「パン」販賣所ニ於テ一人一時ニ購入シ得ル量ハ二斤ニ制限

在オデッサ日本領事館



昭利拾年四月卅日 接受

セラレ居ルヲ以テ切符廢止自由販賣ト稱スルモ切符制度當時ニ變化  
ナシ  
麥粉及「マカロニ」ノ販賣モ品薄ノ爲メ二月ト大差ナシ  
右報告ス

在オデッサ日本領事館

E1.1.0.5-1

歐亞局

本機密第五〇號

昭和十年四月十一日

在「オハ」

分館主任 村 瀬 梯



外務大臣 廣 田 弘 毅 殿

當地ニ於ケル「パン」、麥粉等自由販賣制實施  
狀況並ニ之カ影響ニ關スル件

客年十一月「ソ」聯邦全般ニ亘リ「パン」、麥粉、穀粒ニ對スル切  
符配給制度ヲ廢止シ自由販賣ヲ開始スル旨ノ共產黨中央委員會議決  
及ヒ「ソ」聯邦人民委員會議決定發表セラル、ヤ當地ニ於テモ直チ

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

昭和拾年六月廿五日受印

女子ニ於テハ  
ワザワザ  
ワザワザ  
ワザワザ

日本總領事館ハ公館

以「レ」聯勝人因委員會議決案發表セラレ、ナ當此ニ於テ予直ニ  
存續論歸趨ヲ懸止シ自由販賣ヲ開闢スル旨ノ共産黨中央委員會對  
答平十一日「レ」聯勝全黨ニ亙リ「ハハ」、表決、選出ニ據ル  
此並ニ「ハハ」ニ關スル  
當此ニ於テ「ハハ」、表決自由販賣開闢

長海大田 池田 山崎 蝶

公館主任 林 晴 樹  
主「ハハ」

即時十平四月十一日  
本對密案五〇號

烟區

即時十平六月廿五日

ニ之カ實施準備トシテ「サフスナブ」(「サハリン」供給部)「オ  
ルス」(労働者供給組合)「ゴルボ」(「オハ」市消費組合)「ラ  
ブコオブ」(労働者配給組合)ノ四配給機關ハ「オハ」市「ソヴィ  
エト」議長指導ノ下ニ準備委員會ヲ組織シ「パン」賣店ノ増設、舊  
賣店ノ改造並ニ増築、「パン」焼場ノ擴張等着々準備ヲ進ムルトコ  
ロアリタリ  
一方政府及共産黨關係方面ニ於テハ中央ノ例ニ倣ヒ或ハ其機關紙ヲ  
通シ或ハ數回ノ演說會ヲ通シテ本制度實施ハ「ソ」聯邦經濟政策ノ  
輝カシキ大勝利ヲ物語ル最大ノ指標ニシテ之カ一般労働者市民ノ生  
活程度向上ニ多大ノ效驗ヲ齎ス所以ヲ説明シ大々的宣傳ニ努メタリ  
斯クテ本年一月一日ニ至リ市内一齊ニ「パン」ノ自由販賣開始セラ

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ公館

レタルカ其宣傳ノ誇大ナリシニモ拘ラス準備遅延シタルカ爲當日開店シ得タルモノハ五十餘ノ賣店中（内十餘ハ新設）三十餘ニ過キス且開店セルモノモ大部分ハ從來ノ如ク黒「パン」一種類ノ販賣ニ従事シ得タルノミニシテ公約ノ如ク各種「パン」ノ販賣ヲ行ヒタルハ僅カニ「オルス」所屬ノ三賣店ニ過キサル状態ナリキ茲ニ於テ豫テ労働者、青年共產黨員等ヲ以テ組織セラレタル「パン」自由販賣制實施監察隊ハ盛ナル活動ヲ開始シ各賣店ヲ點檢シ其缺陷ノ摘發、原因ノ糺明ニ當リ結果ヲ新聞紙上ニ發表シテ責任ノ所在ヲ明カニシ不良賣店支配人ヲ鞭達或ハ糺彈シ（賣店支配人ニシテ免職處分ヲ受ケタル者三、四名ニ上レリ）販賣組織ノ優秀ナルモノヲ賞揚スル等本制度實施ニ伴フ諸缺陷ノ補正ニ多大ノ效績ヲ擧ケタル模様ナリ

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

斯クテ一月末ニ及ヒ漸ク全賣店ノ開店ヲ見ルニ至リ最初ノ宣傳ノ如ク七、八種類ノ「パン」販賣ハ行ハレサルモ本制度實施前ニ於ケル黒「パン」一種類ニ對シ兎ニ角黒「パン」、半白「パン」二種類ノ自由販賣開始セラレ（但シ黒「パン」ハ終日、半白「パン」ハ自午後五時至午後九時間ノミ）麥粉、穀粒ハ月二回（三月二十日以後ハ隔日）トシテ其都度新聞紙上ニ廣告ヲナシ、規則的ナラサルモ若干ノ賣店ニ於テハ純白「パン」、佛蘭西「パン」等ノ販賣モ行ハレ又各賣店ニ「文化的商業」ノ「スローガン」ヲ掲ケテ店內ノ清潔ト購買者ニ對スル丁寧親切ヲ計ル等大体順調ナル進展ヲ見ツ、アル状態ナリ

而シテ當地ノ如ク食糧品ノ大部分ヲ大陸ヨリノ供給ニ待ツノ外ナキ

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

地方ニ於テ冬季物資ノ大量輸送殆ト不可能ナルニモ拘ラス本制度實施ト共ニ從來行ハレサリシ半白「パン」或ハ白「パン」ノ供給ヲ開始シ得タルハ當地經濟機關カ同制度實施ノ一般公表ニ先ンシテ之ニ關スル通告ヲ受ケ昨夏航海期中ニ多量移入貯藏シテ豫メ之ニ備ヘタルニ因ルモノナルヘント推察セラル

翻ツテ本制度實施ニ依ル一般労働者市民ノ經濟生活ニ及ホシタル影響並ニ其政治的效果ヲ考察スルニ當地ハ主要穀物生産地ヨリノ距離遠隔ナルノ故ヲ以テ「パン」其他自由販賣物資ニ對スル最高價格表ヲ適用セラル、第八級地帯ニ屬セシメラレタル關係上同物資價格ハ從來ニ比シテ八倍以上ニ騰貴シ（本制度實施前黒「パン」一疋二十哥、實施後黒「パン」一留六十哥半白「パン」二留八十哥純白「パ

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

ン」四留五十哥）同級地帯ニ相當スル最大ノ賃銀増額（優秀労働者月額四十留、普通労働者三十一留六十哥、勤務員二十四留）ヲ以テスルモ到底此ノ値上リヲ償ウ能ハス反ツテ甚シキ購買力ノ低下ヲ見ルニ至レリ

今假ニ平均賃銀二百三十一留六十哥（全「ソ」聯邦労働者平均賃銀百五十留、邊陲地特別手當五十留、自由販賣制實施ニ伴フ賃銀増額三十一留六十哥、合計二百三十一留六十哥）ヲ受ケ扶養者三名ヲ有スル普通労働者家庭ヲ標準トシテ本制度實施前後ニ於ケル「パン」ニ對スル支出額ノ變化ヲ見ルニ次ノ如シ（因ニ本制度實施前ニ於ケル切符ニ因ル「パン」配給量ハ優秀労働者一疋、同上家族（子供ヲ含ム）五百瓦、普通労働者八百瓦、同上家族四百瓦、勤務員六百瓦

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

同上家族三百瓦ニシテ量的ニ見ルトキハ殆ト不足ヲ訴ヘ得ヘキ餘地  
ナク只黒「パン」一種類ノミノ配給ナリシヲ以テ質的見地ヨリノ不  
平アリシノミナリキ

即チ本制實施前ニ於ケル平均賃銀二百留中「パン」購入費八十二留  
ニ該當シ（前述普通労働者ノ計算ニ據ル）結局百八十八留ノ殘額ヲ  
有シタルニ對シ實施後ニ於ケル賃銀二百三十一留六十留中「パン」  
購入費ハ本制實施ニ伴ウ一人當リ「パン」消費量増加ヲ百瓦トシ消  
費ノ三分ノ一ヲ半白「パン」ニ變更スルモノトスレハ實ニ百四十留  
ニ達シ殘額ハ僅カ八十七留六十留ニ激減スルノ結果ヲ來ス次第ナリ  
又之ヲ從前ト同様ノ生活ニ甘ニスルモノト見テ計算スルモ「パン」  
購入費八九十六留トナリ殘額ハ百三十五留六十留ニ過キス從前ニ比

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

シ尙且五十二留七十留ノ減少トナル譯ナリ加之麥粉、穀粒、「マカ  
ロニー」等自由販賣物資價格ノ値上リヲ併セ考ウルトキハ此減少額  
カー層増大スヘキハ自ラ明カナリ  
又他方「パン」購入費ヲ差引キタル殘額ノ大部分カ使用セラル、商  
業主義商店、及市場ニ於ケル物資ノ價格ヲ見ルニ前者ノ價格ニ變化  
ナキハ勿論後者ニ於ケル價格モ著シキ下落ヲ見ルヘシトノ政府側ノ  
樂觀的豫想ニ反シテ目下ノ所寧日季節的下落ト見ラルヘキ牛豚肉等  
ノ價格ニ多少ノ低落ヲ見タル以外些シタル變化ナキ模様ニテ是亦前  
述ノ減收ヲ償フ能ハサルコト明カナリ  
尙之等ノ悲觀的材料ニ加フルニ「ソ」企業側カ本制實施ニ伴ウ賃銀  
額ノ急激ナル増加ニ備フルトコロナカリシ爲カ或ハ又販賣組織ノ充

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館



分ナル整備ニ先ンシテ一時ニ「パン」消費量ノ増加スルヲ恐レタルニ因ルヤハ不明ナル邊モ角其貨銀支拂狀況ハ著シク惡化シ甚シキハ一ヶ月以上ノ遅延ヲ見ルニ至ルカ如キ醜態ヲ演シ労働者ノ不滿ニ油ヲ注クカ如キ結果ヲ醸シタリ、此點ニ關シ昨年九月頃ヨリ商業主義商店ニ於ケル商品ヲ著シク豊富ニシ特ニ各種酒類ノ高價販賣ヲ開始セルハ第一次五年計畫以來ノ極度ノ物資不足ニ基因シ使用不能ノ爲一般労働者ノ手中ニ退藏セラレ居リタル留紙幣ヲ吸收シ以テ労働資金ノ充實ヲ計ルト共ニ他方蓄積購買力ノ一時ニ自由販賣物資ニ殺到シテ本制實施ニ混亂ヲ來スヲ防カントスルノ意圖即チ前述貨銀支拂ノ遅延ト同様ノ目的ヲ有セシモノトモ思考セラル

敘上ノ如キ惡材料ノ累積ハ政府側ノ誇大宣傳ヲ信シ多大ノ期待ヲ以

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

テ同制實施ヲ迎ヘタル一般労働者大衆ヲ甚シク失望セシメタルカ如ク雖テ此失望ハ不平不滿ノ増大トナツテ現レ來レリ、之ヲ見タル政府側ハ三月十四日突如當地機關紙上ニ中央ヨリノ指令ニ依リ「サハリン」州ニハ特ニ第三級地帯價格表ヲ適用シ貨銀ハ第八級地帯ニ相當スル從來ノ増額ヲ其儘据置ク旨ヲ發表シ同月十六日ヨリ之ヲ實施セリ、政府側ハ本指令ヲ以テ共產黨並ヒニ同黨指導者「スターリン」ノ「サハリ」州労働者大衆ニ對スル特殊ノ好意的關心ヲ示ス好個ノ證左ナリトシ労働者大衆ハ宜シク本年度計畫ノ百%遂行ヲ以テ此優遇ニ報スヘキナリト大イニ宣傳ニ努メタルカ其眞實ノ目的カ自由販賣物資價格ノ値下ケニヨリテ労働者ノ不滿ヲ緩和セントスルニアリシハ明ナリ

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

蓋シ此ノ如ク其對策ヲ急キシハ當地ノ如ク邊陲ニシテ殺風景ナル土地ニ於テハ勞働者ノ不滿ハ直チニ勞働力ノ大移動即チ大陸ヘノ歸還ヲ惹起スルニ至ルノ惧レアルヲ以テナルヘシ  
而シテ此新價格表ノ適用ニヨリ自由物資ノ價格ハ大体三十五%乃至四十%ノ低落ヲ見前期同様ノ計算法ニ依ルトキハ生活狀態ノ變化ヲ豫想スル場合ニ於テ「パン」購入費百留八十哥、殘額百三十留八十哥トナリ生活狀態ノ變化ヲ豫想セサル場合ノ同金額ハ六十六留、殘額百六十五留六十哥ニシテ從來同様黒「パン」ノミヲ食スルモノトスルトキハ大体本制實施前ト同様ノ狀態トナル譯ナリ此ノ如ク新價格表ノ採用ニヨルモ尙市場又ハ商業主義商店ニ於ケル物資價格ノ下落ヲ見ルカ或ハ現在ニ於ケル切符配給物資ノ量ヲ増加スルカ何レカ

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

ノカ、變化ヲ見サル限り生活程度ノ向上ハ望ムヘクモ非ス辛シテ從前ノ生活程度ヲ維持シ得ルニ過キサザル狀態ナリ  
之ヲ要スルニ「パン」其他若干物資ノ自由販賣制實施ハ第一次五年計畫ノ開始以來「ソ」聯邦ニ於ケル物資ノ需要供給ヲ統制スル三手段トナリ行政手段ニ依ル直接需給統制（切符配給制度）、公定價格ニ依ル需給ノ統制（商業主義商店）、自由競走價格ニ依ル需給調節（市場）ノ三分野ニ計畫的變更ヲ加ヘ公定價格統制ノ範圍ヲ著シク擴大シ之ニ應シテ直接統制ノ範圍ヲ縮少スルモノナリ從テ當市ノ如ク新開工業地ニシテ住民ノ大部分勞働者ヨリ成リ直接統制ノ範圍特ニ大ナリシ土地ニ於テ本制實施カ反ツテ一般勞働者ノ生活程度ヲ低下セシムルカ如キ結果ヲ招來セルハ何等異トスルニ足ラサルト

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

同時ニ之ヲ以テ全般ヲ推シ得サル所ニ以テモ亦此點ニアル次第ナリ只大  
 体ノ傾向トシテ「ソ」聯邦ニ於ケル物資需給ノ調節カ中央政府ノ定  
 ムル公定價格ニ依ル統制ニ進ミツ、アルハ本制度實施ニ依リテ益々  
 明白トナリ來リシカ現在ニ於ケル公定價格ハ切符配給價格ノ七、八  
 倍ニ相當スルヲ以テ將來ニ於テ或ハ公定價格引下ノ方針ニ出ツルコ  
 トアルヘントスルモ尙恐ラク現在以上ノ勞銀引上並ニ夫レニ伴ウ留  
 紙幣ノ増發（一般民衆ノ手中ニ退藏セラル、留紙幣ノ吸收引上ハ多  
 少此留紙幣増發傾向ヲ緩和スルモノナルヘキモ當地ニ於ケル實情ニ  
 徴スルニ其金額ハ到底今回ノ賃銀引上ニ伴ウ留紙幣ニ對スル需要増  
 加ニサヘモ應シ得サルカ如シ）ハ免レ得サルトコロナルヘク昨年十  
 二月末ニ於ケル新國庫紙幣ノ發行モ此傾向ヲ證スル一現象ナラスヤ

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

ト思考セラル  
 右報告申進ス  
 追而爲御參考當地ニ於ケル主要自由販賣物資價格表添附シ置ケリ

在「ソ」聯邦	酒匂代理大使
在亞港	緒方總領事
在哈府	島田總領事
在浦潮	渡邊總領事

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

主要自由販賣物資價格表（第三級地帯）

食堂用黒パン	一疋	一、〇〇
普通黒パン	一疋	一、一〇
半白パン	一疋	二、〇〇
白パン	一疋	三、四〇
輪パン	一疋	五、八〇
佛蘭西パン	一個二〇〇瓦	〇、六五
奥太利式味附パン	一個四〇〇瓦	七、二〇
小麥粉（極上品）	一疋	三、四〇
小麥粉（通常品）	一疋	二、六〇
稷（一等品）	一疋	三、〇九
稷（二等品）	一疋	二、八〇
稷（三等品）	一疋	二、五〇

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

蕎麥	一疋	五、〇〇
マンナ	一疋	六、〇〇
宛豆	一疋	四、〇〇
白隠元	一疋	五、二〇
扁豆	一疋	三、六〇
唐モロコシ	一疋	一、九〇
米（一等品）	一疋	一〇、〇〇
米（二等品）	一疋	九、〇〇
米（三等品）	一疋	六、〇〇
マカロニー（一等品函入）	一疋	五、〇〇
マカロニー（二等品函入）	一疋	四、五〇
ナポリ、マカロニー（一等品函入）	一疋	五、〇〇
細條マカロニー（一等品）	一疋	四、四〇
細條マカロニー（二等品）	一疋	四、一〇

在アレクサンドロフスク日本總領事館オハ分館

公第一〇九號

昭和十年五月六日

在オデッサ

領事 平田

外務大臣 廣田 弘毅 殿

四月中食料品供給状態ニ關スル件

四月中當市ニ於ケル「パン」販賣状況ハ中旬頃迄三月ト大差ナク配給不圓滑ノ爲メ依然品切れ頻發シ特ニ白「パン」ハ市郊外ニ近キ労働者區域ニ於テハ殆ント皆無ノ有様ナリシカ下旬ニ入り「メーデー」ヲ控ヘ市當局ノ努力ニ依リ「パン」ノ配給ハ漸ク順調トナリ購買者ノ長列モ漸次減少スルニ至リ五月ニ入りテモ目下ノ處右好調ヲ持續シ居レリ

其他食料品ノ供給ハ「メーデー」前後肉類、野菜類ノ「パザール」出荷増加セル外本年初以來計盤セラレ居タル食料品店最近ボツボツ

在オデッサ日本領事館

Handwritten notes and stamps on the right side of the document, including a circular seal and vertical text.

E1105-1

開設（市中目抜ノ場所ノミニテ「メーデー」前三ヶ所開店）セラルルニ至リ各種罐詰、湯詰、「ハム」、「バター」、砂糖、煙草等ヲ可成リ多量ニ販賣セリ

此等商品ハ大體「トルグシン」販賣ノモノニシテ從來ニ比シ品質上等ナル外供給状態、品種等モ最近二、三年間ニ比シ豊富トナリ大體一九二六、七年當時ニ相似タルカ孰レモ非常ニ高價ナル爲メ一般露人ニトリテハ購買困難ニシテ賣行良好ナラサル由ナリ

右食料品店ノ増設及食料品出廻ノ増加ニ依リ「トルグシン」ノ利用者ハ漸減シ其存在難儀ハ漸次影薄クナリツ、アリヤニ認メラル、處當市ニ於テハ客年末「トルグシン」骨董店ヲ閉鎖シ又四月十五日ヨリ當市ニ於ケル最大ノ「トルグシン」食料品雜貨店ヲ閉鎖セリ

右何等御参考迄報告申進ス

本信寫送付先 在蘇大使

在オデッサ日本領事館

要  
二  
部

E-1105-1

文書課長

文書課發送 昭和拾年五月拾日

淨書

正校(原稿) 淨書

主 管 歐米局長

任 主 第一課

昭和 年 月

日記

歐一普通

昭和拾年五月拾日 附屬

陸軍省永田軍務局長

東郷局長

参謀本部岡村参謀長

記 録 件 名  
各参謀本部に  
於て之を  
行はしむ

件 名  
件 中ノハニ配給状以ニ因ル

本件ニ關シ今般在オカフケニ由銀ヲヨリ別紙寫ノ通報告アリタルニ  
付爲御参考右茲ニ送付ス

本信送付先

(昭和十年四月二日附在オカフケ館來(普通機第一〇〇號寫報附屬書)

公 信 案

外 務 省

10 14

E-0112

歐亞局  
公通第六二號

昭和十年五月三十日

第一課

在黑河

副領事

大谷 二郎



昭和拾年六月七日 接受

別紙添付

外務大臣 廣田弘毅 殿

昭和十年五月二十九日附

普通 第一一五號

正領事 宛往信寫送附ス

件名

一 最近ニ於ケル 武市 物資供給状況報告ノ件

E. 1, 015-1



普通第一一五號

昭和十年五月二十九日

在黑河

副領事 大谷 二郎

在滿洲國

特命全權大使 南 次郎 殿

最近ニ於ケル武市物資供給状況報告ノ件

最近蘇聯武市ヨリ購來セル滿人ノ齋ラセル報ニ依レハ本年初頭當局  
カ民心ヲ收斂スル目的ヲ以テ極東各地方ニ開設セルバン自由販賣店  
ハ物資ノ供給ヲ無理シ始業ヲ急キタル爲開業後間モナク當局者ノ責  
任問題惹起シ其レニ伴ヒ賣品ノ供給圓滑ナラサリシ爲反ツテ民衆ノ

在齊々哈爾日本領事館黑河出張所

怨恨ヲ買フ結果果ヲ招來セルヲ以テ最近再ヒ「パン」ノ自由販賣ヲ  
停止シ從前ノ切符制度ニ復シ居レリ  
然共主食タル「パン」ノ供給順調ナラサルニ反シ他ノ一般食料品雜  
貨類ハ昨年ニ比シ著シク豊富トナリ昨今ハ何物ニテモ留貨幣ニテ隨  
時購入シ得ル状態ニ在ル由ナリ

右ニ關シ在武市下村領事代理ニ就キ真相ヲ訊セル處

- 一、<sup>切符</sup>切符制度ニ變更シタルニハ非ス、引續キ自由販賣制度ヲ採リ居ル  
モ原料缺乏ノ爲需給關係圓滑ナラス止ムナク購買料ヲ制限シ一人  
一日一疋ヲ限り販賣シ居ル狀況ナリト云フ
- 二、雜貨其ノ他一般食料品力豊富ニナリタルニ非ス、尤モ各店頭右  
商品カ陳列シアルハ事實ナルモ在庫品潤澤ナキリトハ認めラレス  
賣價ハ非常ニ高ク到底一般民衆ノ入手不可能ナリ實質的ニハ買ヒ  
得ヘカラサル物ヲ陳列シ居ルニ過キササル結果却ツテ民衆ノ反感ヲ  
招來スルヲ虞レラレツ、アル現狀ナリト云フ

在齊々哈爾日本領事館黑河出張所

右何等御參考迄報告ス

本信寫送付先  
外務大臣

在齊々哈爾日本領事館黑河出張所



分類 E.1.1.0.1  
一部  
調査部  
三

調査部

歐亞局

第一課

公普通第一二三七號

昭和十年七月五日

在滿洲國

特命全權大使 南

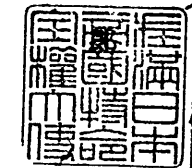
次

外務大臣 廣田 弘毅 殿

「蘇聯邦ニ於ケル食料品其他物資缺乏ノ情況」  
送付ノ件

今般關東軍ヨリ「蘇聯邦ニ於ケル食料品其他物資缺乏ノ情況」入手  
セルニ付テハ御參考迄右三部 茲ニ送付ス

昭和拾年七月拾日 接受  
附屬物別  
附屬其付



在滿日本帝國大使館

E-0112

昭和十年七月五日在滿南大使  
奉命公署第一二三七号附屬

久  
子  
一  
夜  
を  
食  
料  
に  
使  
サ  
ル  
事  
を  
記  
ス

昭和十年六月十五日  
關東軍參謀部第二課第三班

蘇聯邦に於ける食料品其他物資缺乏の情況

附 蘇聯邦に於ける勞働者の賃銀は一見高率なるか如きも  
物價は驚くへき高率に騰貴し住民の困憊甚たし

(蘇聯事情其一)

關弘資第一三一號

吹一

(E 1.1.0.5-1)

目次

(1) 概説

(2) 蘇聯邦視察者、旅行者及脱出者等の見たる國內情況

(3) 蘇聯邦に於ける食料品缺乏は食券制度を廢止するも決して緩和せ  
ず反つて國民の窮狀倍加せり

本稿は關東軍司令部囑託小豆澤光武が蘇聯紙並に各新聞雜誌等に  
記載せられたる事項を資料として記述せるものにして參考の爲め  
配布す

(1) 概説

蘇聯邦は、世界陸地の六分の一の廣漠たる地域を占め、由來農業國として立ち、その輸出品の最高位に位するものは、農産物なりしか。革命勃發以來其國情は一變し、住民は凡て食料品其他の物資の缺乏甚たしく、大多數の住民には生色なく其日の糧を如何にすへきか、毎日の最大問題となりしか、殊に第一次五ヶ年計劃及第二次五ヶ年計劃の強行を爲すに至り、住民の生活状態は愈々悲惨そのものとなれり。

然るに蘇聯邦に於ける言論機關は、凡て政府當局若くは共産黨指導階級に依りて、克く統制を保たれ居るを以て、之等には凡て蘇聯邦に於ける各種産業の飛躍のみを述へ居るを以て、之に依りて眞の情態を知ることを得て望むへからず、依つて以下蘇聯邦の旅行者、視察者、及び國外逃亡者等の談片、其他信すへき資料に據り記することとせん。

抑々蘇聯邦に於て、苟も人問らしき生活をなし得るは、外國人就中大公使館員、領事館員等の外國人及共産黨員及赤軍兵士、ゲ、ペ、ウ等にして、一般住民は衣食住共悲惨極まるものなり、即ち地方より都市に出て

たる住民の如きは、服従に依りては男女の區別すら判定し難しと稱せらる。而して都市には政府並に共産黨關係機關の堂々たる建築物、若くは外國人に視察せしむへき宣傳用の學校其他の建築物は立派なれとも、一般住民の住居は、都市村落を問はず、凡て貧弱にして、半は腐朽し、殊に農家の如きは、垣根は壊れ、屋敷の中には雜草叢生し、生活の惡化を表し居る次第なり、されは饑饉と懸氣のため死するもの毎冬其數を知らず殊に栄養不足のため乳幼児の死亡率の高きこと世界第一なりと稱せらる。故に農民は疲つて離村し、<sup>都市</sup>都市へと流れ込む傾向を示すに至れり、即ち彼等は職を求めて町から町へと放浪し、何處へ行けば懸心地よき寢處にありつけるか、何處に勤むれば、より以上多量にパンを入手し得るかを血眼になりて探しつゝあり、されは蘇聯邦の各企業、工場及び凡ゆる職場には、凡て其門に勞働條件其他を掲示し居り、農村を出てたるツツハ等の襤褸を纏ひ食に飢へ、且生活に疲れたる住民か、群り集つて之を指示を説、次から次へと好條件の職場を探し歩くと謂ふ状態を現出せり。蘇聯邦にて自餓死に乗り得るは、政府要路者若くは党幹部のみにして、

の逃亡者阻止にありとすら稱せらる。

されは蘇聯邦の住民にして國外逃亡をなさんとせば、即ち死を賭せざるへからず、而も逐年逃亡者が増加するは抑々何故なりや。蘇聯邦の生活は死よりも苦痛なればなり。

蘇聯邦の一般住民を分つて二になすことを得、一は賦々として凡てを諦めて余命を保たんとするもの、今一つは假令如何なる壓迫酷使の鞭に打たるも、内心燃ゆるか如き反抗心を抱きつゝあるもの即ち之なり、而して後者かその反抗心を抑制し得るときは、所謂反蘇害毒分子として銃殺せらるゝか、又はその憤激を導して、起死回生の策として匿境脱走を企圖することゝなる次第なり。

茲に一九三三年八月ウイーンのイニツプ大主教か、蘇聯邦の飢饉救済の爲め、加特力教徒に對し、義金募集に着手することを述べんとす。

即ち右大主教は、數百萬人のロシア民衆か飢饉に瀕し、殊に乳幼児殺戮と、人肉嗜食は、通常事となりざるを見、ロシア民衆を救済すべしと高唱せし以來、事態は愈々悪化し、一九三四年の飢饉は、一九二一年―二

の逃亡者阻止にありとすら稱せらる。

されは蘇聯邦の住民にして國外逃亡をなさんとせば、即ち死を賭せざるへからず、而も逐年逃亡者が増加するは抑々何故なりや。蘇聯邦の生活は死よりも苦痛なればなり。

蘇聯邦の一般住民を分つて二になすことを得、一は賦々として凡てを諦めて余命を保たんとするもの、今一つは假令如何なる壓迫酷使の鞭に打たるも、内心燃ゆるか如き反抗心を抱きつゝあるもの即ち之なり、而して後者かその反抗心を抑制し得るときは、所謂反蘇害毒分子として銃殺せらるゝか、又はその憤激を導して、起死回生の策として匿境脱走を企圖することゝなる次第なり。

茲に一九三三年八月ウイーンのイニツプ大主教か、蘇聯邦の飢饉救済の爲め、加特力教徒に對し、義金募集に着手することを述べんとす。

即ち右大主教は、數百萬人のロシア民衆か飢饉に瀕し、殊に乳幼児殺戮と、人肉嗜食は、通常事となりざるを見、ロシア民衆を救済すべしと高唱せし以來、事態は愈々悪化し、一九三四年の飢饉は、一九二一年―二

二年以上に大規模且悲惨なり、依つて上記大主教提唱の下に、結成せられたる加特刀救ロシア救済會に於ては、全世界の同教徒は飢饉と窮乏のドシ底に呻吟し居るロシア人救済の爲め、義捐金募集に着手し、之を無理にロシアに寄贈せんとせし次第なり。

尙農村コソペラチーフ購買組合、購買組合に於ては金を以て買入ることを中止し、凡ての物資か、穀物を以て評價し頗る苛酷なる物價を制定し居る次第なり、即ち左の如し。

一留一小麦一封度 一封度の人麥一九十哥 靴一足一〇〇留  
即ち一〇〇封度の小麦と云ふか如し

故にコソペラチーフの活動の困難ならざること、蘇聯政府御用紙プツンツグ紙にも記載し居る所なり。

斯く物價の騰貴するに従ひ、凡ての給料恩給等増給すれども相平行せず貨幣の價値は愈々低下し、一留は革命前の二哥に相當す、故に一般住民の生活は益々困窮の度を加へ、過激食券制度を廢止せしを以て蘇聯邦に於ては、物資豊富となりしにあらすやと見るものめれ共、之誤れるの甚

たしきものにして、蘇聯邦に於ける所謂テニルボノツ（テニルボノツは蘇聯邦に於ける標準貨幣の名稱にして十留に相當す）か漸く貨幣の價値を換言せば購買價値を一般に辛して認めらるゝに至りたるに過ぎすと見る方妥當なるべく一般住民は食料品の暴騰のため一層困窮状態に陥れり。

尙凡ての職場に於て、各人は仕事の割當制を強行せしめられ之を遂行せされは、配給の食料就中パンも減せられ休息することすら能はず、故に一列を擧ぐればギリレム（極東林業トラスト）に於ける労働者の如き甚大なるものにして各人一定量の伐採を果さざれば、食料を減せらるゝのみならず、各班に分ちて作業の割當を連帶責任に負はさるゝを以て、或若干のものか割當を果さざる時は、班員全部数日又は数十日合宿所に爲すことなく留置せられ、愈々解散の場合には、食費等の支拂のため、負債を生ずる場合亦稀有のことにあらず。

故に彼等は馬と共に休息せんと欲せば、追放か投獄せらるゝことを覚悟せざるへからず。故にギリレムの労働者は屢々森林中に逃亡す、これ何

を物語るや、彼等は森林中に棲息する薄氷なる野獸以上に、政府當局の鞭を忿るれはなり。

蘇聯邦に於ては嘗にその住民の生活か悲惨なるのみならず、更に牛馬も亦、生活難即ち食料難に喘き居る次第なり。即ち牛馬もその食料たる燕麦を興へらるゝこと少く、藜のみを興へらるを以て、各農村に於て、牛馬の斃死するもの益々増加しつゝあり、即ち牛馬も勞働者と共に早朝より晩遅くまで、一刻の休息も興へられず、牛馬なれば如何に酷使せらるゝも、鞭の下に生命の續く限り勞役に服す、故に次から次へと斃馬か現はるゝことは<sup>んた</sup>理の當然なり、故に蘇聯邦に於ては農民のみならず、牛馬も亦甚を背負つて、死の途を辿り居るものと謂ふへし故に昨年發布せる極東地方農民に對する特免(租税其他の賦課を減免する法令)も本年一月のソヴェート大會に於て、農民の意を迎ふべく農民を多數参加せしむるか如く選挙法の改正を行ひたれとも、民心は日に日に反政府的に傾きつゝあり、此傾向は嘗に一般農民のみならず、共產黨員及共產主義青年團員等にも増加しつゝあり、故に諸外

國の國情は極力住民に知らしめざらんと努力し、反つて諸外國に於ける勞働條件の惡化、又は農民の生活窮乏、就中日本の東北地方の冷害状態等を引合に出し、以て一般住民の不平を押へんことを計りつゝあり。

宜なる哉極東地方の住民か、滿洲國の成立並に國內情況を漏れ知り、羨望の眼を以て見つゝあるは、されは今回北滿交渉成立せしを以て、蘇聯邦住民は原則として悉く本國に歸還すへき筈のところ、七千名の従業員中五〇%乃至三〇%は、滿洲國內に残留せんことを希望し爲めに意見の相違等により、或は父子相争ひ或は夫婦相争ふの悲劇を隨處に演し居るにあらずや。加之本國に歸還する者にありても、退職賜金、積立金等の大部分を支出して假令蘇聯當局か聲を大にして蘇聯本國に於てはコオペラチーフ其他に於て食料品其他至つて豊富なり購入して携行するの要なしと、宣傳し居るに拘らず、多量の日用品必需品を購入して之を携行するに見るも、蘇聯邦内に於ける物資缺乏か如何に甚たしきものなるかを、物語るものにあらずして何そや。

(2) 蘇聯邦視察者旅行者及脱出者等の見たる國內情況

(4) 大ロシア國民は生きて居るにあらすして將に死に續して居る

— アメリカの新開記者の記したる蘇聯邦の悲惨なる事實 —

— 米人記者D氏夫妻の旅行記

アメリカの一新開記者D氏は、其夫人と共に一九三三年九月乃至十月歐羅巴を旅行せしか、本記事は其旅行記の抜萃なり。

因にD記者は公に新聞通信員としてではなく、一私人として旅行せしものなり。

彼等はペトログラード、莫斯科、ハリコフ、キエフ、ミンスク、ベルヂヂエフ等を視察せしか、主として自動車旅行を選ひたり。彼の夫人は、嘗にアメリカの婦人記者たるのみならず、更に労働運動者として著名なるか、現在はアメリカ國籍を有するも、元露西亞國籍を有せし猶太人にして、大戦争前十歳の時ロシアより逃れたる者なり。

彼等は克く露語に通じ居る故、旅行中通譯を必要とせざりき、而して旅行後、パリに於て旅行談を試みしか本記事は其筆記なり。

— 麵包の外何物もなし

ロシアは、常に飢饉又は缺乏と言ふ言葉にて言ひ表はすよりは、寧ろ凡てか墮落して居ると謂ふべきである。教育、經濟、家庭生活、被服、道徳及物理的方面等凡て墮落して居る。

陸軍の兵舎— 嚴格に言へば監獄と言ふ方が適當なにか— にも同様の感に打たれる。

蘇聯邦には、失業者が無いと謂ふか之は事實である。何となれば各人は皆夫々働いて居る。即ち父、祖父、子、孫等皆働いて居る。彼等は集團監獄に於て働いて居る。

「ロシアは墮落して居る」と云ふ感は私達か二日間のペトログラード滞在中直感したのである。而も其の感は復令若干私達か蘇聯邦政權に對する偏見に、基くものであるかも知れないのか— 私達は諒ゆ此の偏見を以て旅行に來たのであるか— 實際旅行して見ると、私達の豫感は事實となつて表はれたのである。否事實より以上深刻に、且興味深いものとなつて表れたのである。

アマリガ又は歐洲を旅行すれば、人々か安樂に坐し、美味な食物を食し居るを見るてあらう。又誰か、街路を甘味な果物を食し乍ら、歩行して居る有様を見るてせう、たか蘇聯邦にては、新様な有様は到底見るべくも非ず。即ち路上で會ふ人會ふ人恣くか、麵包を嚼り乍ら歩いて居る、而も麵包以外のものは何物も食して居ない、半焼の麵包の一片を手にし乍ら、或はボツトから取り出しなから、誰憚からず歩き乍ら食へて居る。其食へる有様を見るに、少しも速に、且より多く食はんと欲するもの、如く、全く飢餓の人々の有様である。彼等は自分の家に持ち歸らざる以前に、而も道路上に於て、或は他人に分配なとし乍ら、歩き乍ら食へて居る。斯の有様を諸君は毎日而も何れの都市にても又何れの地方にても見る事か出来るのである。

私達は斯の有様を見て、蘇聯邦民は實に不幸であると思つた。

次に何物も何處にも手に入れる事か出来ないと云ふ事である。首都に於てすら石油を買ふ事か出来ない。

之は凡ての交通機關は、只麵包の運搬だけに用ひられて他の物質を運

搬する事か出来ないと云ふことに着目するたらうと思ふ。

蘇聯邦に石油がないと云ふことは、一体何うしたことであらう？之は現在都市に於ては、麵包は凡て石油を燃料とする製麵包工場に於て製造せらるゝことを知れば、了解することか出来やう。而も石油の缺乏は僅き食物を食し得ることゝなるのである。私達は木片を集めて外壁で火を焚いて湯を沸すことにした。斯くて私達は首都に一體閉鎖在中迷に石油を得ることは出来なかつた。是に於て私達は再び是の國の人民は實に不幸だな！と痛感した。

食物！食物！是の國に於ては、凡ての中心問題は麵包である。凡ての人々は沈黙してあり、憂鬱であり、且小心翼翼として居る。お互に成るべく談話を交へない様にして居る。之は一体全体如何したことであるか？諸君か見て如何にかどうか生活か、稍々足つて居るらしく見える人は諸君の前に於て呼吸を殺して何事も語らない様にするのである。

茲に於て私達は再び考へ神に對し「神よ！是の恐ろしき悲劇は成るべく速に是の國より除去せさへ給へ！」と祈つたのである。



實際現代ロシアは、真に悲慘な壓迫の下に呻吟して居るのである。

凡ての人は何にも役に立たぬ

蘇聯邦民は毫も休息など興へられずに労働して居る。全く疲勞し切つて仕舞ふ迄労働させられて居る。

各労働者は、恰も機械の中に含まれて居り、謂はゞ機械の一部分であるかの如き仕組で、労働に従事して居る故、各人は何等の才能をも表すことが出来ないのである。

蘇聯邦にては生産に従事せざる者は、何の役にも立たぬのたか「凡ての人々は屑物である」之は實際現代ロシアを表象する語である。現在ロシアには、自己の職業を専門として居る熟練労働者はない。何となれば労働者は今日は此處明日は彼處と絶へず移動させられて居る。

之は一は労働者自身か、より良き地位を求むる爲に移動するものもその原因なれ共、今一つは蘇官意に於て、同一職場に長く働かせると危険なりとして居るからである。加之彼等は元來労働者にあらずして農民である。又彼等は甚しき粗食にして決して飽食することなき爲、身体が健康なら

さるも亦其の原因である。

尙各工場にては、能率を増進する爲、最低限度の労働を規定して居るか、其の最低限度たるや非常に高い、此の限度を超えた者には、劇場の入场券を與ふるも、若し之に達せざる者に對しては、懲罰を課し斯の懲罰か二回重なれば、解雇せられるのである。而して此の制裁は皆に解雇のみならず、住居を追い出されることになり、且其の子供は學校より退學させられる。

事情斯の如くなるを以て、蘇聯邦の労働者は容易に制限以上の能率を學ぶことは出来ぬ、又其の賃銀は至つて低い、故に熟練労働者は殆ど無いことになる。而して労働者か労働の結果得た處の金錢にて何を買ふかと言へば、極く少量の食物をトルグシン又は自由市場にて買ふに過ぎないのである。

自由市場！之は何と大きな響を持つて居ることよ！たか實際は牛乳の入つた瓶、又は若干の鶏卵を手にして來た人々か、此等の品物を交換し、又は賣る處に過ぎないのである。若しも或る人か數羽の鶏と二頭の牛と

を所有して居るとせば、彼は即ち富強（クワイック）と言ふことになる。何となれば此等の市場価格は莫大であるから、たか若し此の人か、物資の購入又は何等かの必要に迫られて、之を賣却せんと欲せば、實に長い時間を要するのである。順序かなかなか来ないのである。即ち事務は午前八時より開始すれ共、午前三時頃より長い列を作つて待たねはならぬ。最初は大概主人が列に入つて居るか、主人は工場に勤務する者であれば、時刻が来れば他の家族が代つて列に入り、順序を待つのである。斯くて非常に多くの時間と精力とを空費することになる。こんな具合では休息する時間も無いことになる。又休息する場所もないのである。即ち一の寢室を二、三人で利用するし、一室に數人居住して居るし、又一つの住宅には數家族が棲んで居る。而も彼等は絶えず労働に服せしめられて居るし、又常に心配をなし、食事は至つて粗食であるのみならず、更に常に恐怖に襲はれつゝ生活して居るのである。

三 恐怖（テロール）

蘇聯邦民は、常に家宅搜索及監察を恐れて居る。故に彼等は夜寢に就く

時には枕下に一片の黒麵包を置いて居るのであるか、之は何の爲かと言へば、捕縛された瞬間に之の捕縛は何時も夜中に行はれるのであるか、而も毎日行はれて居る！此黒麵包の一片を持つて行かうと言ふ寸法なのである。

蘇聯邦人は、凡て何時捕縛せらるゝか全く分らないのである。此の危険は、一労働者と雖同様である。故に各工場に於て生産せらるゝ製品の如きも、殆ど缺點の無い物はない位である。之は抑々誰の罪であるか、即ち蘇政權そのもの、罪に外ならないのである。

誰か、蘇政權に對して、極めて小なる不平を漏さうものなら、此の人は直に罪人として捕縛せらるゝのである。

トルグシンにて物資を購入するには、金貨又は外國爲替相場で支持はねはならぬ、而も一ドル對七十五圓の公定相場を保つて居る。

現代のロシアは、何物も製造し得ざる國である、尤も部品は製造し得るも、之にて完全な一の物を作り上げる事は出来ない。而して生産總量は大なれ共、其中役に立つ物は極めて少い。

四 一般の民衆

私達はワクワイを廻る様に行程を選んだのであるか、之は出来るだけ多く、見物しやうと思つたからである。而も自動車を借り上げて私達の指圖通りに走らせた。

途中村落の生産状況を視察せむと欲し、屢々任意の村落にて停つた、而して結局數十個村を、此の肉眼にて見たのであるか、此等の中には生物は何一つ居ない村落があつた、即ち牛もなく、鳥も棲ます且人間すら棲息せざる村落があつた。之等村落の住民は他の地方に移住せしめられたり、又は住民自身逃亡したものである。

人肉を食すると謂ふことは、全く疑の余地なき所である。白蟻にても亦不快なものを見た。即ち私達は数多の都市及村落を見たのであるか、途中野原にも又路上にも腐敗した多量の馬鈴薯の山があつたのである。之は計畫案に従つて耕作し多量の不要の部分を遺棄したものである。

蘇聯邦に於ける教育は、私達が在米中開いた所によれば、大に進歩したとのことであつた。又蘇聯邦の經濟家及技師の手になる生産統計のみを

見るときは、如何にも産業が發達して居るかの如くに思はるゝのであるか、之等の統計は凡て巧に作成せられたものであつて、實際は誠に悲愴なものである。

生産量の如きも、統計表の上のみにて増加し居るに過ぎないのである、即ち之等を凡て歐米の尺度を以て評價することは、大なる誤算である、私達は蘇聯邦の青年達か、熱心にソウエト建設に努力して居ると聞いたのであるか、之は遂に見ることか出来なかつた。

彼等は如何にしても熱心に努力し得ないのである、何となれば蘇聯邦の人々は、凡て絶えず威嚇と壓迫の下に労働に従事し居るを以て熱心に努力し得る譯か無いのである、況や青年に於ておやである。

レーニングラードに於て、次の様な事か一度あつた。即ちスモリ學院に於ては一の寄宿舎が附設してある。茲にてはソウエト式に一定期限學理を教授したる後、工場に送り此處で實習をさせることになつて居る。或一青年か此の實習期間を終へ、レーニングラードに歸つて再び研究を繼續せむと欲し再び寄宿舎に入らむと欲した。然るに當局は之を許さなかつ

た。其の理由は彼の父の居住する村落に於ける農民達か、最近蘇官意の怒に觸れたと言ふのである。之を詳述すれば此の村落に於けるヨルボズ（協同農場）にて收穫せる穀物か、盜難に會つたと言ふのである。又或る學生の父か窃盜をなしたと言ふ確證は皆無なるにも拘らず、不幸なことには彼の父の家の近くに穀物の種子か隠してあつたと言ふ理由にて、其父を處罰するのである。而して其子は之には何等關與する譯かないにも拘らず、何となれば彼は、家を外にして工場に於て、四年間も勞働に従事して居り、家庭よりは何の音信にも接しないのであるから、記者たり得る譯かないのである。其にも拘らず斯の學生も亦罪人として蘇官意は處罰するのである。

斯の如き事件は、實に枚擧に遑かないのである。斯の如き選命の下にある蘇聯邦民、絶えず脅迫觀念に襲はれつゝ、生活して居る民衆は一人も満足するものなく、又安住し得ざる譯である。

「誰か満足して居るか」

共產黨員は満足し、且安樂な生活をなして居るなど、考へるのも妥當で

ない、何となれば私達か會つた或黨員に「君は黨員に成らむと欲して入黨したのか」と尋ねた所彼は答へて曰く「若し余か黨員に成らざりせば余は何等の權利をも行使すること能はざりしならむ。又余は入黨せしを以て凡ゆる黨則か余を苦しめ余は遂に「安住」することを得ず」現在の共產黨内には斯の「安住」と言ふものか殆ない。何となれば、共產黨にては現在所謂「黨の持除」を爲しつゝありて、ズンズン除名し居るにあらすや」と以て知るへしてある。

凡ての黨員は、互に他を陥れむとして居り、一人として安心出来るものはない、而して一度共產黨より除名せられたる者は、凡ゆる點に於て非共產黨員より以上に慘憺たるものである。何となれば彼は如何なる地位にも、就くことか不可能となるからである。

國家保安部員（ゲ。ペ。ウ）すら安心することか出来ない、何となれば彼とても明日の安住を誰か保證することか出来るか、只少くとも物質的には、比較的有利であると謂ふ丈である。

飢饉を感ぜざる者は、蘇聯邦内には一人もない、之は赤軍兵士と雖同様

である。私達の見た感じを言へば赤軍兵士も労働者も異なる所はない。服装の如きも昔に贅澤にあらざるのみならず、至つて不完全なものである。貧乏！貧乏！之は實際蘇聯邦を見た者にあらされは、充分理解することは出来ぬ。

私は或るトルグシンに行きて買物をした、而も相當澤山の買物をしたので、之を大きな包にする必要か起つた。然るに此の店には包紙も糸もなかつたのである、之の事實は私達に大いなるセンセーションを興へた、結局途中の安全を期する爲に、私達のボチル迄警察官を呼んで、護衛して貰つて持ち歸つたのである。

尙蘇聯邦の貧乏か如何なる程度に大なりやと言ふ一の證據を挙げれば、彼等は砂糖とバターは、恰も藥の如く、病人以外は之を用ふることか出来ないのである、即ち病人丈か之を買ひ得る次第であつて、普通の人は一年中之を口にしないのである。

私達か始めてプスコフスキー工場を見た時のことであるか、其時丁度午茶をして居た。彼等は一語も語らず、全く沈鬱其物の様を顔をし、而も

自分の皿を他より奪はれざる様に注意しなから、食卓をして居る有様を見て、私達は全く動物に似て居ると謂ふ感を起したのである。

六人々は互に狼である

蘇聯邦内にては、人々は互に其の隣人に對してすら、危険を感じ注意を怠らざる次第である。

盗賊は横行して居る。私達はベルリンの「國際ツーリストビュロー」にて手荷物を盗まれざる爲に、鍵と鎖とを用意する様にとの忠告を受け實は驚いたのであるか、蘇聯邦を旅行して始めて右の忠告は實に奪かつたと思ふ。

汽車旅行をした時、車内は暗く蠅蠅を買ひ度いと思ひしも、途中何の驛にても之を買ふことか出来なかつた。兎に角何も買ふことか出来なかつた。

汽車旅行中今一つ特記すべきことは、再掌<sup>か</sup>は婦人である。屢々何かの用事に託けて私達の傍にやつて来て、何か紛失したものはないかと尋ねた。遂に此婦人にD夫人か所持のバター附の麵包を興へし所、此婦人は直に膝

まつき、D夫人の手に接吻をなし、眼には涙を浮へて感謝の意を表した  
のである。

是によりて之を見るに、蘇聯邦人か如何に生活苦に悩まされ居るか、分  
る故に大概の人々は身体は虚弱となり、且道德觀念など破壊せられ、又  
反抗の氣勢など全くない。たか然し只一の希望を抱て居る。一之は戦争で  
ある。一戦争は二ヶ國と起り得る可能性がある。一は獨逸他の一は日本で  
ある。彼等は此の戦争を夢想して居るのである。

何故戦争の勃發を希望するやと言へば、彼等は此戦争を機會に蘇政權の  
顛覆を企圖せんとするよりは、寧ろ斯の機會に國外に逃亡せんことを欲  
して居るのである。

尙對外戦争又は内亂を冀求せざる民衆ありとせば、彼等は平和及平和的  
社會革命を冀望して居る。

蘇聯邦に於ける壓迫も亦甚しきものがある。

大多數の教會は、閉鎖されて居るか、それでも若干の教會には牧師が居  
る、而して數多の善男善女が參詣し祈禱をするのである、又或る人々は

自分の家に於て祈をなすのである。教會に詣る事は公然とは許可して居  
ない、故に之等の人々に對して當局は何等かの名目に依りて處罰せむと  
するのである。私達は一青年が車に教會に出入すると言ふ科にて、家宅  
搜索を受け次で捕縛せられむとした爲、河中に投身自殺をなさむとし  
たのを實見したのであるか、斯の如き例は故學に違かないのである。

私達は蘇聯邦内に四週同滞在した、而して若干旅行期間を延期しやうか  
とも考へた。何となれば私達の旅券の裏書は六ヶ月間として得て居たか  
らである、然し私達の痛める神經は之以上恐しい思をするを許さな  
かつた。

莫斯科のボヤルにては世界各國の知名の人々と會見することの出來たの  
は又特記すべきことである。

#### ヤ猶太人の情況

一言にして謂へば、現在ロシアに居住する人間中、猶太人以上に悲惨な  
情態にある者はない。

何となれば彼等は嘗て農業又は筋肉労働に服したることなく、且労働の

経験もなきにも拘らず、今は勞働を強ひられて居る。

譯者注、帝政時代猶太人は銀行業、醫師、技術者等主として精神的勞働のみに従事せしものなり。

之は彼等にとりては實に困難なことである、何となれば彼等は元來ブルジョア出身ではないから。

次に猶太人は、外國居住者と絶えず交渉を有して居る、故に彼等の四〇多は、トルグシンを通して、外國から物資を買ふて居るか、此のトルグシンは、金貨若は外國爲替又は金若は銀を以て支拂をなす立前になつて居る、故に非常に高いものを買ふことになる。

而も蘇官憲は、猶太人の有する財産を悉く巻き上げる政策を採つて居る故に最近或る猶太人等は銀の匙又は口中の金冠等をも持參して、物資を購入しつゝあるのである。之は緩りと指を切斷して殺す方法なりとも謂ふべきである。

彼等は猶ほ乳牛の如く、蘇官憲に依りて搾取し得る限り、搾取され且苦しめられて居る。

私は或る一猶太人か、墓地で近親者の墓前に涙を流しつゝ、自己の不幸を託言ちつゝ、神に祈つて居るのを實見したし、又路上で猶太の一老婦人か極度の疲弊及心痛の爲倒れて遂に死亡したのを目撃したこともある。今秋の收穫後は、若干經濟情況が好轉するにあらずやと思料する者あるへきも、余は之に對して「否」と答ふるものである。然らば近き將來にロシアには何か起る？

「何もなし」「ニイヂニワジョー」と答へざるへからざるは、誠に悲惨な事である。

ロシアにては何も生産しやしないではないか、凡ては依然として舊態を存して居り、誰も黎明の將來を期待し得る者はない。然らば大ロシア國民は斯の如き情況の下に於て、抑々如何にして生きることが出来るてあらうかと私達に問ふ者あらば、私達は次の如く答へんと欲す、即ち「大ロシア國民は斯の如き情況の下に於て抑々生きて居るのではなくして、彼等は將に死に顔して居るのである」と。

（向）トワリスト。ビニールの手を経て

蘇聯邦より歸つたホルロフ氏の談話

商用をおひて蘇聯邦にあつた銀行家ホルロフ氏は、蘇聯邦の禁止によつて歸國不可能の所、昭和九年五月トワリスト。ビニールの手を経てベルリンより汽船で上海經由哈市に歸着し、左の如き興味ある、サヴェニト暴動記事を談話の形式をもつて哈市新報に發表した。

△生活は益々悪化

モスクワに於ける生活條件は年々益々悪化しつゝあり、誰露西亞の自然の富源のために、モスクワ生活の貧弱なる半面を辛して暮つてゐるに過ぎない。モスクワ人の唯一の救ひは、外國から「トルグジン」を経て送られる傳票であるか、自由市場に於ける傳票は一金留て買られ、チェルヴォネツと一對五〇の割合である、即ち金留は現在に於ては二哥の水準まで下落してゐる、このチェルヴォネツの實際の價値の破局的下落はそれ程不思議ではない、何故ならば蘇聯邦内の俸給、恩給及びその他の支拂かこれに相應して五十倍に高騰してゐるからである、かくの如き予

チェルヴォネツの下落によつて、如何に生活か悪化しつゝあるかは想像に難くない所である

△モスクワ人の生活は如何？

モスクワ人の一日の生活は、お茶とパンから始まる、勿論牛乳もない一杯の牛乳は一留もするので、牛乳は贅澤な代物だと考へられてゐる。食事は常に肉の入らないシヂイで、勿論ソーシムなしてゐる、モスクワ人は、致年間ソーシム等見た事もない、それに馬蹄薯であるか最近では「ペラヂ」ではそれも稀にしかも極めて不規則に與ふるのて、市場で買はなければならぬか、市場では一つの馬蹄薯か五十哥もする。従つて食卓の時に馬蹄薯の二三個を要求すれば少くとも致留は得なければならぬ、さて衣服であるか「ストル」では婦人用の靴か百五十留、ズボンか一着三百留もする、これによつても分る如く、モスクワに於ける物價は極めて高く従つてモスクワ人の生活は極度に貧弱である。



ハモスタワの市場風景

近年日蘇兩國間の通商貿易額は、極度に貧弱で、萎縮沈滞し、特に云ふべき程のこともないか、最近馬蹄薯及び芋等の野菜が、日本から蘇聯へ輸出されることは特記すべきことである。これに對して哈市ニダヤ系「ルーブル」紙は、昭和九年八月次の如き皮肉をひきせてある。

「いまハモスタワのコーペラチーブに行くとい五六本の人参と、二三本の参茸が轉つてゐる。店員かやせ衰へたお神さんの前で、手を振つてゐる。「仕方ありません、奥さん船来てすからぬ、人参は十五留、芋は三十留です。ニツボシから来たんですまる御覽なさい」怒の聲は鋭い鋭い眼で、お神さんは芋を見るところに書いてゐる。「ゴイドインジヤパン」そしてお神さんは勿論涎をたらして舌なめつりをする」

ハモスタワの叛亂は食堂より

昭和九年五月九日の哈市「ザリヤ」紙は「ハモスタワの叛亂は食堂より」と題してハモスタワに於ける食堂の状態を、最近ハモスタワより歸つた旅行者の談話に基いて報道してゐる。右によればハモスタワに於ける食堂のスプーンは總てネトブルに錆をもつて結ひつけられて居り、甚だしきに至つては、食卓上の芥子入れすらネトブルに結ひつけられてゐる由で、これは盜難をさけるためである。ハモスタワの食堂ではすへて金を前拂ひしなれば食事をすることか出来ないか、これはお客に信用を置いてない證據で、甚だ不愉快である。食堂の便所の壁にはビラが貼られてゐて、人間の内臓機關の圖が書いてあるものもあり、汝の食物は何處に行くかを見よ！と説明し、これを衛生教育と呼んでゐる。ハモスタワの食堂の状態はかくの如くであるか、ハモスタワ人はこの食堂を除いては食事すべき場所がないので、已むを得ず利用してゐる、然しこの状態か何時までも續くものではない云々

内外紙特派員の眼に映した  
蘇聯ウクライナの近況

「ザイリ」。エクスプレス」特派員は蘇聯ウクライナに於て何を見たか？彼は偶然にもウシナイに於て一農民と語る機会をもつたか、これによると一九三三年十一月ゾ。ペ。ウはこの農民より全收穫の九〇%を没収し、妻子を抱えた彼は、飢餓より脱すべく所有の馬を殺した所、ゾ。ペ。ウ。の知る所となり、家族を救ふ最後のしかも唯一の手段たる馬の死骸をも奪つたと語つたとのことである。更に特派員はボルトウ附近では二週間に僅かに二フント（我國の約二〇〇克）のパンを食したのみでその後二日間一物をも食へない農民に逢つてゐる。郊外の墾採捨場には十一個の死体や遺棄され、中には芳紀正に二十歳位の半若き娘の腐爛せるあり、しかも死体より身に纏へる衣服をすら奪く者あるに至つては、その惨状眼を蔽はしめるものがある。更に食料不足の結果ヨルギズより、馬齢暮數個を盗み出したため、十年間のシベリア追放を命ぜられた老婆あり、夫を懲役に奪はれ、子供を抱えて飢饉に悩む農婦等現る所に

見受けられ、今更ウシナイの農民の生活状態か、怒しく窮迫してゐるのに驚ろいたとのことである。

外人旅行者の語る

オヂツツの印象

哈市「ザリヤ」紙はフランスのジャーナリストにして作家たるジヨルジュ。シメオン氏のオヂツツ旅行の印象を掲載してゐるか、その大要左の如し

「最近数年間に、サジエート聯邦を旅行した外人は數千人に上るか、その蘇聯視察談は、或るものは我々を驚愕せしめ、或るものは我々を憤慨せしめるか。一つとして我々を安心せしめるものはない、シメオン氏の乗つた伊太利汽船かオヂツツに投訴するや、直にゾ。ペ。ウ役人はバヌボートの提出を求め不備な結があるとしてこれをボヌワに紹介し、ためにシメオン氏は四日間オヂツツに滞在するの餘儀なきに至つた由て、これは蘇聯官吏の官僚主義の一証左である、シメオン氏の市内視察には

常にゾ。ペ。ウ彼人が同行し、市場を視察せんとすれば、これを拒んで  
圖書館の視察をすゝめ、烏真の境に甚たしい制限を加へられた、労働  
者の賃銀が十留であるに拘らず、市場では一老婆が馬蹄鞍一対十四留  
で賣つてゐたのに疑問をいたし、シムオン氏はこれを訊ねんとしたとこ  
ろ、ゾ。ペ。ウの役人に妨害されてしまつた由、更に古物市場の状態は  
言語に絶するもので、こゝにあるものはすべて帝政時代のブルジョアで  
あるか、今や餓えのために死に顔してゐる由である、ゾグツツの何處へ  
行つてもゾ。ペ。ウに對する恐怖が益々増大しつゝ、あることは境も注目  
すべしことであるとしムオン氏は談つてゐる」云々

(内) 昔日の傳を失つたゾグツツ

饑饉に顔せる住民街頭に充満

昨年九月ゾグツツからの情報によれば、革命前には相當繁榮してゐた  
ゾグツツ港は、昔日の傳は他處へやら捨も死人の如く、港内には四五隻  
の船舶を見るか、貨物か積載されてゐるのは、そのうち僅かに一隻とい  
ふ淋しい状態であることである。港灣労働者の大部分は婦人労働者で、  
彼等は殆んど裸足の上に半裸体で働いてゐる。革命前のゾグツツは該地  
方の中央都市として、市街も華美で活況を呈してゐたか、現在では荒廢  
し、過去のゾグツツを以りのそけは後には何も残らない状態である。不  
幸な住民は喪心して街頭を放浪し、子供は殆んどすべて餓死に顔してゐ  
る。婦人は殆んど全部裸体を纏ひ裸足で、若い女でする身なりに無關心  
である。

ゾグツツ市には電車があるか、従業員は殆んど全部婦人である。車輪  
は極度に不潔で到る處朽ち果てゝゐる。自働車は殆んど見受けられず、  
馬車はあるかこれも不潔である。商店は稀にしかないか、その稀な商店

たすら商品は皆無の状態である、唯トルグシンだけは相當な商品かあるつて外人旅行者は不寛を感しない。外人旅行者は一般に優遇されてあるか、外人旅行者の話によれば、餓死に瀕した者が充満してある中で食事を十分にすることは、不快な印象を與へることである。

#### 伊自動車は共産黨員の獨占

住民は裸足に襪履を履ふ

本年三月ヨロツバより蘇聯を通過して、當地に到着せる外國人の話るところによれば、彼等の乗つたヨロツバヨロツバよりヤスシワ、ヤスシワより滿洲里への蘇聯急行列車は、極めてお粗末なものである上に、食料車は二部に分れ、一方は外國人用になつて居り、一方は蘇聯人用になつてゐる。外國人は一日分の食料として四半馬つ、支那はされたか、蘇聯人のヨロツバはほんなものであるか見ることか出来なかつたと話つてゐる。

さて蘇聯國內の状態であるか、蘇聯當局は外國人と蘇聯住民と接近す

ることを管概してゐるので、外國人が蘇聯住民と直接會話を交すことは困難であるか、或る外國旅行者が韓のソツトボムでシムコレートを食へてゐたり「ヨロツバでは、シムコレートを食へることなど貧乏なつて本當ですか？」と云ふ質問を受けたことかあり「ヨロツバではシムコレートだと御馳走ではなく、食料品ならなんでも勝手に買つて食へられる。」と答へたかこの言葉を信しなかつたといふことよりするも蘇聯の食料缺乏の状態か分ると説明した。

列車か例によつて遅延したため、彼等はヨロツバに四時間あまり停留し、市内を観察する機会を得たか、ヨロツバには非常に自動車か少い。これはヨロツバでは殆んど大部分ソビエト幹部共産黨員等によつて利用されてゐるため、一般に利用出来ないからであるといふ。

また嚴寒にも拘らず一般住民の衣服は極めて貧弱で、中には裸足に襪履を纏つてゐるものもあつたといふ。市中は党並に政府關係の大建築物かあるか、住民の家屋は貧弱で半は廢朽したものか多いといふ。

(四) 後買加爾農民の窮状

― 空屋の中に聳える兵舎 ―

蘇聯内部の窮乏は實に深刻にして、軍隊及び兵舎。ペ。ウのみは相當費  
澤に暮してゐるか。一般民衆は食料不足と言憲の暴虐の爲め、悲惨極ま  
る生活を爲してゐるもの、如くである。例へば昨年八月ザバイカール地方  
より入滿せる一不正入國者より聽取せる處に依れば、ザバイカール地方の  
ヨルホーズ（集嚙農場）に働く労働者は、昨今なれば一日麥束（經四〇  
標位のもの）二七〇束刈取る責任を負はされ、これを完了したるものに  
のみ一日一班の麥粉を支給されることになつてゐる由である。また労働  
を爲し得ざる、老幼の家族を有する者は、これたけて全家族を養はなけ  
ればならぬ状態である。又成績優良なるものには一〇〇留の賞金を與  
へられてゐるか、運廻一班を購ふにも八〇留を要する有様である。若し  
ヨルホーズ（集嚙農場）に働く事を拒む者は直ちに投獄される。  
現在蘇聯邦各部落にはその相對する滿洲國部落に比し數倍若しくは數十  
倍の戸數を有するも、その二分の一乃至三分の一は空屋にしてこれ等は

殆ど財産所有者なる爲、又は勞働拒否若しくは反政府運動の爲め殺された  
るか、或は投獄されたものであると云はれてゐる。何處の部落を見ても  
半壞又は朽ち果てた住居のみ立ち並び、炊煙の昇る家は稀にして、夜に  
入るも燈火を見る事殆んど無い。然も各部落とも兵舎のみは新築の宏六  
なるものを有し一見して判別し得られると云ふことである。

(四) プ市は新築普減少

極寒を控へて悲惨事候出懸念

昨年十一月ゾラゴニスゴニスシヨリの看報によれば、冬期に於ける生  
とも言ふべき新の貯蔵量は、例年の三分の一に縮たす、早くも貧窮者の  
中に、凍死者を出すに至つた、尙新を燃料とする同地發電所の電力生産  
も、これに伴ひ減少、僅かに燈火程度の送電をなし居る状態にて、プム  
ルムカヤゾラゴニス紙は右の如き困難なる問題ととりあけ、連日の如く燃  
料の補充につき論及して居るか、本年は蘇聯各地方共貯蔵量少く同地方  
では極寒を前に悲惨事の出懸念されて居る。

四二重の極格に悩む

極東ハバロフスク方面の生活状態

極東ハバロフスク方面も御多聞に洩れず、蘇聯各地農村と同様に、窮迫状態にあるもの、如く、労働者に對する食料供給は、一般物資の缺乏から、極度に貧弱極まるものであるらしい、一九三二年十月沿海州に入り、各地を轉々せる後、ハバロフスクに於て海員となり、生活の窮迫と上部の壓迫とに耐へ兼ねて、ボクジニシヤヤより昨年八月不正入国せる一青年より聴収せる所によれば、労働者配給部より一ヶ月間の手宮として支給されるものは、小麦麵麩八〇〇瓦、砂糖八〇〇瓦、碾割二、一〇〇瓦、維一疋、脂肪四〇〇瓦、魚卵少々、従つてかゝる貧弱な食料供給では、如何に最低限度の生活でも不可能であることは云ふまでもないことであるか、これに反して大船船の船長の俸給は三〇〇留乃至五〇〇留、パイロットは二五〇留乃至五〇〇留、旅客船の水夫でも、一三〇留は取つてゐるとのことである、尙ほ醫者或は技師は、三〇〇留乃至五〇〇留、その優秀なものになると一〇〇〇留から一五〇〇留の俸給を取つ

てゐるものもあるか、下給船員に至つては便所掃除人七〇留、監守一〇〇留、鐵工一五〇留、運轉手一五〇留が普通である。ハバロフスクに於けるゴムトルグ(國管商業機關)の物價(單位一疋)は、牛酪五〇留乃至六〇留、乾酪五〇留、板子ヨヨ一留、牛肉罐詰(四〇〇瓦)一二留、カルバメ四四留、黒麵總二留五〇留、白麵總四留、砂糖の如きは一疋一五留もすることすら稀ではない状態であるから、一ヶ月一〇〇留の俸給ならいさ知らず、一ヶ月の俸給が一〇〇留に足らない下給船員の經濟状態は、推して知るべきであらう、尙ほ彼の語る所によれば、教會などはすへて閉鎖され、そこは倉庫、映畫劇場、俱樂部、寄宿舎に變り、安息を求める場所とてなく、しかも判る所にゲ。ペ。ウの眼か光つてゐるので、一般民衆は經濟的苦惱の二重の極格の下に塗炭の苦を経験してゐることである。

(7) 所謂「天文學的物價」に極東蘇聯住民の生活益々窮迫

極東情勢の切迫化が傳へられ、蘇聯の極東軍備が注目されると同時に、蘇聯の極東に於ける海軍根據地とも云ふべき浦潮新徳に對する關心も、昂まるのは當然であるが、ウラジエフスィクに於ける一般住民の生活状態並に各種の事情に關する昨年九月入手の情報によれば、本年七月末に國營ザバートが開設され、一足の白靴が三〇留位の定價で飾られてゐることであるが、國營ザバートの商品價格たるヤ一寸信することか困難な所謂「天文學的價格」である。例へば婦人用のハンカチ一枚一七〇留から二〇〇留、襪子一米三留から七留半、羅紗一米一〇留、輸入靴に至つては、更に高價で男靴一足三四〇留、婦人靴一四〇留から一六〇留、子供靴すら四〇留から五〇留である。婦人用洋服一六〇留から一八〇留、婦人用皮外靴一〇〇留から一五〇留に至つては正に天文學的數字である。婦人用の靴下は絹で一六留、人絹で八留、男の靴下は絹で一四留、人絹で四留半、アムニニムームのムーブ鍋は二八留から四〇留、電熱器は一七〇留、便箋一冊二留半である。而も購買者はこの高價の買物をな

すのに並んで願望を待たなければ買へないと云ふのであるから、その困難さは想像にあまりあるものがある。更にこれは食料品についても同様で、「食道樂」食料品トラスト、國營食堂等では魚の罐詰が五留から八留、ジャムが一箱三留半、缶スタフのウオトが一立四〇留、麥酒一本三留と云ふやうな法外な物價である。一方労働者の賃銀を見るに簿記係三〇〇留から五〇〇留、技術者三〇〇留から八〇〇留、醫者三〇〇留から六〇〇留程度であるが、下級労働者に至つては一五〇留乃至二〇〇留位であるから、前記の如き物價騰貴の状態では生活は益々窮迫する一方である。冬期をひかへて飢饉襲來が傳へられてゐるから、極東蘇聯住民は未曾有の危機に襲はれるであらうと見られてゐる。然しなからこれは實に極東のみならず、かくの如きか蘇聯一般の生活であることは今や周知の事實とされてゐる。

### 浦鹽の貧窮混亂状態

#### 一 至るところ黨員か占領

極東蘇聯に於ける貧窮混亂状態は、既に人の知るところであるが、實際に於ては相嘗深刻なものがあり、蘇聯新聞ですら遂にこれを隠ひせず、本年に入りては極東蘇聯の混亂状態を報してある。ウラヂオストロイを中心とする極東蘇領の現状を、極東各地に於て發行されてゐる蘇聯紙によつて摘記すれば左の如くである。即ち何よりもまつパンについてあるか、蘇聯政府のパン配給法にも拘らず、現在に至るまでパンの販賣は芳しい成績を擧げてゐない。第一パンは極度に不足を告げ、市街の各所にぬパンの購買者が溢れてゐる。その上パンがあつても、その品質は極めて劣悪である。ウラヂオでは一ギログラムにつき白パン二留六十哥、黒パン一留四十哥である。

然るに蘇聯當局は努めて凡ゆるすへてのこととは巧く行つてゐるといふことを示さうとしてゐる。恰も蘇聯住民は西歐諸國に於けると同様に、自分の地位に満足してゐるかの如くであるか、實際はこれと相嘗の隔離を

示してゐる。レストランのメニューに曰く「三月十七日―十八日夜ダシム。フオツタストロツト競技會、賞品を呈す。酒及び果物何れも三〇乃至四〇%の割引、ダシムは朝の五時まで云々」。然しかゝるレミトシンに出入し得る者は相當の現金を所有する者、即ち黨員か所謂「責任ある地位を占めぬ者」に限られ、一般住民は明けても暮れてもパンのことを心配してゐる。

劇場もまた同断である。勞働者の樂園たる蘇聯のことであるから、勞働者は劇場で一日の疲勞を忘れてゐると思ふと大間違ひである。ここでも金のある黨員に占領され、一般勞働者は除外され、常に切符は買切れてゐるので、投機が行はれ、一枚の切符はブルミアムつきて二倍で取引されてゐる状態である。自働者電車等の交通機関も同様で昨年の夏蘇聯新聞は市街電車を脱軌に改造し、車体を増したから、一般住民の便宜は以前とは比較にならない程良くなつたと書いてゐるか、蘇聯になつてからの電車は汚くて、狭いため雑沓し乗心地は甚だ悪いとのことである。



(ウ) 飢饉戦線に慄く武市

― 續々殲滅される反派分子 ―

本年四月ブラゴゴエシチニンスクより黒河に脱走し來れる某露人の語るところによれば、最近のブラゴゴエシチニンスクはキーロフの屠殺事件以來反派分子の名目の下に多数の殲滅、銃殺が行はれ、現在でもブラゴゴエの監獄は此等の遺孀者で充満して居り、毎夜の如く秘符裡に銃殺が行はれてゐる。然し最近レニンゴラード及びヒギムスクより追放されて來る、反派分子の收容所設置が既に決定されてゐる。

住民の生活状態は切符制度の廢止にも拘らずますます逼迫するのみで住民は文字通りの飢饉に侵はれてゐる。現在ブラゴゴエに於ける物價は大體左の如くてゐる。

黒パン	大	一ケ	一フン	一割六〇哥
白パン	五分	一フン	一割六〇哥	
肉	一ヤロ	グラム	三十割	
バター			廿五割	

果ては「レニンのゲベウ」は全部新陣容に改化され、中にはロシア人以外のものも混してゐる。

(ウ) 暗愴たる氣漲る

某外人謀聯の印象を語る

樞東露領各都市を視察し昨年十月入滿せる某外人に、樞東露領に關してその偽らざる感想を纏くに左の如く語つた。

「樞東地方に於ける軍事工作、その他政府の諸事業に就ては相嘗見るべきものがあるか、一般生活状態は實に悲惨なものである。殊にブラゴゴエシチニンスク、ニコリスク、ウスマ市に於ける印象は暗愴たるものがある。街には全然活氣なく死の街とは斯る所を云ふものならんと感じた。住民は檻樓を纏ひ家屋の窓の如きは硝子の破損せるものはその跡に紙か貼つてあり、コーペラジープの前には依然として長い列がある。樞東の首都ハバロフスクは現在純然たる軍都の觀を呈してをり、一般住民は兵士の間に肩をすくめ遠慮氣味に街を歩いてゐる。街の上空には毎日飛行機が爆音高く飛翔してをり、ハバロフスクには飛行部隊、砲兵隊、化學部隊等が集中されて、赤衛軍國のグモ演習が毎日行はれ、住民は朝から晩までこの演習に惱まされてゐる。」

ワシントンも昔日の面影は失はれてゐるか、然し何んと云つても極東露領一の繁華な都市である。街で自動車を見る事も出来れば、外國観光客のため旅館もあり料理屋もある。ワシントンも亦ハバロフス市街に於て見受けられる様に、赤軍兵士の数は相當多いが、特に本年初めに黒海及びバルチック海より來れる水兵が多い。

極東露領各地を追つてその印象を綜合するに、住民は何れも何かは惡れた様に動搖して居り、誰の顔を見ても陰惨な色か浮んでゐる。ワシントン官廳勤務者の服装の如きも一律で無味乾燥な何んの濡ひもない着物を付けてをり、時によると男女の區別が着物では分らぬ時するある。極端に油氣なくバサバサしてゐるものはかりて、コムズツツの如きは幹部級の夫人のみか手に入れ得るもので、これはトルグシンか販賣してゐる私は偶然ワシントンで最も陰惨な光景を眼にすることか出來たそれは地方から偶々出て來た農民に遭遇せることである。彼等は民は何れもツツハツのズボンにシャツを着て、疲れ切つた顔をしてゐた。彼等の目的は何か請願に出て來たらしく、郡役所當局に何事か陳情してゐた。

た。

食料難は依然として緩和されず、魚類の如きも全部罐詰工場へ輸送されるので、巷間には殆んど見受けられない。最近著しく豆類より製造された食料品が宣傳されてゐるか、これとて手に入る事か非常な困難である。然し外國人は料理屋でも何れもこれ、和營の美味にありつける。これはトルの換算相場のお蔭によるもので、食事は米粥で二乃至三升、ボテルの室代は五升より二〇升まで自動車は一時間十升見當である。

蘇聯邦の鐵道特に極東露領の鐵道は劣悪なもので、列車は永らく手に入れ得るものは何一つない、僅かに鐵道従業員によつて、賣られる牛乳と腐いた馬蹄粉位なものである。

アムール鐵道沿線では列車の窓から嚴重な監視の下に強制労働に駆使されてゐる徒刑囚を屢々見受けるところか出來る。私か極東露領に滞在中にワシントンに於て何か動搖のある噂を耳にしたか、この動搖のためワシントン自治洲の行政當局者間に首のすけ替か行はれたとの事である。一般に蘇聯の旅行は何處かに不愉快な印象を残すものである。これか現實たとは信ぜられない。何か悪夢を見てゐる様な氣になる。

(ウ) 蘇聯邦の生活は悪夢の連続

一 蘇聯歸りのボーイの談

昨年五月蘇聯鐵道食室車のボーイであつたゾリシヤ人か殆んど二年間に亘る蘇聯邦放浪の旅から歸つて來た、彼は馬占山の叛旗を擲した時、匪賊の捕虜となつてゐたものである、彼は乗客と共に捕へられて馬占山によつて蘇聯側に引渡された、更に監獄に送られ生死の間を彷徨した、初め共産黨員か彼を射殺しやうとしたからである。その後ゾリシヤ領事館の奔走によつて釋放され、シベリアを十六個月も放浪しトムスツに到着し、そこからゾ。ペ。シの手に移つた、彼の談るところによると蘇聯邦の生活はそれ自暴悪夢の連続である、シベリアに於ける缺乏と飢饉、壓迫された住民は壓制者共産主義者の束縛から解放されるのを待つてゐる。

(イ) 窮乏の北樺太から脱出した露人の談

昨年十一月北樺太より脱出した露人の談に依ると同地方の物資も甚しく缺乏し麥粉十五ポンド、ジツム八百留、鶏卵一個二留五〇コペツツ、豚油一ポンド三五留といふ相場で輸入階級の給料は月額百留から百五〇留であるか鶏卵一月に五〇個も食へば吹飛んでしまふといふ有様である。沿岸に押寄せる魚類を常食と仕様としても國家の財産たと勝手な魚獲はゾ。ペ。ウに禁せらる斯ふした情況にありながらも呑氣に又安價で物資の供給を受けてゐる者はゾ。ペ。ウ許りである、先頃アレクサントリスの日本領事館で石炭を運搬するために馬車を備はうとした所馬力は一、二頭も提供するか馬に飯を喰せてないから馬車を心配して貰ひたい」と馬夫か言つたと云ふ話もある位だから同地方の情況か窺知されるたう。

北樺太に於ける物價現況

我利糧會社よりも著しい高値

北樺太の物價は同地方に我利糧會社が存在し、關係券以着への物資供給に多大の相聞をもつてゐるだけに注目されて來たか、本年二月迄のソウニートムサール。ソハリン紙は北樺太現下の物價について左の如く公表するところあつた。

△食料品

粉末ミルク	一斗百	一斗七〇
餅 上等品	一斗	一六五
餅 全粒詰	一斗	一七〇
豌豆入肉罐詰	一斗	一八五
挽割蕎麥入肉罐詰	一斗	一八五
香入胡椒	一斗	一三五

△家具類

茶 碗 一個	二二〇	一〇八
皿 (磁器)	二二〇	一〇八
全 (陶器)	二二〇	一〇八
洗面器 (瀬戸引)	一八〇	一〇三
全 (亜鉛引)	一八〇	一〇三
バケツ (全)	一五〇	一〇三
肉洗器	一四〇	一〇三
フオーツ附食卓ナイフ	一六八	一〇三
石油コンロ	一九二	一〇八

△衣服類

外 套 (毛皮) 一着	三〇〇	一八〇
全 (短)	四〇〇	一五〇
婦人用外套 (綿入)	四〇〇	一六〇
男子用洋服 (毛織)	四〇〇	一七〇
男子用ボツンス編上	一〇〇	一〇〇

全	短靴	一九
婦人用	ボツクス履上	一一一五
男女用	ズツク靴	六一一二
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
各種	羅紗(夏、冬物)	一ヤール六一一五
婦人用	毛シヨール	一枚 三一三四
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
鐵	製 鋤	一個 三二二
熊	手	一、一四九一、一九五
指物用	糊	一、一四四 一、四三
漁業用	十米曳網	一個 八五五〇

(3) 蘇聯邦に於ける食料品の缺乏は食券制度を廢止するも

決して緩和せず反つて國民の窮狀倍加せり  
 (4) スターリン農業政策の破綻  
 食券制度を廢止し自由市場へ

昨年十二月二十五日より二十八日にかけて全蘇共産黨中央委員會定期  
 プレナムが開催され、食券制度廢止に関する決議が行はれたることは周  
 知のことなるか、右の決議はスターリンの農業政策か、昨年の穀物買付  
 成績に徴しても、既に破綻を意味するものであるとして、各方面より多  
 大の興味を以て見られ、是の決議は蘇聯の經濟政策上に一つの時代を劃  
 するものとなるてあらうから、先づ左にこの決議の大意を紹介する。

「一、蘇聯の巨大な工業化の展開と相俟つて、都市及び新工業地方の發  
 展と廣汎な労働者農民大衆の繁榮は、特に穀物及び其他の生産物に對す  
 る大なる需要を五ヶ年計畫初頭から喚起した。之と並んで我國の工業に  
 蘇聯農業生産物を供給するために必要な工業用農産物の發展を計る爲め  
 には、工業用農産物の栽培に従事せる各地の農民に十分なる食料を供給

することか必要であつた。

然しこの時代にはヨルバースもソフボースもその数極めて少く、我國の農産物に穀物生産は極めて貧弱であつた。當時支那的な形態をとつてゐた小個人農民經濟は遅れた技術と低い收穫率とを以てしては、益々成長しつゝある工業都市及び工業用農産物の栽培地方の食料の需要を満足せしめることは到底不可能であつた。この事情が食料供給の合理化（食券制度）の實施を必要としたのである。

二、食券制度は管に必要であつたばかりでなく、最近数年間に亘つて労働者に對する食料供給改善の最も重大な條件をなすものであつた。この時代に食券制度を必要とした所以は、自由市場に於ては穀物の價格が法外の高價を示し、投機が行はれたにも拘らず、労働者に對する食料供給は國家の固定價格によつて行はれた。

國家はたゞこの食券制度によつて、物資が極度に制限されてゐたにも拘らず、都市及び工業地方の食料供給を完全に保證し得たし、重要な中央都市及び生産に従事する突撃隊員に優先的食料供給を保證し得たので

ある。而かもこれと同時に各種工業用農産物を發展せしむるために棉花、亞麻、大麻、煙草等の農産物を供給したところの各地に於ける農民に對して國家の固定價格で食料供給を保證し得たのである。」

然るに今回この食券制度を廢止せるは即ちスターリンの農業政策の破綻といふべく以下之が批評を事實に照してなさんとす。

(白) 蘇聯政府思ひ切つた廻れ右

一切符配給廢止と識者の視方

「ロフ暗殺事件、一切符配給制度の廢止と蘇聯國內には、最近極めて重大視すべき國內問題か生起しつゝあるか、その中一切符配給制を本年一月一日より廢止して全食糧品を販賣制度に統一すとの人民委員會令公布は、國內政策の重大轉換を示すものであり、社會主義的政策乃至制度の片影か失はれる意味に於てボリシエウイ守政策の急激なる廻れ右を明示するものとしてこれか内外に示す意義は無視し難い。

即ち從來蘇聯は約參千萬の勞働組合員を始め全組織住民に對してパン、麥粉、穀類等の一切符配給制度を實施し來つた。これは根本政策として貨幣の存在を認めぬ社會主義的政策に根ざしたものであり、組織住民に對する非組織住民からの特別待遇を實施する唯一最大の制度であつたか、これをしも遂に廢止して、パン、麥粉、マカロニ、米、豆類、大麥、ジャトミル等を始め肉類、バター、卵等生活必需品一切を完全に商品化して、全市民に提供するといふことは、假令蘇聯當局か期待にこれを繼

明するとも物資配給の社會主義的方法から資本主義的方法への廻れ右を語るものてなくてはならぬ。その証據としては蘇聯當局の最も忌避する食糧物資のミベレインが當然の副産物として簇生するてめらう一事を見ても明瞭である。

イ) 動搖を起した配給制度廢止

― 蘇聯労働者は連日大會を開催 ―

食料品切符配給制度廢止に關するソヴエト中央委員會決議は國內政  
策の重大なる歴史的轉換として重大視されてゐるか、蘇聯國內に於ても  
大なる反響を喚び起し、各工場、企業等に於て連日従業員大會を開催し  
て同制度廢止に對する準備と方法を問題にせしか、蘇聯機關紙は切符制  
度の廢止は國內勤 勞者の生活條件を改善する鍵であるとし、中央委員  
會決議による各企業生産計畫を遂行すべく蘇聯の一切の各企業は決議を  
してゐると報してゐるか、今回の切符制度廢止は蘇聯住民に極めて大な  
る動搖を興へたのは事實で、今後の成行か注視されてゐる。

ロ) 食券制度廢止反對運動

莫府に於ても労働者暴動

信すへき情報によれば、食糧の切符制度廢止は直に市内に於ける食糧  
品値段に反映し、パンは二十割方高騰し、地方都市に於ては更に甚しい  
ものがあるか、モスクワに於ても昨年十二月中旬遂に労働者は街頭暴動  
を起し、街の食料店を襲ふに至り、警官の殺傷により死者三名、重傷者  
八名を出し鎮靜せるも、切符制度廢止反對運動は今や蘇聯全土に擴大せ  
んとしてゐる。かゝる食券制度廢止反對の運動は、蘇聯當局の聲明に  
も拘らず、却つて住民を苦しめるものなるため、各地に勃發し、その成  
行は注目されてゐる。



(丙) パン自由販賣後も依然租買と品切れ

謀聯では従來のパン配給制度を廢し自由販賣に變更したか、ブツブツ  
エッセンスに於る新制度を見るに依然たる品質粗悪な黒パンに對し  
住民の支拂ふ價格は前の倍額以上で労働賃銀の引上も追いつかず今や住  
民の間に甚々たる非難の聲が擧げられて居る、州執行委員會では販賣店  
に對し良質パンを豊富に配給する様督勵指令して居るか効果なく依然と  
して販賣店の前には延々と列をなしその半は遂にパン買切れの貼紙を後  
にしほしは歸り行く情景を呈して居る。

了

(小豆澤囃子)

外務省

公第一五八號

昭和十年八月五日

在オデッサ

領事 平田

外務大臣 廣田 弘毅 殿

七月中當市物資配給狀態等ニ關スル件

本件ニ關シ左ノ通り報告申進ス

一 白「パン」

白「パン」ノ販賣量ハ比較的ニ少ナキヲ以テ日々之ヲ購入スルコト不可能ノ場合少ナカラス但シ最近白「パン」ノ品質大體ニ於テ著シク向上シ西歐トハ比較シ得サルモ兎ニ角食シ得ル程度ニ達シタルモノト認メラル

二 黒「パン」

在オデッサ日本領事館

昭和十年八月五日  
平田 領事



E1.1.0.5-1

市中央部ニ於テハ黒「パン」ノ配給順調ニシテ店內外ニ行列ヲ見サルモ労働者區域ニ於テハ配給極メテ不良ニシテ長列ヲ作り居レリ  
黒及半黒「パン」ノ品質ハ依然改良セラレス極メテ不良ナリ  
政府決定ニ依リ「オデッサ」州ハ第三級區ヨリ第二級區ニ編入セラレタル爲メ「パン」價ハ八月一日ヨリ左ノ如ク値下ケセラレタリ

黒パン 一疋	留 舊價 二〇〇	留 新價 一九〇
白パン 下一疋	二一〇	二〇〇
同 上一疋	三〇〇	二八〇

三 新野菜發賣禁止

馬鈴薯、砂糖大根等ノ新野菜ニシテ未タ完全ノ大キサニ達セサルモノ、販賣多今回禁止セラレタリ  
尙「キエフ」地方ハ馬鈴薯不足ノ爲メ切符制度ニ依リ發賣スルコトトナリタリ

在オデッサ日本領事館

E-0112

六 肉類

夏期ハ野菜及魚類ノ新鮮ナルモノ市場ニ販賣セラル、ヲ以テ自然肉類ノ供給ハ減少スルヲ常トスルモ本夏ノ如ク一時ニ激減セルコトハ近來其例ナク一片ノ肉購入ノ爲メ數時間ヲ空費スルコト、ナリタリ

一、インスナブ閉鎖

當市ニハ僅ニ數十名ノ外國技師ニノミニ物資ヲ供給スル「インスナブ」一軒殘存セルカ七月十五日限リ之ヲ閉鎖セリ  
閉ク處ニ依ルニ之等外國技師ハ常ニ露貨ノ賃銀ヲ支拂ハレ衣食萬端ノ品物ハ驚クヘキ安價ニテ「インスナブ」ヨリ入手シ居タルカ今回閉鎖ノ爲メ普通市場ニ「購入スルコト、ナリ而モ外貨ヲ賫ヒ受ケサル爲メ「トルグシン」ノ利用モ出來ス大ニ不滿ノ聲ヲ洩シ居ル由ナリ

獨逸領事ノ談ニ依ルニ當市ニ於ケル外國技師ハ特ニ「ソウエイエト」官憲ヨリ招聘セラレタルモノニ非シテ多クハ政治的ノ避難民ナリ

在オデッサ日本領事館

トノコトナリ右技師中最モ多數ヲ占ムルハ獨逸人ニシテ之ニ次クハ佛國及米國人ナリト

二、食料品店ノ夜間閉店

當市ノ現狀トシテ一般商店ノ行列ハ減少ノ傾向ナルモ最モ混雜スルハ食料品店ナリトス市當局ハ之カ緩和方式トシテ食料品店（但シ「トルグシン」ハ除ク）ハ全部休祭日ノ區別ナク夜十二時迄連續閉店スルコト、セリ

市目抜ノ場所ニ於テハ藥品化粧品店モ同様夜間閉店シ居レリ

三、特殊商店

當市ニハ從來「ウダルニツク」専用、又ハ某々工場専用等ノ特殊商店アリテ他ヨリ優秀ナル物資（主トシテ被服、裝身具、靴）ヲ低廉ナル價格ニテ販賣シ居タルカ一般輕工業ノ發達ト市民ノ不滿除去ノ爲メ漸次之等特殊商店ハ閉鎖セラレ月々其數減少ノ傾向ニ在リ

在オデッサ日本領事館

二、 裝身具、靴

被服地、裝身具類ハ近來相當市場ニ現ハレタルモ季節品ノ如ク一時ニ需要多キモノハ供給之ニ伴ハサルヲ以テ自然販賣數量ニ制限ヲ加ヘ居レリ

夏期男女共最モ廣ク使用スル白布「ゴム」底ノ靴ノ如キハ配給最モ悪シク工場勤務者タルコト及實際購入ノ必要アル旨ノ證明書ヲ有セサル者ニハ販賣セサルコト、ナレリ

二、 別荘「トラスト」ノ不正行爲

「オデツサ」別荘「トラスト」幹部員ハ本夏貸與セル別荘家賃中四萬五千留ヲ着服セルコト發覺シ夫々處罰セラレタリ

二、 女船長

七月十五日當地發刊「チヨルノモルスカ・コムナ」紙ノ報スル處ニ依レハ適般食料省カ「カムチャツカ」ニ於テ使用ノ爲メ外國ニテ購

在オデツサ日本領事館

入セル汽船「チャウイチャ」號（三千七百噸）ハ「ハンブルグ」ヨリ「オデツサ」ニ入港セリ右船長ハ世界ニ於テ初メテノ女船長「シチエチニーナ」（アンナ・イワノフナ）氏ナリト  
向女史ハ二十八歳ニシテ七年前在浦潮ノ航海學校ヲ卒業セルモノナリト

二、 大型汽船購入

「アムステルダム」ニ於テ蘇國カ購入セル「ヤゴダ」號（一萬七千噸）ハ七月十八日當港ニ入港セリ

二、 井戸水使用奨励

久シク降雨ナキ爲メ水道水不足シ市內高所ニ在ル家屋ハ晝夜停水状態ニ在リ茲ニ於テ市當局ハ七月二十九日附規定ヲ以テ井戸水使用ヲ奨励セリ然ルニ井戸ハ多ク使用セラレサル爲メ永年放任状態ニ在ルヲ以テ右規定發布ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ井戸ヲ修理シ使用ニ堪ヘ得

在オデツサ日本領事館

ル程度ニナスヘキ旨ヲ規定セリ

一、 傳染病流行

高架索及「アゼルバイジャン」地方ハ毎年夏期「マラリヤ」流行ヲ  
常トセルカ本夏モ同地方ハ相當多數ノ患者アル由ナリ而シテ土地定  
住者ニシテ之ニ感染スル者少ナク多クハ夏期臨時滞在者ナリト云フ

在オデッサ日本領事館



通商局

E1.10.5-1

通商局 昭和十年九月十八日 昭和十年第 241 號

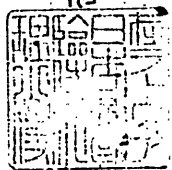
通三 10.10.10 受付

普通才四〇七号

昭和十年九月十八日

在ラトヴィア

臨時代理公使 佐久間信



外務大臣 廣田 弘毅殿

蘇聯邦の二重物價制度 閣下件

本件閣下本月十二日リガニルニシテ左ノ如クノ記事ヲ掲載セ

一九三五年初実行セラレタル特約の及ニ供給制度廢止及其ノ結果ハ  
價值段ノ騰貴ハ労働者ノ大多数ノ間ニ強キ不滿ヲ惹起シ且ニ  
拘ラズ商品ノ台理化制度ヲ漸廢シ從來ノ二重物價制度

通三 10.10.10 受付

在ラトヴィア日本公使館

歐亞局

第一課

タノ子ニ於テハ此ノ如クノ  
ワザヲ修メテ

拾年拾月九日 接獲

代辦ニ單一物價制度ヲ實施スルヲ目的トスル蘇聯邦内國商業ノ根  
本的改造ハ蘇聯政府於テ銳意實現ニ努メテアリ。蘇聯商業  
ノ改造ト關聯スル一切ノ專業ヲ掌ル内國商務人民委員部ハ  
最近數月間ニ多數ノ命令ヲ發布シタルガ、右ハ一方ニ非テハ合理  
化制度ニ關スル規則ヲ每、緩和シ、旧式ノ供給制度  
Kontingentsystem)ヲ廢シ自由商品賣買制度ヲ以テ  
代ニコトヲ目的トスト共ニ他方ニ非テハ國官及組合官商  
業ノ一層ノ完成ヲ豫見スルモノナリ。  
右方向ニ非テハ多數ノ新措置ハ本年九月一日ヨリ實施セラレ  
タリ。例ハハ合理化制度ニ服シ居タル洗濯石鹼及洗粉ニ  
就テハ從來ノ非合理的配給所及組合商店ノ低價  
格並ニ國官、商店ノ非ニ高價格ノ代リニ九月一日ヨリ單  
一の價格ガ定メラレタリ。洗濯石鹼ノ新單一價格ハ右

在ラトヴィア日本公使館

種類依リ九月一日前ノ商業價格ヨリ十五乃至十六%  
 ノ丈々低キモ從來ノ合理化制度ニ服セル石炭ノ價格  
 ニ比シ著シク高價ナリ。更ニ本年九月一日ヨリ種々ノ地  
 帯ニ區別セラレタル各種腸詰ニ対スル一價格制度カ実  
 施セラレタリ、莫斯科米米テハ腸詰ノ價格ハ國營商店米米徒  
 米ノ價格ヨリモ三十%低ク定メラレタリ、最近數月  
 間ニ牛乳及牛乳製食品、マカロニ、米ノ價格ハ既ニ急引下  
 スラレタルカ、今日ハ前記單一價格制度實施外ニ當初極メ  
 ラ高價ニ定メラレ居タル自由商業米米ノ商品價格ノ引  
 下カ引續キ行ハレシマリ、例ハ本年九月一日ヨリ肉及因  
 製品ノ多數ノ米米ニ都中米米自由賣買價格ハ引  
 下メラレ即チ肉類、腸詰類及屠殺セル鳥類ノ價格ハ  
 一厨ニ付平均ニ留丈又又牛、羊及豚ノ脂肪ノ價格ハ

在ラトヴィア日本公使館

一厨ニ付三留五留丈又引下メラレタリ、莫斯科米米ハ最上  
 腸詰ノ商業價格ハ一厨ニ付十八留ヨリ十四留ニ又ハハハ  
 一厨ニ付二十四留ヨリ二十一留ニ引下メラレタリ、右引下ニ  
 拘ラズ自由商品賣買ヲ為ス國營商店ノ米米  
 價格ハ依然甚シク高價ニテ、從テ多數ノ商品ハ比較  
 的限定セラレタル顧客階級ニ非チノ米米ヲ購入シ得ル  
 状態ニ在リ、尚「Luziback (一種(種)菓子) Krimgel  
 (全ク)上等白米等」ノ價格モ亦一厨ニ付平均六十  
 哥丈又引下メラレタリ、云々。(以上ラトヴィア、依ルヨリ米米  
 米米等御參考ニ報奉ル)

在ラトヴィア日本公使館

米米等御參考ニ報奉ル  
 在ラトヴィア日本公使館

分類E-1.1.0.5-1

23

電報  
參謀次長宛

蘇邦大使館附武官

昭和一〇、九、二七

件  
子  
松  
長  
務  
内  
記

蘇邦ハ作年十月麵包ノ切符制度ヲ廢止シタルモ肉、魚、砂糖及馬鈴薯等ハ依然切符制度ヲ存續シアリシカ今回此等ノ食糧品ニ對スル切符制度モ廢止シ且麵包、麥粉、「マカロニー」等穀物製品ノ價格ヲ一齊ニ約一割五分乃至二割方引下クルニ決シ十月一日ヨリ實行スルコトトナレリ  
詳細ハ外務省ニ依リ承知アリ度

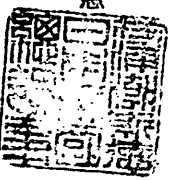
歐亞局

普通第二ニシテ號

昭和十年九月二十九日

在浦潮斯德

總領事 渡邊 理 惠



外務大臣 廣田 弘毅 殿

「パン」麥粉及穀糧其他ノ價格引下並肉類、魚肉、砂糖、獸脂及馬鈴薯等ニ對スル切符制度廢止ニ關スル件  
本月二十八日附赤旗紙ハ本件ニ關スル蘇聯邦人民委員會議並共產黨中央委員會ハ聯合決定ヲ發表セル處政府ハ右國民必需品ノ賣價制度變廢ヲ以テ從來ノ施政ノ成功ニシテ勞農民ノ福祉昂上ヲ證スルモノトシ民間亦之レヲ禮讚感謝シアル如ク報シアルニ付右切拔御參考迄原文ノ儘茲ニ送付ス、

在浦潮日本總領事館

E-0112



# КРАСНОЕ ЗНАМЯ

ОРГАН ПРИМОРСКОГО ОБКОМА ВКП(б), ОБЛИСПОЛКОМА, ОБЛПРОФСОВЕТА, ВЛАДИВОСТОКСКОГО ГОРНОМА ВКП(б) И ГОРСОВЕТА.

28 сентября 1935 г.

СУББОТА

№ 224 (5324)

ГОД ИЗДАНИЯ XIX.  
АДРЕС РЕДАКЦИИ И КОНТОРЫ:  
Владивосток, Ленинская, 43.

## О СНИЖЕНИИ ЦЕН НА ХЛЕБ И ОТМЕНЕ КАРТОЧНОЙ СИСТЕМЫ НА МЯСО, РЫБУ, САХАР, ЖИРЫ И КАРТОФЕЛЬ

### ПОСТАНОВЛЕНИЕ СОВЕТА НАРОДНЫХ КОМИССАРОВ СОЮЗА ССР И ЦЕНТРАЛЬНОГО КОМИТЕТА ВКП(б)

Совнарком Союза ССР и ЦК ВКП(б) устанавливают, что отмена карточной системы снабжения хлебом, мукой и крупой и установление широкой продажи хлеба и других продуктов населению из государственных и кооперативных магазинов по единым твердым государственным ценам на практике делком себя оправдали, добились остатков спекуляции, улучшили товарооборот и подняли благосостояние рабочих и крестьянских масс.

СНК СССР и ЦК ВКП(б) считают, что успешное проведение постановления ноябрьского пленума ЦК ВКП(б) 1934 года об отмене карточек по хлебу и дальнейший подъем колхозного сельского хозяйства создали теперь твердые предпосылки для снижения цен на хлеб и хлебопродукты.

Вместе с тем, подъем животноводства, рост урожайности сахарной свеклы, укрепление и развитие рыбной промышленности — создали в настоящий момент все необходимые условия для ликвидации карточной системы также по мясу, жирам, рыбе, сахару и картофелю.

Ликвидация карточной системы по мясу, жирам, рыбе, сахару и картофелю должна осуществляться по двойным ценам — высоким коммерческим в городах, областях и республиках.

Снижение цен и слишком низких нормированных, — и обеспечить установление единых для каждой из областей (республик) продажных государственных цен на уровне между существующими коммерческими и нормированными ценами. Успешное проведение этих мероприятий обеспечит в дальнейшем снижение цен по мясу, жирам, рыбе, сахару, картофелю и другим продуктам, — по примеру проводимого сейчас снижения цен на хлеб.

Исходя из этого, Совнарком Союза ССР и ЦК ВКП(б) признают необходимыми:

1. Снизить с первого октября 1935 года ныне действующие цены на пшеничный хлеб, муку, зерно, макароны, крупу и рис, а также на массовые сорта кондитерских изделий.

2. Отменить с первого октября 1935 года карточную систему снабжения мясом и мясопродуктами, жирами, рыбой и рыбопродуктами, сахаром и картофелем и установить продажу этих продуктов населению из государственных и кооперативных магазинов по единым государственным ценам.

По пятому поясу — с двух рублей семидесяти копеек до двух рублей тридцати копеек.

По шестому поясу — с двух рублей восьмидесяти копеек до двух рублей сорока копеек.

По седьмому поясу — с трех рублей пятидесяти копеек до двух рублей семидесяти копеек.

По восьмому поясу — с трех рублей сорока копеек до трех рублей.

По девятому поясу — с трех рублей семидесяти копеек до двух рублей тридцати копеек.

По десятому поясу — с двух рублей шестидесяти копеек до двух рублей двадцати копеек.

По одиннадцатому поясу — с двух рублей восьмидесяти копеек до двух рублей сорока копеек.

По двенадцатому поясу — с трех рублей десяти копеек до двух рублей семидесяти копеек.

По тринадцатому поясу — с трех рублей сорока копеек до двух рублей семидесяти копеек.

По четырнадцатому поясу — с трех рублей сорока копеек до двух рублей семидесяти копеек.

сорока копеек до двух рублей тридцати копеек.

По шестому поясу — с двух рублей пятидесяти копеек до двух рублей сорока копеек.

По седьмому поясу — с двух рублей шестидесяти копеек до двух рублей пятидесяти копеек.

По восьмому поясу — с двух рублей семидесяти копеек до двух рублей пятидесяти копеек.

По девятому поясу — с двух рублей пятидесяти копеек до двух рублей тридцати копеек.

По десятому поясу — с четырех рублей до трех рублей восьмидесяти копеек.

По одиннадцатому поясу — с четырех рублей до двух рублей пятидесяти копеек.

По двенадцатому поясу — с четырех рублей до двух рублей тридцати копеек.

По тринадцатому поясу — с четырех рублей до двух рублей тридцати копеек.

По четырнадцатому поясу — с четырех рублей до двух рублей тридцати копеек.

По пятнадцатому поясу — с четырех рублей до двух рублей тридцати копеек.

лей пятидесяти копеек до трех рублей десяти копеек.

По седьмому поясу — с трех рублей шестидесяти копеек до трех рублей двадцати копеек.

По восьмому поясу — с трех рублей семидесяти копеек до трех рублей тридцати копеек.

По девятому поясу — с трех рублей семидесяти копеек до трех рублей тридцати копеек.

По крупе ячменной дробленой (за килограмм):

По первому поясу — с одного рубля двадцати копеек до одного рубля десяти копеек.

По второму поясу — с одного рубля восьмидесяти копеек до одного рубля десяти копеек.

По третьему поясу — с одного рубля пятидесяти копеек до одного рубля тридцати копеек.

По четвертому поясу — с одного рубля шестидесяти копеек до одного рубля сорока копеек.

По пятому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля пятидесяти копеек.

По шестому поясу — с одного рубля восьмидесяти копеек до одного рубля пятидесяти копеек.

По седьмому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля пятидесяти копеек.

### О снижении розничных цен на хлеб, муку и крупу

1. По пшеничному хлебу: Снизить государственные розничные цены на: а) ржаной хлеб из муки 95-процентного помола (за килограмм). По первому поясу — с восьмидесяти копеек до 60 копеек. По второму поясу — с девяноста копеек до семидесяти пяти копеек. По третьему поясу — с одного рубля до восьмидесяти пяти копеек. По четвертому поясу — с одного рубля десяти копеек до девяноста пяти копеек. По пятому поясу — с одного рубля двадцати копеек до одного рубля пяти копеек. По шестому поясу — с одного рубля двадцати пяти копеек до одного рубля десяти копеек. По седьмому поясу — с одного рубля двадцати пяти копеек до одного рубля десяти копеек.

По третьему поясу — с двух рублей до одного рубля семидесяти копеек. По четвертому поясу — с двух рублей двадцати копеек до одного рубля девяноста копеек. По пятому поясу — с двух рублей сорока копеек до двух рублей десяти копеек. По шестому поясу — с двух рублей пятидесяти копеек до двух рублей двадцати копеек. По седьмому поясу — с двух рублей шестидесяти копеек до двух рублей десяти копеек. 2. По муке и крупяной продукции: Снизить государственные розничные цены на муку: а) ржаную, девяноста-процентного помола (за килограмм). По первому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек.

По второму поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По третьему поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По четвертому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По пятому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По шестому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По седьмому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По восьмому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По девятому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По десятому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По одиннадцатому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По двенадцатому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По тринадцатому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По четырнадцатому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек. По пятнадцатому поясу — с одного рубля семидесяти копеек до одного рубля десяти копеек.

По шестому поясу — с четырех рублей семидесяти копеек до четырех рублей сорока копеек. По седьмому поясу — с пяти рублей до четырех рублей семидесяти копеек. По восьмому поясу — с пяти рублей до четырех рублей семидесяти копеек. По девятому поясу — с пяти рублей до четырех рублей семидесяти копеек. По десятому поясу — с пяти рублей до четырех рублей семидесяти копеек. По одиннадцатому поясу — с пяти рублей до четырех рублей семидесяти копеек. По двенадцатому поясу — с пяти рублей до четырех рублей семидесяти копеек. По тринадцатому поясу — с пяти рублей до четырех рублей семидесяти копеек. По четырнадцатому поясу — с пяти рублей до четырех рублей семидесяти копеек. По пятнадцатому поясу — с пяти рублей до четырех рублей семидесяти копеек.

По крупе овсяной дробленой (за килограмм): По первому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По второму поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По третьему поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По четвертому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По пятому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По шестому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По седьмому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По восьмому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По девятому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По десятому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По одиннадцатому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По двенадцатому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По тринадцатому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По четырнадцатому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек. По пятнадцатому поясу — с одного рубля десяти копеек до одного рубля десяти копеек.

E-0112







發信用執務用		9	
主	信		
附	甲		
	乙		
	丙		
	丁		
備考	類E.1.1.0.5-1)		

要寫一部  
應案

文書課長	文書課發送	昭和拾年拾月貳日	發送済
主 歐亞局長	主 第一課	昭 和 拾 年 拾 月 貳 日	日 附 附 屬
歐一普通台第三四號			
淨書	正校(原稿)	(淨書)	
昭和十年九月廿	日起草		

受 信 人	戸田農林省農務局長	東 郷 歐 亞 局 長
名 人	村瀬商工省商務局長	
件 名	肉類其他ノ切符配給制度廃止	
名 件	ニ付御参考ノ爲右茲ニ送付ス	
本件ニ關シ今般在	田 大 使	ヨリ別紙寫ノ通報告アリタル
ニ付御参考ノ爲右茲ニ送付ス		
本信送付先	農林省、商工省	
(昭和十年九月廿六日附在)	大使館來(往)電	第四六六號寫單附屬添附

別紙

電信寫

出報

駐在莫斯科  
本省

廿六日午後  
九月廿七日附看

廣田外務大臣宛

大田大使宛電報

九月

二十六日各紙ハ二十五日附政府及黨決定トシテ(一)本年一月ヨリ切符  
 配給制度ヲ廢セラレタル廻廻券粉等ノ値下並ニ(二)肉、「バター」類、  
 魚肉、砂糖、馬鈴薯ニ對スル切符配給ノ廢止及廻廻以外一人一回賣  
 渡量ノ制限(例ヘハ肉ハ二斤)ヲ十月一日ヨリ實行スルコト並ニ各  
 地産の新勘定價格(一例ヲ舉クレハ現市場値段ニ比シ廻廻ハ一、二  
 割、肉四割、砂糖「バター」各三割以上減)ヲ發表シ右改正ノ理由ト  
 シテ廻廻切符廢止ノ成功及果園農産發達ハ値下ヲ可能ナラシメ且ツ

取直、甜菜及燕菜ノ發達ニ依リ前記各品以下ノ物資ニ付切符制度  
 ヲ廢シ以テ現在ノ高キ市場價格及法外ニ低廉ナル配給價格ヲ單一ナ  
 ラシメ且ツ投機ヲ根絶スルニアルコトヲ舉ケ居レリ  
 本年初期以來砂糖等ノ閉鎖配給ハ事實上一部ニ於テ廢止セラレ居タ  
 ルカ今回ノ改正ニ依リ一般ニ労働者ハ相當負擔ヲ増スヘキ處右ニ付  
 各紙論調ハ(一)近來食糧品ノ生産増加セルニ依リ從來労働者ニ對スル  
 獎勵ノ爲設ケラレタル閉鎖配給制ヲ止メ物資配給ノ圓滑ヲ計リ(二)市  
 場價格ヲ引下ケ留貨ノ購買力ヲ増進シテ労働者實質賃金ノ増加ヲ計  
 ルモノナル趣ヲ述ヘ大イニ右改正ヲ支持シ居レリ右電報

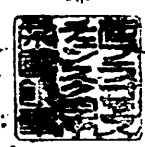
歐亞局

機密公第二〇〇號

昭和十年十月九日

在武市

領事代理 下村 未郎



昭和拾年拾月拾九日接

Handwritten notes and signatures in the right margin.

外務大臣 廣田 弘毅 殿

麵麩其ノ他ノ小賣値段引下並肉其ノ他  
ニ對スル切符制度廢止及値下ノ件

一九三五年九月二十五日附蘇聯邦人民委員會議及全聯邦共產黨中央  
委員會決定ヲ以テ本年十月一日ヨリ麵麩、麥粉及碾割ノ小賣値段引  
下ケラレ肉、肉製品、魚、砂糖、菓子、脂肪及馬鈴薯ニ對スル切符

在ブラゴウエスチエンスク領事館

分類 E1.1.0.5-1リ

制度廢止セラルト共ニ値下ケセラルト事トナリタルニ依リ食料品  
ノ高値ヲ啣チタル當地方一般住民ノ要望ハ一見相叶ヒタルヤニ見ユ  
ルモ其ノ値下率餘リニ僅少ナルヲ以テ經濟的ニ逼迫セル當地方一般  
住民ノ困窮状態ヲ緩和スルニハ未タ遙ニ及ハサルモノアリ例ヘハ黑  
麵麩ハ一疋一留三十哥ナリシヲ一留十五哥ニ白麵麩ハ二留六十哥ナ  
リシヲ二留五十哥ニ麥粉ハ三留九十哥ナリシヲ三留五十哥ニ蕎麥碾  
割ハ四留九十哥ナリシヲ四留七十哥ニ粟碾割ハ五留四十哥ナリシヲ  
四留九十哥ニ「~~カ~~」~~カ~~ロニ「ハ五留四十哥ナリシヲ四留六十哥ニ砂糖  
ハ七留乃至八留ナリシヲ五留五十哥乃至五留九十哥ニ菓子及馬鈴薯  
ハ略國定値段ニ値下ケセラレタリトハ云ヘ勞働賃銀百留内外ノ一般  
勞働者ニハ未タ到底購フヘクモ非ス而モ彼等ニ許サレタル唯一ノ權

在ブラゴウエスチエンスク領事館

タル廻連ノ値下率殊ニ僅少ナルハ本決定ノ趣旨那邊ニ在ルヤ諒解ニ  
苦シム所ナリ尤モ此等品目ニ對シテハ曲リナリニモ新國定値段履行  
セラレ居ルモ其ノ他品目ニ對シテハ種々口實ノ下ニ新國定値段ヲ履  
行シ居ラサルモノ多々アリ例ヘハ牛肉ハ一疋九留五十哥乃至十二留  
ニテ販賣スヘキヲ此種牛肉ハ品切ナリトテ二十留内外ニテ販賣シ居  
ルカ如キ「カルバス」ハ最上品二十五留ナルヘキヲ三十四留ニテ魚  
ハ三留七十五哥ニテ販賣スヘキ鱈ヲ四留七十哥ニテ「バター」ハ最  
上品ニテ十七留ナルヘキニ中等品ヲ二十一留五十哥ニテ販賣シ居ル  
カ如キ有様ナリ

斯クノ如ク品目ニ依リテハ必スシモ新國定値段實現セラレ居ラサル  
モノアル而已ナラス品薄ノ爲購入量ニ制限アリ券々販賣機關ノ無秩  
序、無統制ト相俟チ店前ノ行列ハ依然トシテ跡ヲ絶タサル現狀ナル

在ブラゴウエスチエンスク領事館

ヲ以テ政府及黨筋ニ於テ本決定ノ效果トシテ高調スル勞働賃銀ノ實  
質的値上ケ消費量増進ノ如キハ期待スヘクモ非ス思考セラレ  
右報告ス

本信寫送付先 在蘇滿各大使

在黑河大谷副領事

在ブラゴウエスチエンスク領事館



調査部第三課

12.1.0.5-1

公第二〇九號

昭和十年十一月十八日

在オデッサ

領事 平田

外務大臣 廣田 弘毅 殿



物資配給状況ニ關スル件

富國ニ於テハ五月一日及十一月七日ノ大祭日ヲ目當テニ物資ノ大量配給ヲナスコトハ從來ノ慣習トナリ居リ其他ノ時期ニ於テハ配給状態兎角圓滿ヲ缺キ來リタルカ大局ヨリ見ルニ輕工業生産品タル日常生活必需品ハ品質ハ兎ニ角數量ニ於テハ漸次緩慢作ラモ増加シツ、アルハ明カナル事實ナリ  
唯郡部ニ在リテハ輸送上ノ不便ト配給ノ施設不充分ナル爲メ依然物資ノ不足大ナル爲メ政府當局ハ過般法令ヲ以テ郡部ノ物資配給ニ主力ヲ注クヘキ旨ヲ通達セリ

在オデッサ日本領事館

當市ニ於ケル最近生活必需品ノ物資配給状況ニ關シ左ノ通り報告ス  
本信爲送付先 在蘇大使

在オデッサ日本領事館

手記  
昭和三拾年十一月拾四日  
平田

記

六 食料品

冬期ニ入りタル爲メ新鮮野菜類ハ激減セルモ罐詰、鹽藏品等ハ十一月七日ノ大祭ヲ期シ多量市場ニ現ハレタリ  
唯馬鈴薯ノミハ如何ナル理由ナルヤ配給不良ニシテ到底需要ヲ滿シ得ス殊ニ冬期用トシテ一時ニ多量買込ノ時期ナルニ斯ノ如ク品薄ニテ一般ノ不平大ナリ

「パン」ハ麥粉ノ配給順調ニテ最近店頭ニ行列ヲ認メサルニ至レリ白「パン」ハ數量多カラサルモ品質ハ向上セリ

六 衣類等

衣類用羅紗ハ相當多數配給セラレ一般市民ノ服裝モ改善セラレツツアルモ品質依然不良ニシテ永續性ヲ缺ク

「カラー」「ワイシャツ」中折帽等モ品質劣等乍ラモ市場ニ現ハレ幾分需用アルカ如シ

在オデッサ日本領事館

六 靴

婦人帽ナトモ割合ニ多ク販賣セラレ從來ノ「ベレー」ヲ廢シ新形帽子ヲ着用スル者出テ來レリ

靴ハ需用極メテ多キニ不拘常ニ品薄ニテ品質モ亦良好ナラス  
一般ニ皮革製品ノ市場供給ハ從來ヨリ改善ノ點少ナシ

六 茶、「コーヒー」

從來紅茶ハ真正ノモノ皆無ニシテ代用品ノミナリシカ今回當市ニ初メテ茶「コーヒー」專問店開設セラレタリ最上等品ト稱スルモノハ真正ノ茶ナルモ品質ニ於テハ外國ニ於ケル中等品以下ノ價格法外ニ高ク僅カ五十五瓦ニ付六留ナルヲ以テ到底一般市民ノ需用ヲ滿ス能ハス

「コーヒー」ハ從來「トルグシン」ニテ偶販賣セラレタルコトアルモ品質不良ニシテ飲用ニ堪ヘサリシカ今回開設セラレタル茶「コーヒー」店ニテ販賣ノモノハ相當良好ノモノナリ然ルニ一疋五十留ト云フ高價ナルヲ以テ廣キ需用ヲ期待スルコトハ不可能ナル

在オデッサ日本領事館

ヘシ  
生活必需品以外ノ物資  
食料品以外ノ工業産品ハ概言スレハ数量品質共ニ少シモ改善セラ  
レス

在オデッサ日本領事館

E-0112